



ゆたかな心こころが育そだつまじ

第5期 都城市障がい者計画

令和6(2024)年度～令和11(2029)年度

第7期 都城市障がい福祉計画及び

第3期 都城市障がい児福祉計画

令和6(2024)年度～令和8(2026)年度



令和6年3月
都城市

はじめに

我が国では、障がいのある人の数は年々増加傾向にあり、それに伴って障がい福祉を取り巻くニーズも多様化しています。令和5年3月に閣議決定された、国の第5次障害者基本計画では、「地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調」を基本原則とし、障がいのある人の社会参加を推進するための方向性が示されました。



本市においては、令和2年3月に「第4期都城市障がい者計画」を策定し、「ゆたかな心が育つまち」を基本理念に掲げ、障がいのある人が地域の中で安心して暮らせるまちづくりを推進してまいりました。そしてこの度、国の基本計画を踏まえつつ、障がい福祉を取り巻く多様なニーズに対応するため、障害者総合支援法に基づく「障がい福祉計画」と児童福祉法に基づく「障がい児福祉計画」を一体的に盛り込んだ、「第5期都城市障がい者計画、第7期都城市障がい福祉計画及び第3期都城市障がい児福祉計画」を策定しました。

本計画では、障がいのある人やその家族、サービスを提供する事業所等が抱える課題等に対応した障がい福祉施策を展開することとしています。障がいのある人の自己決定の支援、バリアフリーの社会づくり、差別解消の推進など、地域全体で支える体制づくりのさらなる推進に取り組んでまいりますので、市民の皆様のご理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に本計画の策定にあたり、アンケート調査に御協力いただきました関係団体や市民の皆様、貴重な御提言をいただきました都城市障害者施策推進協議会の委員の皆様にご心から感謝申し上げます。

令和6年3月

池田 宜永
都城市長

池田 宜永

もくじ
目次

だい ぶ 　　そうろん 第1部 　　総論.....	1
だい しょう けいかく がいよう 第1章 　　計画の概要.....	1
1. けいかく さくてい はいけい しゅし 計画策定の背景と趣旨.....	1
2. けいかく いちづ 計画の位置付け.....	4
3. けいかく きかん 計画の期間.....	5
4. けいかく きほんりねん きほんてき ほうこうせい 計画の基本理念と基本的な方向性.....	6
5. けいかく きほんてきしてん 計画の基本的視点.....	6
6. けいかく たいけい 計画体系.....	8
7. けいかく さくていたいせい 計画の策定体制.....	10
だい しょう とうけい みやこのじょうし げんじょう 第2章 　　統計からみる都城市の現状.....	12
1. じんこう どうたい 人口動態.....	12
2. しょう しゃ じょうきょう 障がい者の状況.....	14
3. なんびょうかんじゃ じょうきょう 難病患者の状況.....	20
4. しょう じ しゅうがく じょうきょう 障がい児の就学の状況.....	22
5. しょう しゃ こよう じょうきょう 障がい者の雇用の状況.....	23
だい しょう ちょうさ みやこのじょうし げんじょう 第3章 　　アンケート調査からみる都城市の現状.....	24
1. けいはつ こうほう 啓発・広報.....	24
2. せいかつ しえん 生活支援.....	30
3. きょういく いくせい 教育・育成.....	33
4. こよう しゅうぎょう けいざいてきじりつ しえん 雇用・就業、経済的自立の支援.....	34
5. じょうほう 情報・コミュニケーション.....	36
6. せいかつ かんきょう 生活・環境.....	39
7. ふくし ささき ひと 福祉を支える人づくり.....	42
8. ぎょうせい どう はいりよ 行政サービス等における配慮.....	43
だい ぶ 　　だい きしょう しゃけいかく 第2部 　　第5期障がい者計画.....	45

だい しょう だい きけいかく しんちよくじょうきょう	47
第1章 第4期計画の進捗状況	47
1. 数値目標の評価	47
だい しょう ぶんやべつしきく てんかい	51
第2章 分野別施策の展開	51
1. 差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止	51
(1) 障がい者を理由とする差別の解消の推進	51
(2) 人権・権利を擁護するための仕組みづくり	54
(3) 障がい者虐待の防止	58
2. 安全・安心な生活環境の整備	60
(1) 公共施設のバリアフリー化の推進	60
(2) 外出・移動支援の充実	61
3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実	65
(1) 情報の取得及び利用・コミュニケーション支援の充実	65
4. 防災・防犯等の推進	74
(1) 災害時の避難救助体制等の充実	74
(2) 防犯・交通安全対策の推進	77
5. 行政等における配慮の充実	80
(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等	80
(2) 選挙等における配慮等	81
6. 保健・医療の推進	83
(1) 障がいの予防・早期発見	83
(2) 精神保健・医療施策の推進	84
(3) 難病に関する施策の推進	86
(4) 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実	87
7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進	89
(1) 相談支援体制の充実	89
(2) 在宅サービス等の充実及び質の向上	92
(3) 障がい児支援の充実	94
(4) 医療的ケア児等に対する支援	96
(5) 介護者のレスパイト先の充実	97
(6) 専門職種種の養成・確保	99
(7) NPO・ボランティア活動の推進	100

8.	きょういく しんこう	教育の振興	104
(1)	きょういく すいしん	インクルーシブ教育システムの推進	104
(2)	きょういくかんきょう せいび	教育環境の整備	106
9.	こよう しゅうぎょう けいざいてきじりつ しえん	雇用・就業、経済的自立の支援	108
(1)	しょう しゃこよう そくしん	障がい者雇用の促進	108
(2)	そうごうてき しゅうろうしえん	総合的な就労支援	110
(3)	ふくしてきしゅうろう そこあ	福祉的就労の底上げ	112
(4)	けいざいてきじりつ しえん	経済的自立の支援	113
10.	ぶんかけいじゅつかつどう どう しんこう	文化芸術活動・スポーツ等の振興	116
(1)	ぶんかかつどう すいしん	スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進	116
第3部	だい ぶ だい きしやう ふくしけいかくおよ だい きしやう じふくしけいかく	第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画	119
第1章	だい しょう ぜんきけいかく しんちよくじやうきやう	前期計画の進捗状況	121
1.	ぜんきけいかく せいかもくひやう ひやうか	前期計画の成果目標の評価	121
第2章	だい しょう せいかもくひやう せってい	成果目標の設定	129
1.	せいかもくひやう せってい	成果目標の設定	129
2.	しょう ふくし みこみりやう かくほほうさく	障がい福祉サービスの見込量と確保方策	138
3.	しょう じ みこみりやう かくほほうさく	障がい児サービスの見込量と確保方策	145
4.	ちいきせいかつしえんじぎやう すいしん	地域生活支援事業の推進	147
第4部	だい ぶ けいかく すいしん	計画の推進	153
第1章	だい しょう けいかく しんこうかんり	計画の進行管理	155
1.	けいかく しんこうかんり ひやうか みなお	計画の進行管理（評価、見直し）	155
2.	けいかく しゅうち	計画の周知	156
資料編	しりやうへん	資料編	157
	ようごかいせつ	用語解説	161

だい ぶ そうろん
第1部 総論

第1章 計画の概要

1. 計画策定の背景と趣旨

障がい者福祉施策の充実が世界的な流れとして進む中、障がい者の権利及び尊厳を保護し、促進するための包括的かつ総合的な条約である「障害者の権利に関する条約」の批准を平成26（2014）年1月に行いました。

近年、高齢化の進展や社会環境の変化に伴うストレスの増大等のさまざまな要因により、心身に障がいのある人が年々増加傾向にあり、障がいの重度化、重複化等により、障がい者のニーズも多様化しています。また、難病、発達障がい、高次脳機能障がいといった様々な障がいへの対応も求められています。

これらに対応すべく国においては、令和5年3月に令和5年度から令和9年度までの5か年を計画期間とする「第5次障害者基本計画」が閣議決定されました。

この計画では、障害者基本法第1条に定める「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進する」とする目的の達成はもちろんのこと、障がいのある方が自らの意思により地域で自立した生活を送れる社会の実現にも寄与することが期待されていることから、市町村が担う役割はこれまでも増して重要なものとなってきています。

本市では、国の動向や本市の実情に基づき、障がい者施策の基本理念や施策の方向性を定めるものとして、令和2年3月に「第4期都城市障がい者計画」、令和3年3月に「第6期都城市障がい福祉計画・第2期都城市障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある方に関する各種施策を推進してきました。

その中では、全ての人々が障がい者を正しく理解する心を持つことで、障がい者が地域の中で安心して暮らせるまちづくりを目指すと同時に思いやりの優しい気持ちを支える健やかなまちづくりを進めるため「ゆたかな心が育つまち」を基本理念に掲げ、総合的・横断的な取組を推進してきました。

このような背景の中、「第4期都城市障がい者計画」及び「第6期都城市障がい福祉計画」・「第2期都城市障がい児福祉計画」が令和5年度末に計画期間を満了することから、これまでの施策の進捗状況や障がい者のニーズ等を踏まえて計画を見直し、新たな「都城市障がい者計画」及び「都城市障がい福祉計画・都城市障がい児福祉計画」を策定することとしました。

< 近年の国の動き >

◆ 改正「障害者差別解消法」公布（令和3年6月）

障がいを理由とする差別の解消の一層の推進を図るため、民間事業者の合理的配慮の提供義務を法的義務とするとともに、行政機関相互間の連携の強化等について定められました。（令和6年4月施行）

◆ 「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（通称：医療的ケア児支援法）」施行（令和3年9月）

医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職を防止し、安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現を目的に、国・地方公共団体に対して、医療的ケア児への支援が義務化されました。

◆ 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（通称：障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）」施行（令和4年5月）

障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を総合的に推進し、もって全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的として定められました。

具体的には、地方公共団体の責務として、その地域の実情を踏まえ、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を策定し、及び実施する責務を有することなどが定められました。

◆ 「障害者基本計画（第5次）」策定（令和5年3月）

平成30年3月の「障害者基本計画（第4次）」策定以降の社会動向等を踏まえ、策定されたものであり、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とするものであることを継承しつつ、以下に掲げる社会の実現にも寄与することが期待されるものとして策定されたものです。

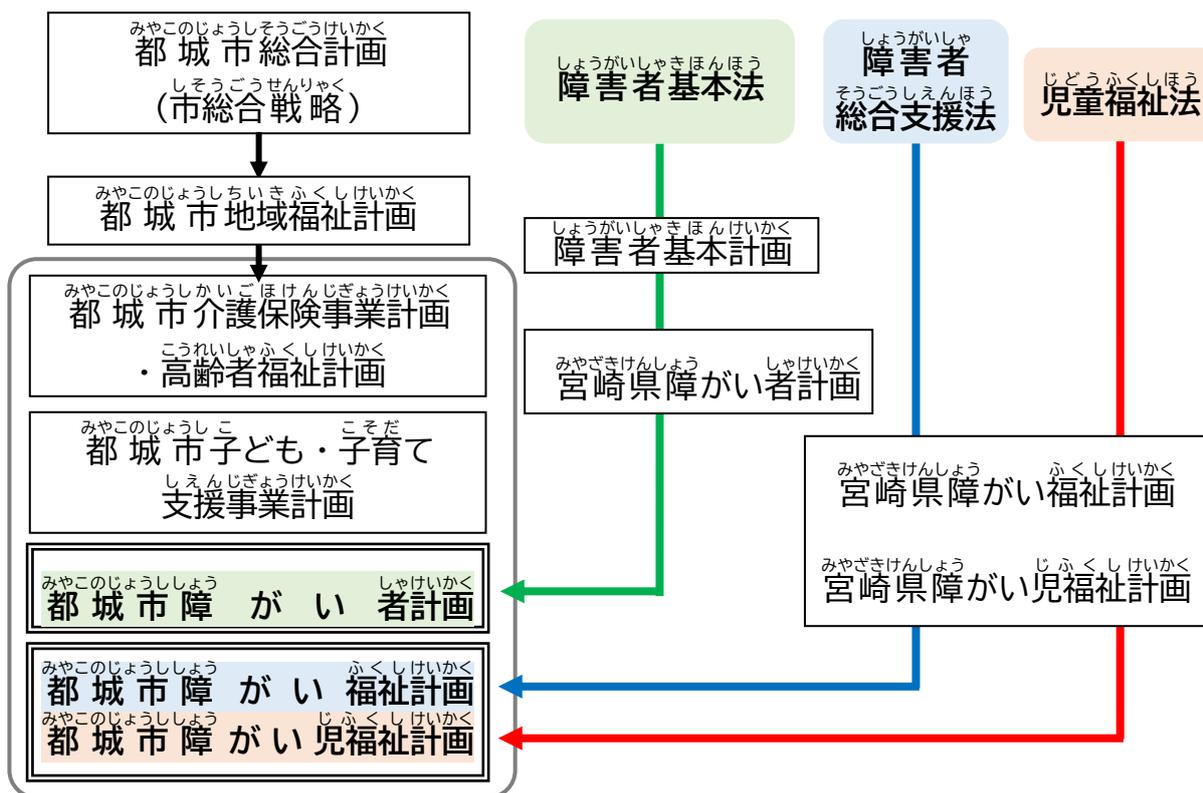
2. 計画の位置付け

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項に定められた「当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画」です。市における障がい者のための施策の、最も基本的な考え方などを定める、中長期の計画となります。

また、障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に定められた「市町村障害福祉計画」、障がい児福祉計画は、児童福祉法第33条の20に定められた「市町村障害児福祉計画」となり、この3つの計画を一体的に策定するものです。

また、本計画は、上位計画である「第2次都城市総合計画」や「地域福祉計画」をはじめ、市の各種関連計画及び国・県の計画との整合性を図っています。

◆上位・関連計画、根拠法



3. 計画の期間

これまで、障がい者計画は5年ごと、障がい（児）福祉計画は3年ごとに見直してききましたが、障がい者計画と障がい（児）福祉計画の計画始期を揃えることで両計画の連携を一層図りやすくするために、障がい者計画の計画期間を6年間に変更します。

- ① 障がい者計画
2024（令和6）年度から2029（令和11）年度まで（6年間）
 - ② 障がい福祉計画・障がい児福祉計画
2024（令和6）年度から2026（令和8）年度まで（3年間）
- ※ 障がい福祉計画と障がい児福祉計画は、3年間を基本として柔軟な期間設定が可能となりました。

2021 (R3) 年度	2022 (R4) 年度	2023 (R5) 年度	2024 (R6) 年度	2025 (R7) 年度	2026 (R8) 年度	2027 (R9) 年度	2028 (R10) 年度	2029 (R11) 年度
障がい者計画 (第4期)			障がい者計画 (第5期)					
障がい福祉計画 (第6期)			障がい福祉計画 (第7期)		障がい福祉計画 (第8期)			
障がい児福祉計画 (第2期)			障がい児福祉計画 (第3期)		障がい児福祉計画 (第4期)			

4. 計画の基本理念と基本的な方向性

ゆたかな心^{こころ}が育^{そだ}つまち

「第4期都城市障がい者計画」では、第2次都城市総合計画との整合を図り、
全ての人^{すべ}が障がい者^{ひと}を正しく理解^{しや}する心^{ただ}を持つ^{りかい}ことで、障がい者^{しょう}が地域^{しや}の中で^{ちいき}
安心して暮^{あんしん}らせるまちづくり^くを目標^{めざ}すると同時に思いやり^{どうじ}の優しい^{おも}気持ちが支^{やさ}える健^き
やかなまちづくり^{すす}を進める^{すす}ため「ゆたかな心^{こころ}が育^{そだ}つまち」を基本理念^{きほんりねん}に掲げました。
そして、全ての人^{すべ}が社会^{ひと}の一員^{しやかい}として、互^{いちいん}いに尊重^{たが}し、共^{そんちよう}に生活^{とも}する社会^{せいかつ}こそ普通^{しやかい}
の社会^{ふつう}であるという「ノーマライゼーション」と、障がい^{しょう}があってもライフステー^{しやかい}
ジ^{ふつう}全ての段階^{だんがい}において社会^{しやかい}経済^{けいぎ}的に普通^{ふつう}の生活^{せいかつ}を営^{いとな}むことを保障^{ほしょう}できるよう支援^{しえん}
する「リハビリテーション」の理念^{りねん}のもと、社会的障壁^{しやかい}の除去^{てきしよ}を推進^{すいしん}し、共生社会^{きやうせいしやかい}
の実現^{じつげん}にむけ施策^{しきく}の推進^{すいしん}を図^{はか}ってきました。

「第5期都城市障がい者計画」においてもこの基本理念^{きほんりねん}を踏襲^{とうしゆ}します。以下^いに
あ^あげる5つの基本視^{きほんしてん}点を踏^ふまえつつ、すべて^{しみん}の市民^{しみん}に「ゆたかな心^{こころ}が育^{そだ}つ」ように、
計画^{けいかく}を推進^{すいしん}していきます。

5. 計画の基本的視点

基本理念^{きほんりねん}の実現^{じつげん}に向けて、以下^いの5点を本計画^{ほんけいかく}の基本的^{きほんてき}な視点^{してん}とします。

(1) 障がい者の自己決定の尊重と意思決定の支援

障がい者^{しょう}の主体的^{しや}な選択^{しゆたいてき}や決定^{せんたく}を尊重^{けつてい}し、障がい者^{しょう}が基本的^{しや}な人権^{きほんてきじんけん}を有^{ゆう}する
社会^{しやかい}の一員^{いちいん}として、社会生活^{しやかいせいかつ}においてそれぞれの能力^{のうりよく}を發揮^{はつき}し、自立^{じりつ}して社会^{しやかい}
活動^{かつどう}に参加^{さんか}できるよう意思決定^{いしけつてい}を支援^{しえん}します。

(2) 住民とともに創る地域福祉の推進

障がいの有無に関わらず、住み慣れた地域で心豊かに暮らせるよう生活支援体制の充実を図るとともに、住民一人ひとりの共通課題として福祉への積極的な参加を促し、地域社会を支えるネットワークを強化して住民とともに地域特性に合った福祉を創ります。

(3) だれもが住みよいバリアフリーの社会づくり

障がいや障がい者に対する正しい理解を広めるとともに、障がい者の自立と社会参加を阻んでいる物理的な障壁、制度的な障壁、文化・情報における障壁、意識上の障壁などを除いていくこと（バリアフリー）により、障がい者が自由に社会活動できる平等な社会をめざします。

(4) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障がい者が障がいを理由として差別を受けたり、障がいへの配慮がないために暮らしにくさを感じたりすることがないように、障害者差別解消法の理念を普及させるとともに、社会的障壁の除去について必要かつ合理的な配慮を行うなど、障がいを理由とする差別を解消する施策に取り組みます。

(5) 障がい者のライフサイクルを見通した総合的な支援体制の

強化

障がい者に対する支援が、教育、福祉、医療、就労等の各分野の連携により、乳幼児期から就学期、成人期、高齢期までのライフサイクルの中で適切に行われ、連続性をもったものとなるよう、関係機関の連携と情報共有体制の強化を図ります。

6. 計画体系

基本理念
きほんりねん
ゆたかな心
こころ
が育つまち
そだ

1. 差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 障がい理由とする差別の解消の推進
- (2) 人権・権利を擁護するための仕組みづくり
- (3) 障がい者虐待の防止

2. 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 公共施設のバリアフリー化の推進
- (2) 外出・移動支援の充実

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報の取得及び利用・コミュニケーション支援の充実

4. 防災、防犯等の推進

- (1) 災害時の避難救助体制等の充実
- (2) 防犯・交通安全対策の推進

5. 行政等における配慮の充実

- (1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等
- (2) 選挙等における配慮等

6. 保健・医療の推進

- (1) 障がいの予防・早期発見
- (2) 精神保健・医療施策の推進
- (3) 難病に関する施策の推進
- (4) 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 相談支援体制の充実
- (2) 在宅サービス等の充実及び質の向上
- (3) 障がい児支援の充実
- (4) 医療的ケア児等に対する支援
- (5) 介護者のレスパイト先の充実
- (6) 専門職種養成・確保
- (7) NPO・ボランティア活動の推進

8. 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 障がい者雇用の促進
- (2) 総合的な就労支援
- (3) 福祉的就労の底上げ
- (4) 経済的自立の支援

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

7. 計画の策定体制

(1) 障がい福祉についてのアンケート調査の実施

本計画の策定に先立ち、障がい者の日常生活の状況や障がい者福祉施策に関するニーズ等を把握し、計画見直しの基礎資料とするために、「都城市の障がい福祉を推進するためのアンケート調査」（以下「アンケート調査」という。）を実施しました。

●アンケート調査の実施概要

調査対象	<p>対象 A：本市在住18歳以上の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者の中から無作為抽出した2,000人</p> <p>対象 B：本市在住18歳未満の身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の所持者及び障がい児サービス利用者の中から無作為抽出した500人（回答は保護者を含む）</p>
調査方法	郵送による配布・回収
調査期間	令和5年8月25日から令和5年9月15日まで
回収結果	<p>対象 A： 976件（回収率：48.8%）</p> <p>対象 B： 217件（回収率：43.4%）</p> <p>対象 C： 471件（回収率：47.1%）</p>

(2) 施策推進協議会での協議

方針・施策等の推進方策・あり方を調査審議、提言する場として、「施策推進協議会」を設置し、協議を行いました。この協議会は、障がい者関係団体の代表、学識経験者、福祉事業従事者、関係行政機関等で構成され、様々な見地からの議論をいただきました。

(3) 関係団体からの意見聴取

令和5年10月より、障がいのある人やその家族の団体及び事業所に対しアンケート調査を実施し、障がい者福祉に対する意見を聴取いたしました。

(4) パブリックコメントの実施

令和5年12月に、計画案を公表し、住民からの意見募集を行いました。

第2章 統計からみる都城市の現状

1. 人口動態

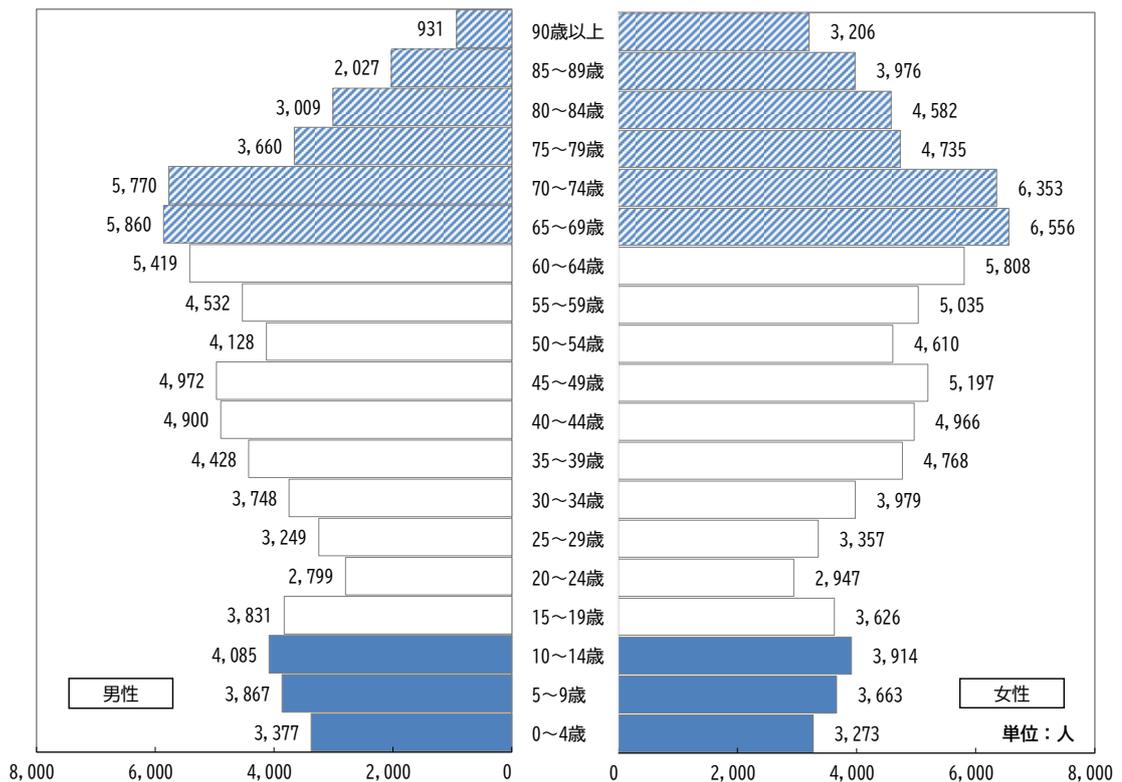
(1) 人口構造

本市の人口は、令和2年10月1日現在で、男性75,308人、女性85,332人、合計160,640人です。

年齢階層別にみると、60代と70代が多くなっています。

今後5年間で、現在比較的人口の多い60～74歳の階層が順次後期高齢期に達することから、計画期間中は高齢化率のさらなる上昇が見込まれます。

図表 1 人口ピラミッド(令和2年10月1日現在)



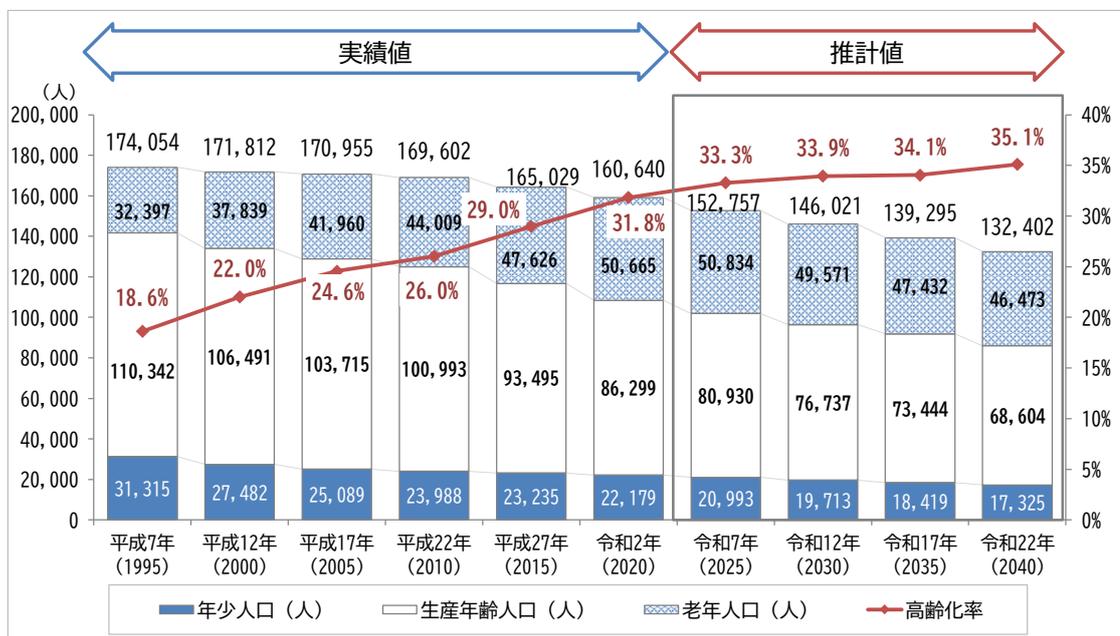
出典：国勢調査

(2) 人口等の推移

人口の推移を見ると、平成7年以降の総人口は減少傾向が続き、令和2年までの25年間で、13,414人（7.7%）減少しています。

また、年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口と15～64歳の生産年齢人口は、平成7年以降減少しているのに対して、65歳以上の高齢者人口は増加を続けています。それに伴い、平成7年から令和2年までの25年間で高齢化率が18.6%から31.8%に大きく上昇しています。

図表 2 年齢3区分別人口の推移



出典：平成7年～令和2年は「国勢調査」総務省、令和7年以降は国立社会保障・人口問題研究所

「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」より

※総人口は年齢不詳を含む。高齢化率は年齢不詳を除いた総数で算出。

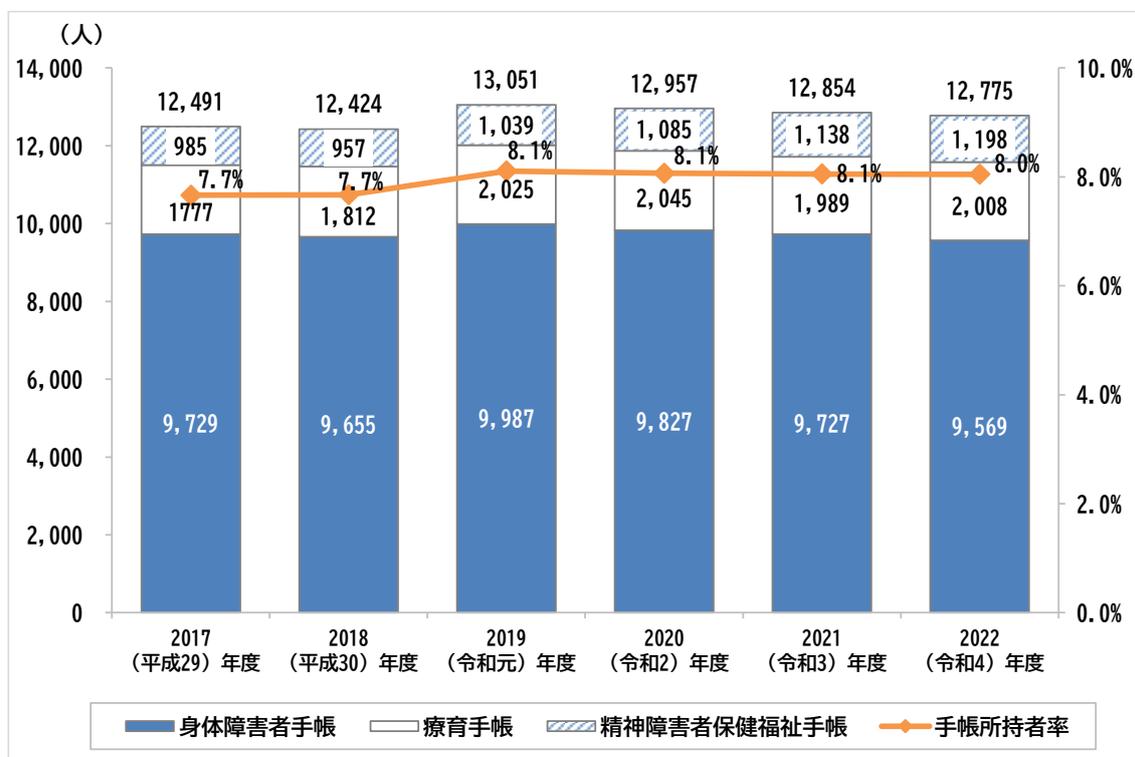
2. 障がい者の状況

(1) 障害者手帳所持者数の推移

本市の障害者手帳所持者数は、令和5年3月末現在延べ12,775人で、うち身体障害者手帳所持者が9,569人で全体の74.9%を占めています。

身体障害者手帳所持者は減少傾向で推移している一方、精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向となっています。

図表 3 障害者手帳所持者数



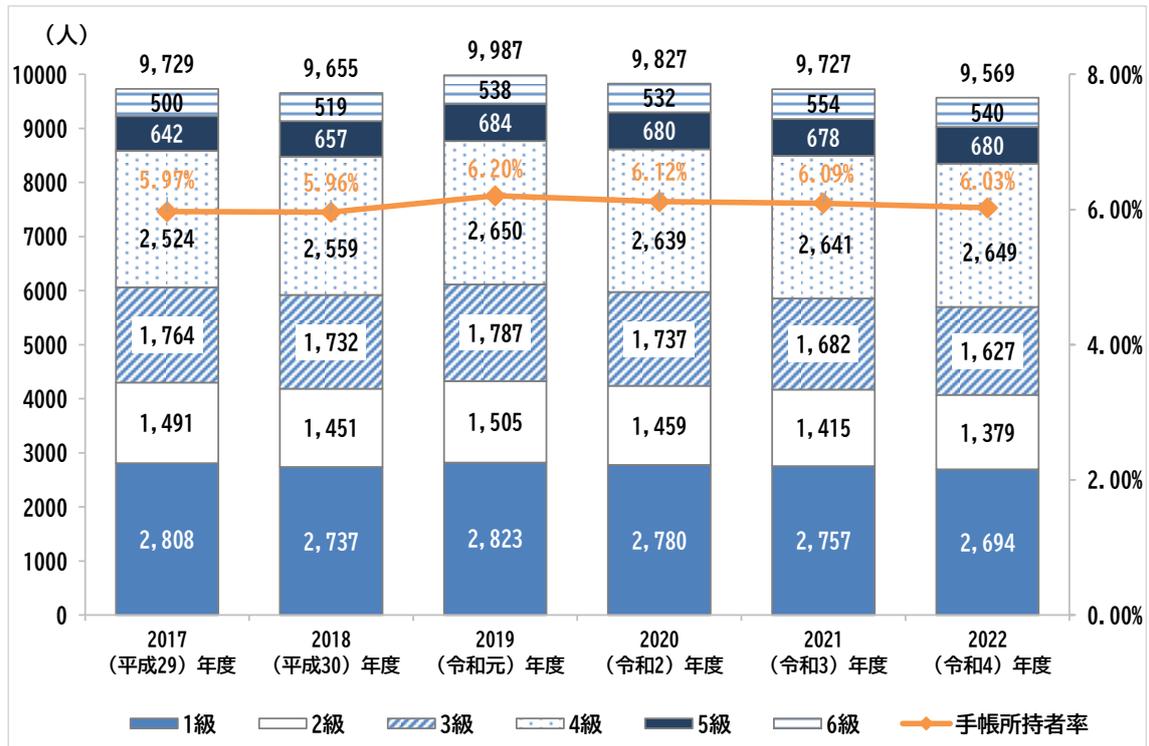
出典：保健所報告（各年度3月末）

(2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和元年度以降は減少傾向にあり、令和元年度から令和4年度までの3年間で、418人（4.2%）減少しています。

等級別に見ると、1級、2級、3級は減少傾向にあり、4級、5級、6級は横ばい傾向となっています。

図表 4 等級別身体障害者手帳所持者数の推移



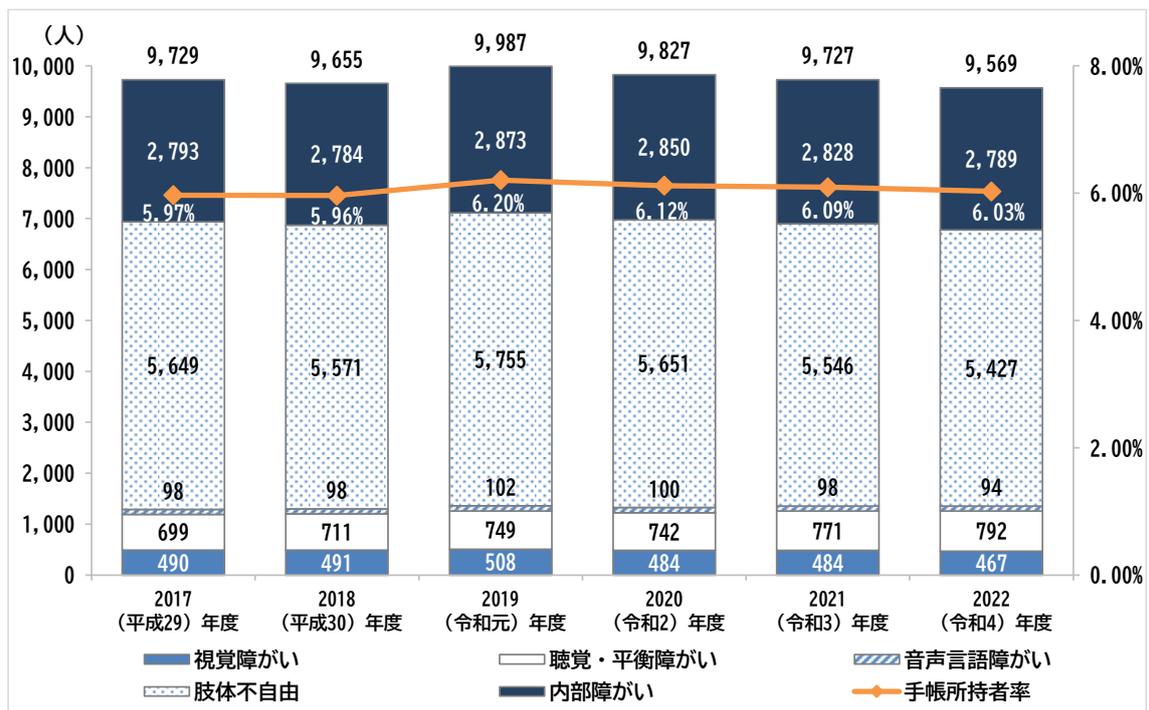
出典：保健所報告（各年度3月末）

(3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別毎に平成29年度からの推移を見ると「聴覚・平衡機能障がい」が増加傾向となっており、それ以外は減少傾向となっています。

令和4年度では、肢体不自由が5,427人（56.7%）と最も多く、次いで内部障がい（2,789人（29.1%））となっています。

図表 5 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移



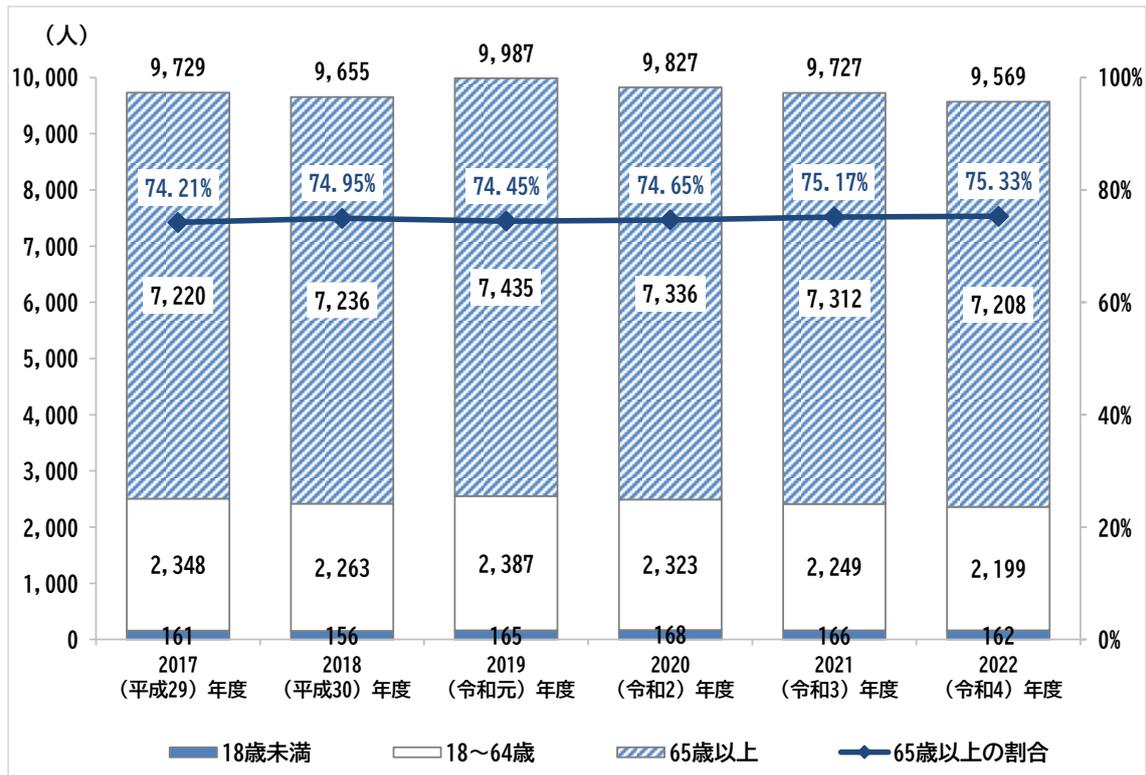
出典：保健所報告（各年度3月末）

(4) 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別に平成29年度からの推移を見ると、「18歳未満」は横ばい、「18～64歳」及び「65歳以上」は減少傾向となっています。

また、「65歳以上の割合」が微増傾向にあり、高齢化がみてとれます。

図表 6 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移



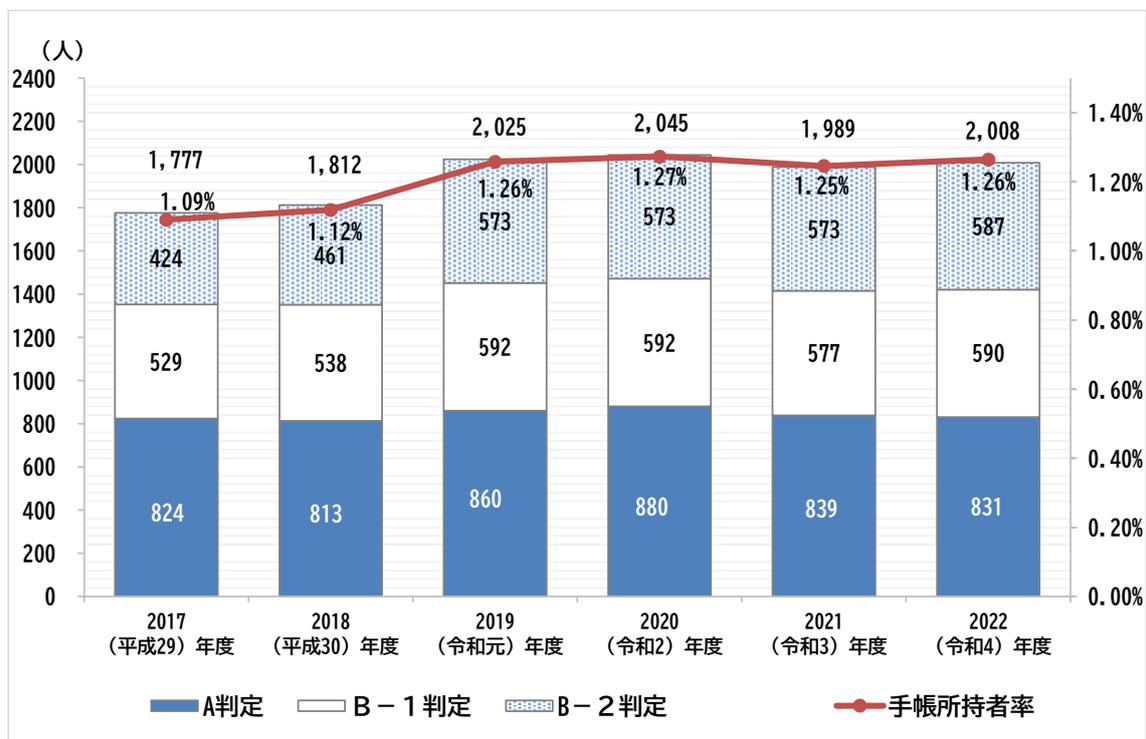
出典：保健所報告（各年度3月末）

(5) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、令和4年度末現在2,008人で、令和元年に急増した以降は、概ね横ばい傾向にあります。

障がい程度別に見ると、重度のA判定が831人、B-1判定が590人、B-2判定が587人となっており、平成29年度から令和4年度にかけて、A判定は0.8%増、B-1判定は11.5%増、B-2判定は38.4%増となっています。

図表 7 障がい程度別療育手帳所持者数の推移



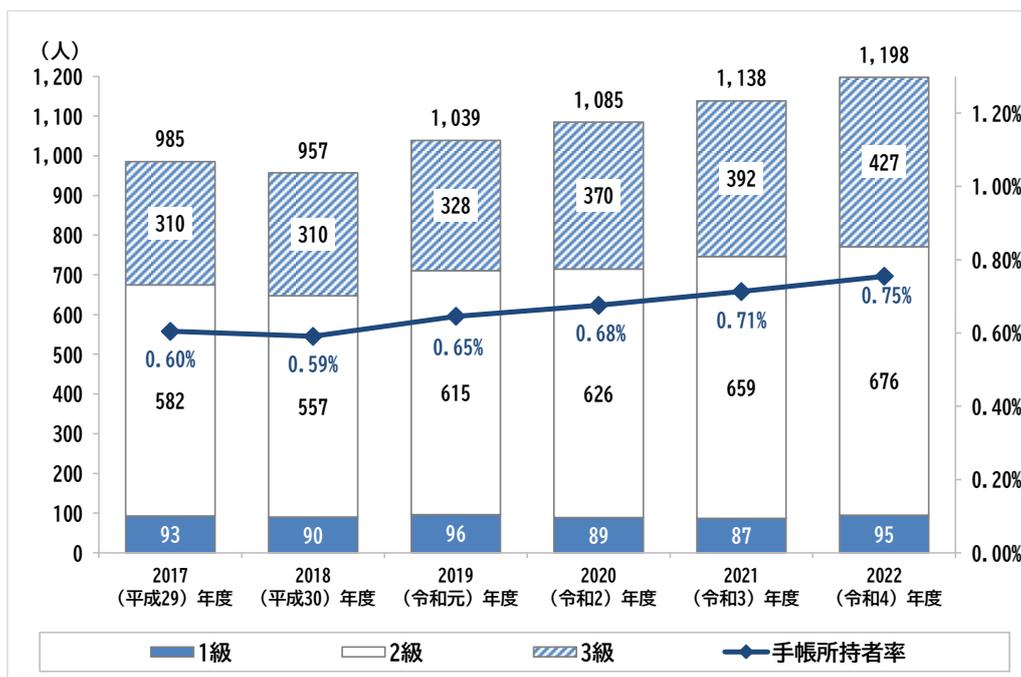
出典：保健所報告（各年度3月末）

(6) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和4年度末現在1,198人となり、増加傾向で推移しています。

また、障がいの等級別に見ると2級が最も多く、令和4年度で見ると、全体の56.4%を占めています。

図表 8 等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移



出典：保健所報告（各年度3月末）

(7) 自立支援医療（精神）利用者数の推移

本市の自立支援医療（精神）利用者数は、令和4年度末現在2,604人となり、令和元年度以降、増減があるものの概ね増加傾向にあります。

図表 9 自立支援医療（精神）利用者数の推移

（単位；人）

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
利用者数	2,353	2,657	2,510	2,604

※各年度末現在

3. 難病患者の状況

本市の特定疾患医療受給者証交付件数の推移は以下のとおりです。

図表 10 特定医療費受給者証交付件数

疾患群	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
球脊髄性筋萎縮症	3	2	1	2
筋萎縮性側索硬化症	21	24	22	17
脊髄性筋萎縮症	1	1	2	2
進行性核上性麻痺	13	17	14	15
パーキンソン病	222	238	203	195
大脳皮質基底核変性症	9	8	6	6
ハンチントン病	3	3	2	1
シャルコー・マリー・トゥース病	1	2	2	2
重症筋無力症	29	34	32	29
多発性硬化症	23	24	21	23
慢性炎症性脱髄性多発神経炎／多発性運動ニューロパチー	7	6	7	8
多系統萎縮症	19	19	22	20
脊髄小脳変性症	42	44	43	42
ライソゾーム病	4	3	3	3
副腎白質ジストロフィー	2	2	1	1
ミトコンドリア病	3	3	4	4
モヤモヤ病（ウィリス動脈輪閉塞症）	22	22	22	22
プリオン病	0	1	1	0
進行性多発性白質脳症	1	1	1	0
HTLV-1関連脊髄症	12	12	9	9
全身性アミロイドーシス	3	3	2	5
遠位型ミオパチー	4	5	3	3
神経線維腫症	5	7	7	8
天疱瘡	3	3	5	4
膿疱性乾癬（汎発型）	6	6	7	7
高安動脈炎	3	2	1	2
巨細胞性動脈炎	0	2	2	1
結節性多発動脈炎	1	1	1	1
顕微鏡的多発血管炎	8	10	11	11
多発血管炎性肉芽腫症	4	4	4	3
好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	3	3	3	3
悪性関節リウマチ	1	1	1	2
バージャー病	4	4	4	5
原発性抗リン脂質抗体症候群	2	2	1	2
全身性エリテマトーデス	73	77	71	73
皮膚筋炎／多発性筋炎	32	37	35	36
全身性強皮症	25	26	22	22
混合性結合組織病	20	20	18	17
シューグレン症候群	10	12	14	15
成人スチル病	3	4	4	3
再発性多発軟骨炎	1	1	1	0
パーチェット病	21	26	25	26
特発性拡張型心筋症	21	21	17	17
肥大型心筋症	8	8	7	6
再生不良性貧血	10	10	13	16
自己免疫性溶血性貧血	2	2	2	2
発作性夜間ハモグロビン尿症	1	1	1	1
突発性血小板減少性紫斑病	15	21	11	13
血栓性血小板減少性紫斑病	0	0	1	1
原発性免疫不全症候群	2	2	2	1
I g A腎症	10	16	10	10
多発性嚢胞腎	7	7	8	10
黄色靨帯骨化症	9	13	10	11
後縦靨帯骨化症	43	52	31	33
広範脊柱管狭窄症	3	4	4	4
特発性大腿骨頭壊死症	28	34	33	35
下垂体性ADH分泌異常症	6	6	5	5

疾患群	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
下垂体性PRL分泌亢進症	2	3	3	2
クッシング病	1	1	1	1
下垂体性成長ホルモン分泌亢進症	4	5	5	4
下垂体前葉機能低下症	29	28	28	30
家族性高コレステロール血症（ホモ接合体）	1	1	1	1
先天性副腎皮質酵素欠損症	3	3	3	3
アジソン病	2	2	2	2
サルコイドーシス	20	22	22	25
突発性間質性肺炎	54	64	61	65
肺動脈性肺高血圧症	5	3	3	3
慢性血栓性肺高血圧症	5	7	6	6
リンパ管筋腫症（LAM）	1	2	2	2
網膜色素変性症	63	63	57	52
原発性胆汁性肝硬変	19	20	19	21
原発性硬化性胆管炎	3	3	1	1
自己免疫性肝炎	5	6	7	9
クローン病	55	58	62	66
潰瘍性大腸炎	131	145	136	129
好酸球性消化管疾患	2	2	1	1
全身型若年性突発性関節炎	1	1	2	4
筋ジストロフィー	12	13	13	13
前頭側頭葉変性症	3	3	3	3
アレキサンダー病	1	1	1	1
レノックス・ガスター症候群	1	1	1	1
徐波睡眠期待持続性棘徐波を示すてんかん性脳症	2	2	2	0
類天疱瘡（後天性表皮水疱症を含む。）	5	4	4	4
突発性後天性全身性無汗症	1	1	1	1
弾性線維性仮性黄色腫	1	1	1	1
エーラス・ダンロス症候群	1	1	1	1
ウィルソン病	1	1	1	1
ヌーナン症候群	0	1	1	0
完全大血管転位症	1	1	1	1
単心室症	0	0	1	1
三尖弁閉鎖症	1	1	1	1
ファロー四徴症	0	2	2	2
急速進行性糸球体腎炎	1	2	1	1
一次性ネフローゼ症候群	10	12	9	8
紫斑病性腎炎	1	1	3	2
間質性膀胱炎（ハンナ病）	2	2	4	4
オスラー病	1	1	1	1
フォルフラム症候群	0	0	1	1
ビタミンD抵抗性くる病／骨軟化症	0	0	1	1
肝型糖尿病	1	1	1	1
シトステロール血症	1	1	1	1
脳髄黄色腫症	1	1	1	0
家族性地中海熱	1	1	1	1
強直性脊椎炎	4	4	5	5
骨形成不全症	1	1	1	1
巨大動静脈奇形	1	1	1	1
後天性赤芽球癆	3	3	3	3
自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	0	0	1	1
自己免疫性出血病XIII	1	1	0	0
IgG4関連疾患	5	5	5	6
黄斑ジストロフィー	1	1	1	1
好酸球性副鼻腔炎	4	5	6	9
突発性多中心性キャッスルマン病	1	1	1	1
進行性家族性肝内胆汁うっ滞症	0	0	0	1
合計	1,310	1,435	1,319	1,323

かくねんどまつげんざい
※各年度未現在

4. 障がい児の就学の状況

(1) 特別支援学校への就学状況

特別支援学校への就学状況は以下のとおりです。

図表 11 特別支援学校への就学状況

学校名	所在地	都城市からの在学者数（人）				
		幼児部	小学部	中学部	高等部	計
県立都城きりしま支援学校	都城市		60	52	79	191
県立都城さくら聴覚支援学校	都城市	6	9	4	1	20
県立清武せいりゅう支援学校	宮崎市		0	0	1	1
県立赤江まつばら支援学校	宮崎市	0	1	1	0	2
合計		6	70	57	81	214

令和5年5月1日現在

(2) 市内の特別支援学級の状況

市内の特別支援学級の状況は以下のとおりです。

図表 12 特別支援学級の学級数、児童・生徒数の推移

(単位：人)

区分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	
知的障がい	小学校	学級数	27	30	31
		児童数	96	113	116
	中学校	学級数	14	15	16
		生徒数	47	52	49
自閉症・情緒障がい	小学校	学級数	43	48	51
		児童数	212	244	278
	中学校	学級数	17	17	18
		生徒数	82	84	91

各年度5月1日現在

5. 障がい者の雇用の状況

(1) 企業の障がい者の雇用状況

令和4年6月1日現在、ハローワーク都城管内にある企業の障がい者の雇用状況は以下のとおりで、障がい者雇用率達成企業の割合は、全体の70.8%となっています。

図表 13 企業規模別の障がい者雇用状況

規模	企業数	労働者数 (人)	障がい者数 (人)	雇用率 (%)	法定雇用率 達成企業数	法定雇用率未 達成企業数
45.5～99人	105	6,874.5	149	2.36	70	35
100～299人	60	9,388.5	299.5	3.36	49	11
300～499人	6	2,324	49	2.22	4	2
500人以上	7	6,089	117.5	2.08	3	4
計	178	24,676	615	2.68	126	52

資料：都城公共職業安定所(令和4年6月1日現在)

- * 障がい者数には、重度障がい者(実人員×2)及び重度以外の障がい者を含む
- * 短時間(週所定労働時間20時間以上30時間未満)労働者1人は0.5人として集計

(2) 市の行政機関における障がい者の雇用状況

令和4年6月1日現在、市の障がい者雇用率は2.86%で、法定雇用率(2.6%)を満たしています。

図表 14 障がい者雇用状況

職員数 (人)	対象職員数 (人)	障がい者数 (人)	障がい者雇用率	法定雇用率
2027.5	1592.5	45.5	2.86%	2.6%

資料：都城市調べ(令和4年6月1日現在)

- * 都城市は、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条の規定による特例認定を受けているため、都城市教育委員会に勤務する職員を合算しています。

だい しょう ちょうさ みやこのじょうし げんじょう
第3章 アンケート調査からみる都城市の現状

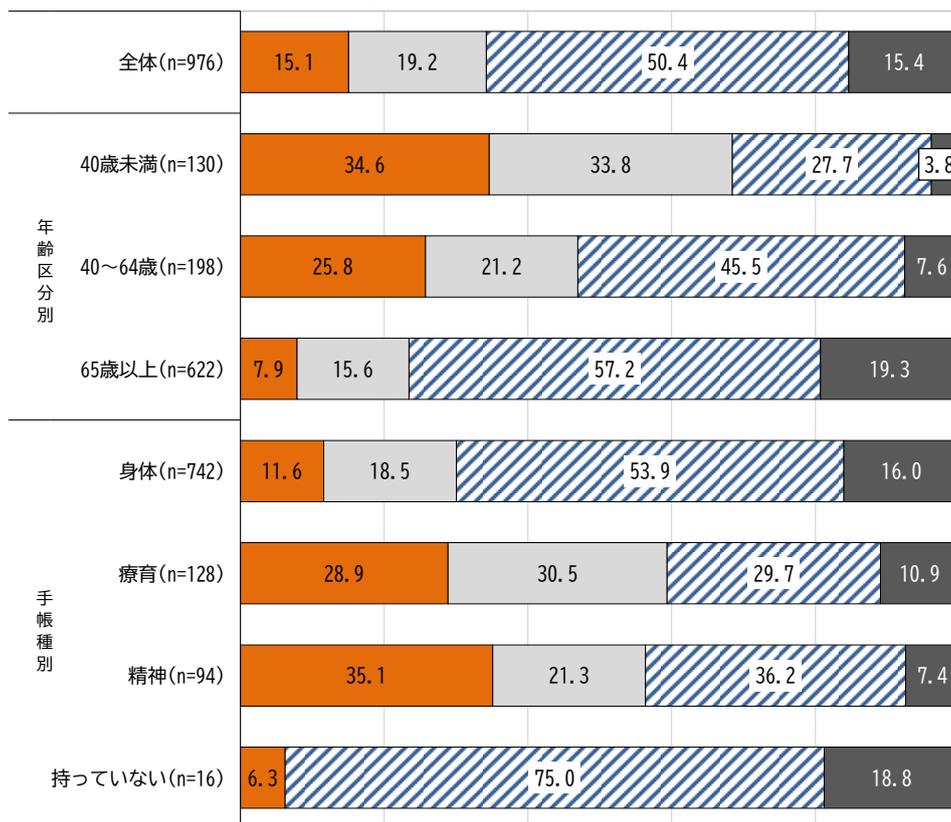
けいはつ こうほう
1. 啓発・広報

障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをした経験が「ある」または「少しある」と回答した人の割合が全体の34.3%となっています。

また、知的障がい者、精神障がい者の「ある」または「少しある」と回答した人の割合が概ね6割となっており、身体障がい者に比べると高くなっていることから、障がい種別によって差別を受けたり嫌な思いをする機会に差があることがわかります。(図表15参照)

図表 15 障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをした経験(障がい者)

(単数回答) 0% 20% 40% 60% 80% 100%

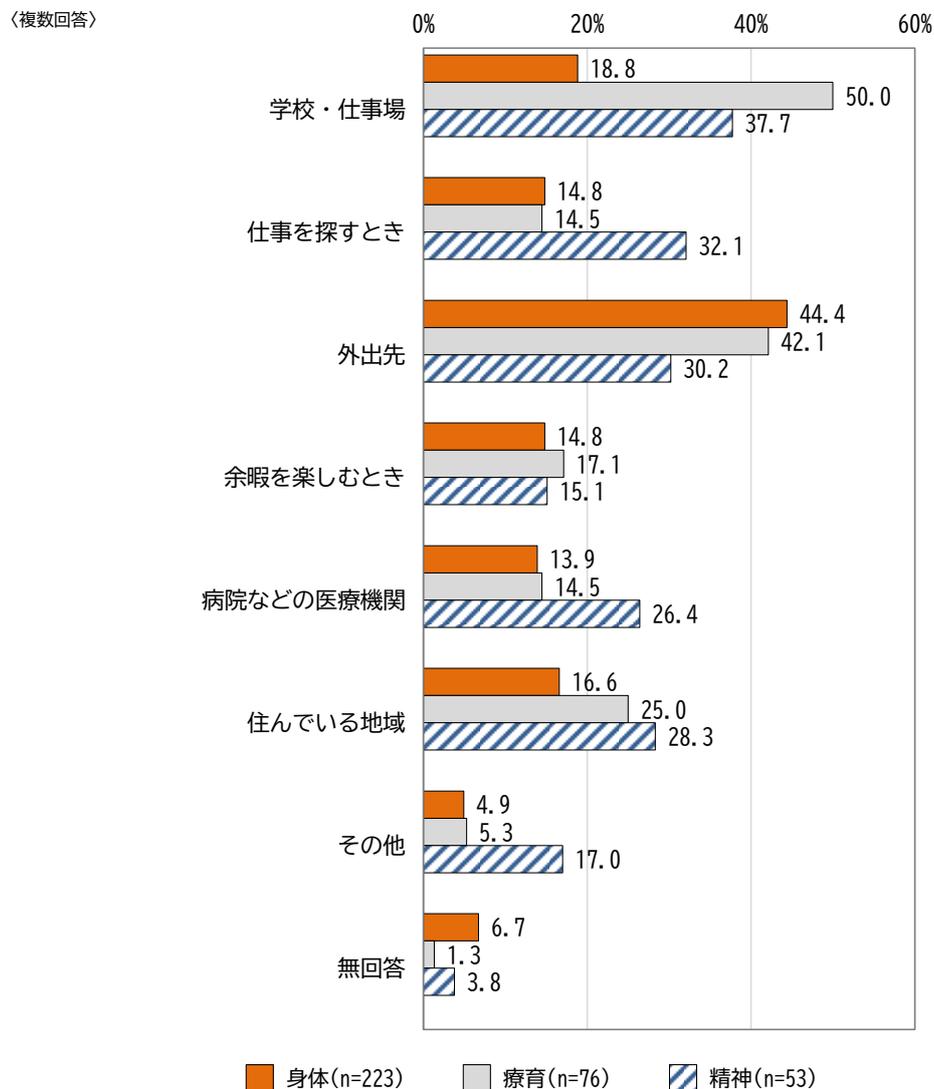


ある 少しだけある ない 無回答

差別を受けたり嫌な思いをした場所について、「外出先」と回答した人の割合は、
 いずれの障がい種別でも高くなっています。一方、知的障がい者は「学校」と回答
 した人が、精神障がい者は「仕事を探すとき」と回答した人が他の障がい種別と
 比べて多くなっています。このことから、障がい種別によって差別を受けたり嫌な
 思いをしやすい場所があることがわかります。(図表16参照)

全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と
 個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別
 の解消を進める必要があります。

図表 16 差別を受けたり嫌な思いをした場所(障がい者)

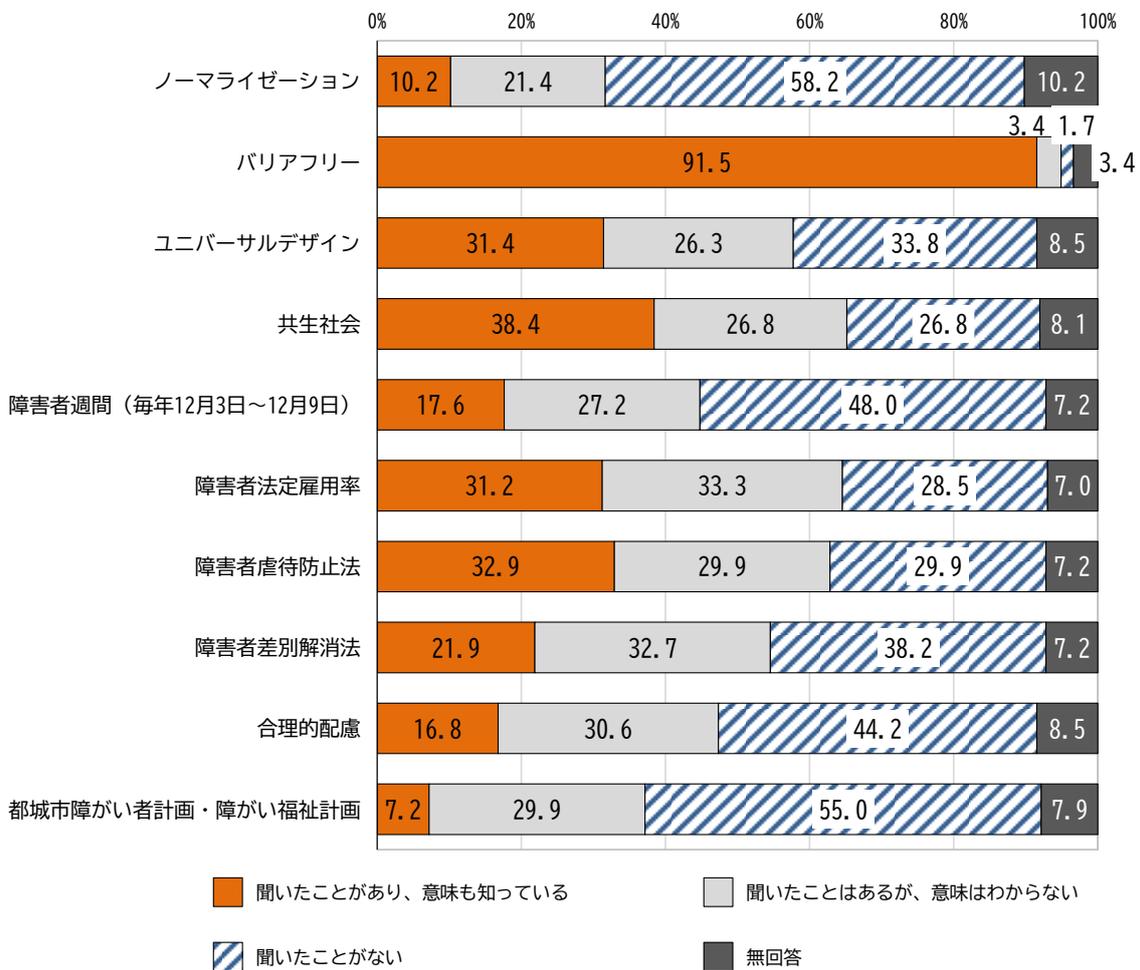


障がいのない市民に対して障がい者に関連のある言葉の認知度をたずねました。その結果、「聞いたことがあり、意味も知っている」と回答した人の割合が最も高かったのは「バリアフリー」(91.5%)となっています。また、「聞いたことがない」と回答した人の割合が最も高かったのは「ノーマライゼーション」(58.2%)となっています。(図表17参照)

「ノーマライゼーション」という言葉のみならず、他の言葉についても、市民が意味を知ること、障がいや障がい者に対する正しい理解を深めるために重要なことです。現状、障がい者に関連のある言葉の浸透が図れているとは言えず、啓発・広報活動に力を入れ、言葉の意味の周知をすることで障がい者の理解を深めることにつなげていく必要があります。

図表 17 障がいに関連のある言葉の認知度(障がいのない市民)

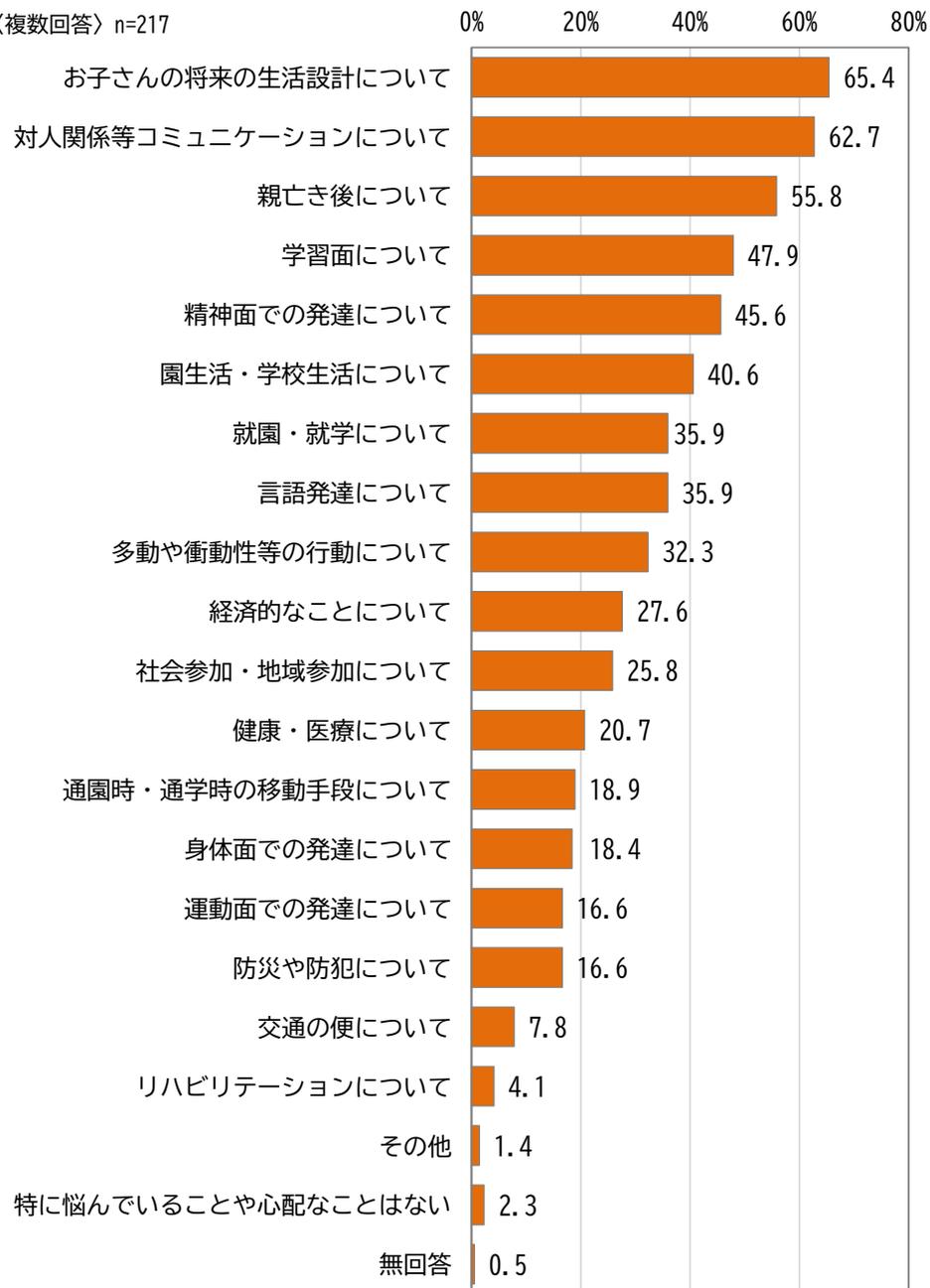
(単数回答) n=471



障がい児の保護者がお子さんのことで心配に思うことについては、「お子さんの将来の生活設計について」と回答した人の割合が最も高く 65.4%となっています。次いで、「対人関係等コミュニケーションについて」(62.7%)、「親亡き後について」(55.8%)となっています。また、図表18を見てわかるように障がい児の保護者がさまざまな悩みを抱えていることがわかります。

図表 18 障がい児の保護者がお子さんのことで心配に思うこと(障がい児)

〈複数回答〉n=217



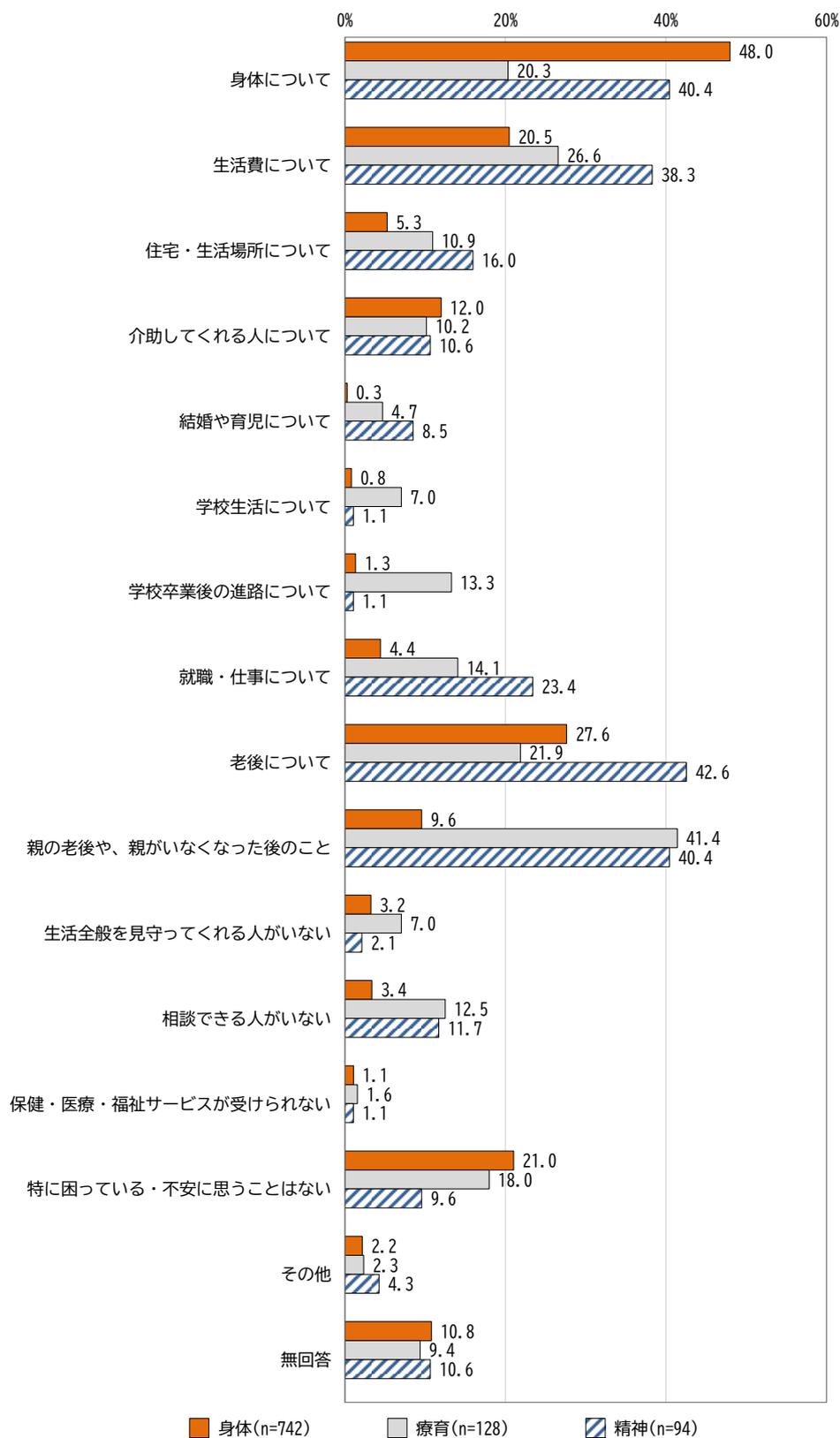
現在の生活で困っていることや不安に思っていることをたずねたところ、身体障がい者は「身体について」(48.0%)、知的障がい者は「親の老後や、親がいなくなった後のこと」(41.4%)、精神障がい者は「老後について」(42.6%)と回答した人の割合が最も高くなっています。障がい種別によって特徴があることがわかります。(図表19参照)

そういった中、知的障がい者、精神障がい者の「親の老後や、親がいなくなった後のこと」(知的41.4%、精神40.4%)と回答した人の割合が、身体障がい者(9.6%)に比べ高くなっています。

判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的・精神障がい者は、財産管理や生活上のさまざまな権利侵害を受けることが想定されるため、これらの障がい者の権利や財産などを守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、障がい者にはこれらの関連制度についての認知度はまだまだ低く、利用者も少ない状況にあります。親亡き後も障がい者が安心して地域で生活できるよう、制度の周知を行うことが必要です。

ずひょう げんざい せいかつ こま ふあん おも しょう しゃ
 図表 19 現在の生活で困っていることや不安に思っていること(障がい者)

〈複数回答〉

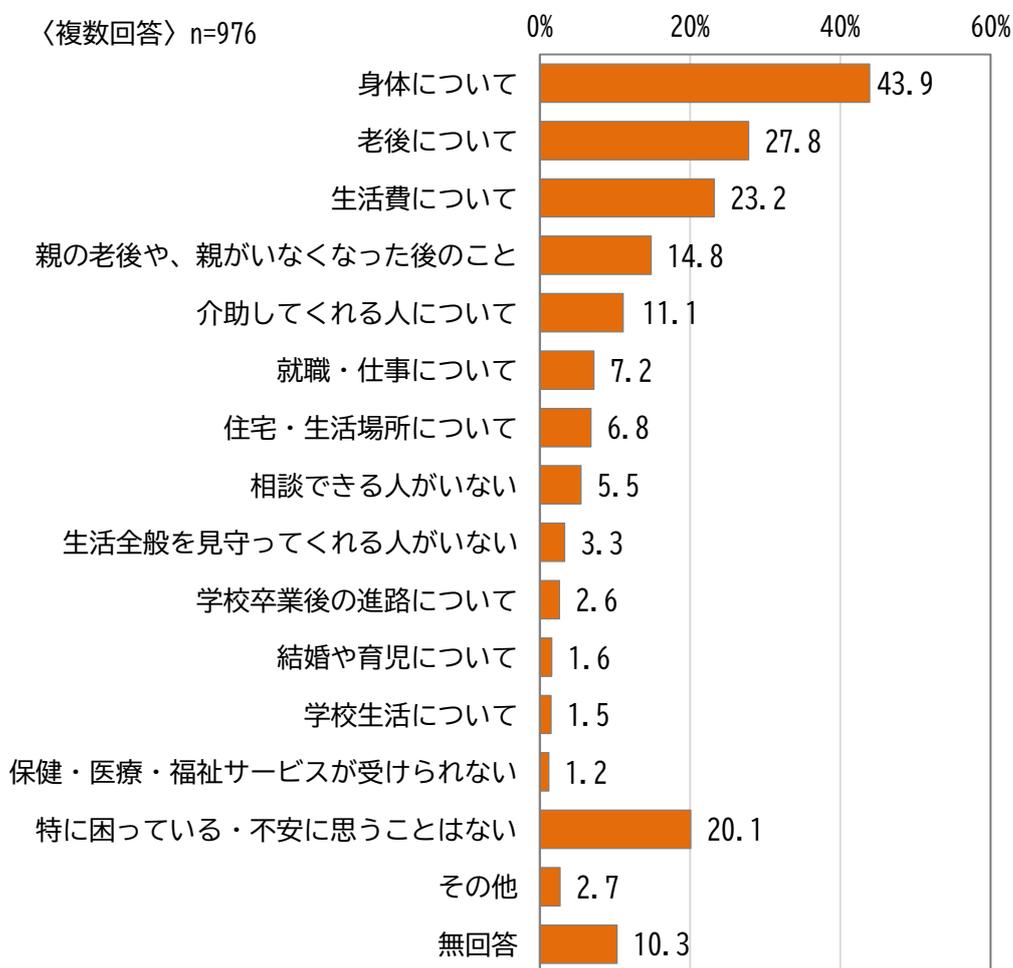


2. 生活支援

現在の生活で困っていることや不安に思っていることをたずねると、「特に困っている・不安に思うことはない」と回答した人の割合は20.1%となっています。これと無回答（10.3%）を除く69.6%の人は何らかの困っていることや不安に思っていることがあると回答しています。（図表20参照）

困りごとや不安の内容は、身体、老後、生活費と回答している人が多くなっていますが、仕事、教育、結婚などの回答もあり、障がい者がさまざまな困りごとや不安を抱えていることがわかります。

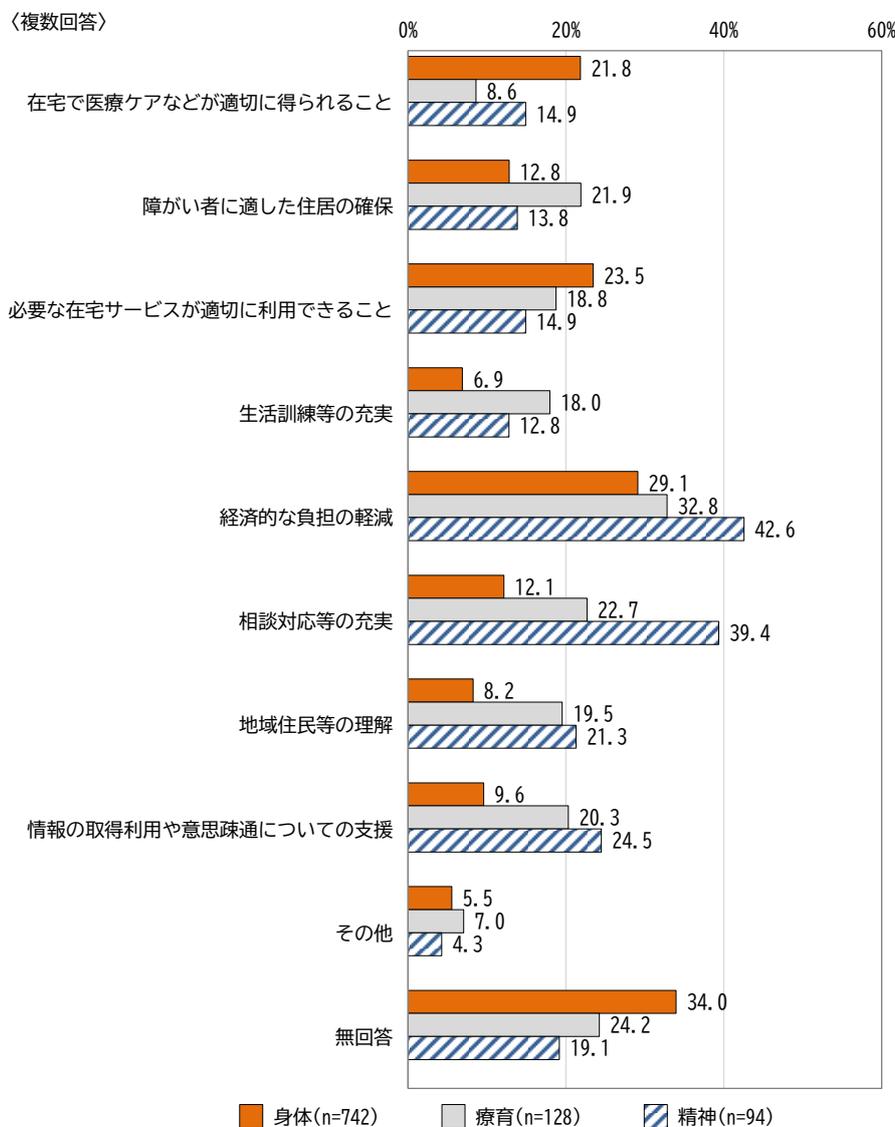
図表 20 現在の生活で困っていることや不安に思っていること(障がい者)



地域で生活するために必要な支援については、いずれの障がい種別でも「経済的な負担の軽減」（身体29.1%、知的32.8%、精神42.6%）と回答した人の割合が最も高くなりました。障がいがあることで医療費がかさむことや、就労の機会を得ても賃金が安いことが原因と推測されます。そういったことから経済面での支援は重要となります。しかし、経済的な負担の軽減だけでは全ての障がい者が住みなれた地域で安心して生活できるわけではありません。

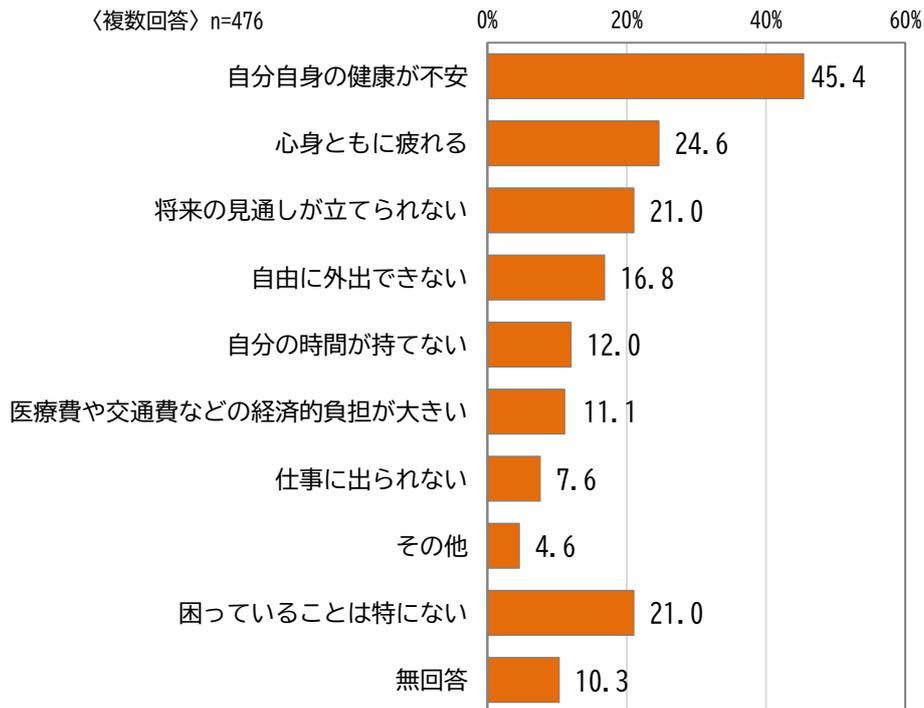
地域で生活するための必要な支援を見ると、障がい種別によって特徴があることがわかります。さらに障がいの程度や年齢などが障がい者によって違うことを考えると、一人ひとり必要なニーズをくみ取り、サービスを提供することが必要となります。（図表21参照）

図表 21 地域で生活するために必要な支援(障がい者)



介助者の困っていることをたずねたところ、「自分自身の健康が不安」(45.4%)
 「心身ともに疲れる」(24.6%)、「将来の見通しが立てられない」(21.0%)「自由
 に外出できない」(16.8%)などの回答が多くなっています。これらの困りごとは、
 介助者が「レスパイトケア」を行うことで解消できる可能性もあることから、レ
 スパイト先を充実させる必要があります。(図表22参照)

図表 22 介助者の困っていること(障がい者)



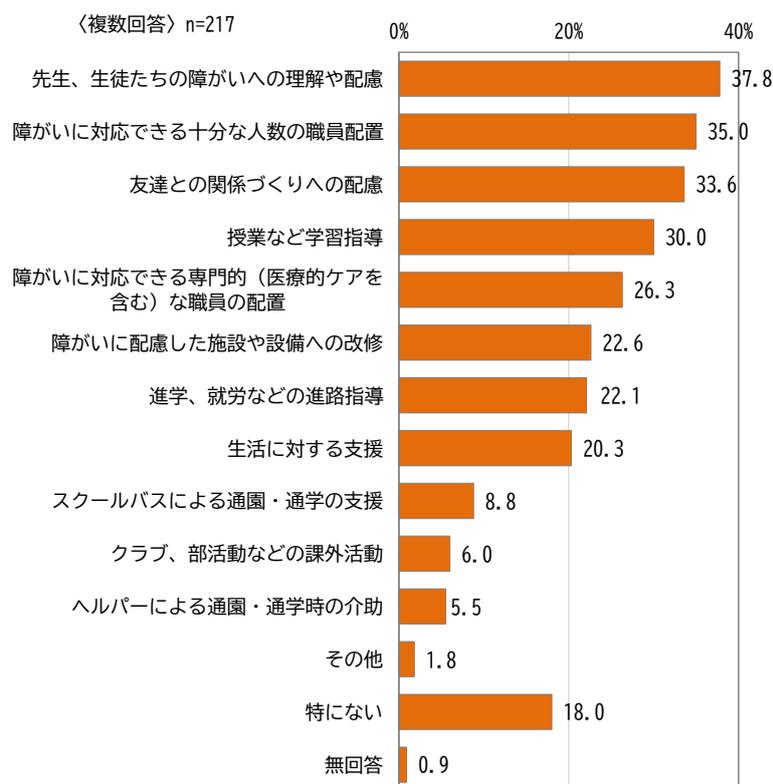
3. 教育・育成

現在、通園・通学中の人に、保育園・幼稚園・学校でさらに充実してほしいこととして、「特にない」と回答した人の割合は 18.0%となっており、これと無回答(0.9%)を除いた約 8 割の人は充実してほしいことがあると回答しています。(図表23 参照)

充実してほしい内容として「先生、生徒たちの障がいへの理解や配慮」(37.8%)と回答した人の割合が最も高くなっています。障がいや障がい者に対する理解を一層進めることで、心のバリアフリーを推進し、障がいのある子どもが障がいのない子どもたちと同様に学校生活を送ることができる体制を作っていくことが必要です。

また、「障がいに対応した施設や設備への改修」(22.6%)、「スクールバスによる通園・通学の支援」(8.8%)という回答もあり、インクルーシブ教育システムの推進に向けて、ハード面の整備も並行して行っていく必要があります。

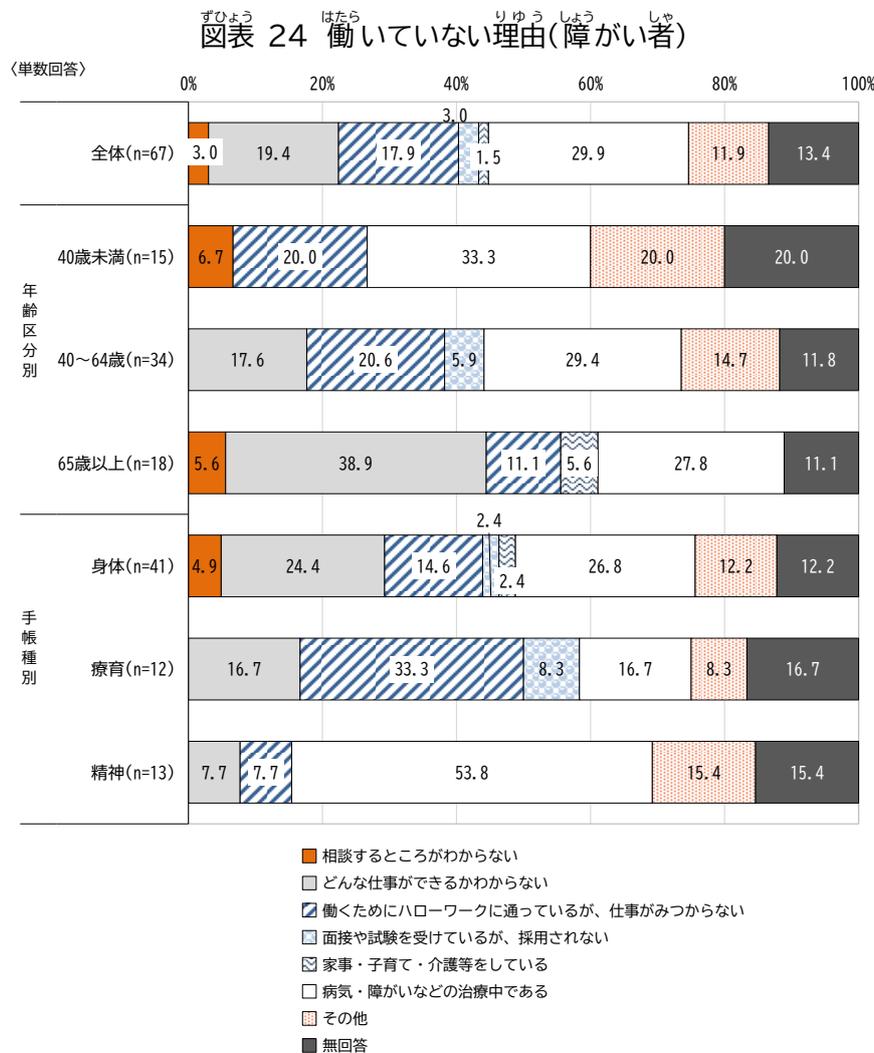
図表 23 保育園・幼稚園・学校でさらに充実してほしいこと(障がい者)



4. 雇用・就業、経済的自立の支援

現在は働いていないが、今後働きたいと思っている人の働いていない理由については、「どんな仕事ができるかわからない」(全体19.4%)、「働くためにハローワークに通っているが、仕事が見つからない」(全体17.9%)といった回答が多くなっています。(図表24参照)

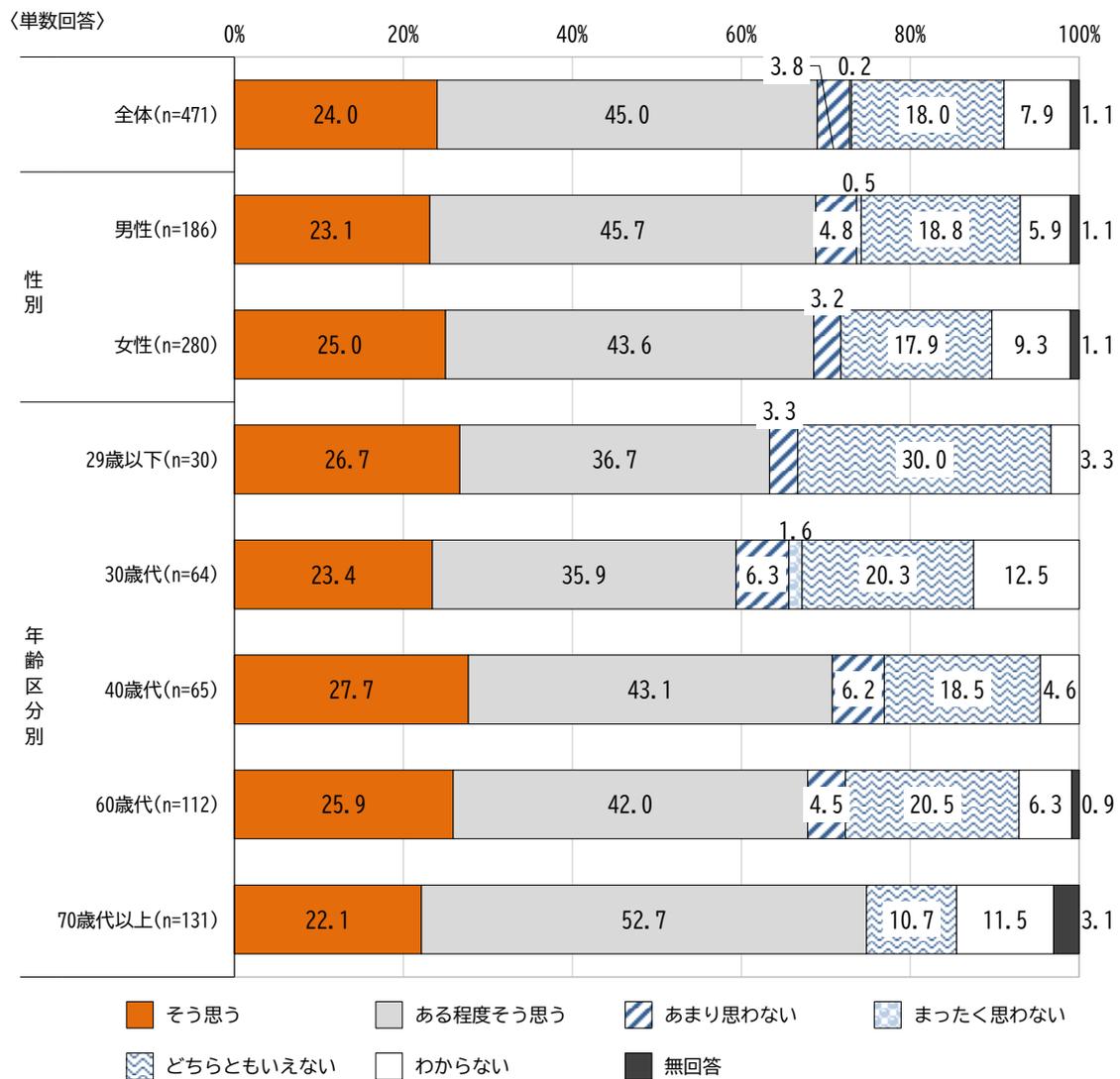
働く権利はすべての人に基本的な人権として認められており、働くことを望んでいる障がい者の誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。障害者就業・生活支援センターの活用をはじめ、一般雇用はもちろん、福祉的就労を促進するなど、障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。



障がいのある人が職場の同僚としてもっと雇用されるべきか(障がいのない市民にたずねたところ、「そう思う」、「ある程度そう思う」と回答した人が69.0%となっており、障がい者雇用に対する理解が浸透してきていることがうかがえます。

一方、「まったく思わない」(0.2%)、「あまり思わない」(3.8%)、「どちらともいえない」(18.0%)と回答している人もおり、障がい者に対する理解を一層深める必要があります。(図表25参照)

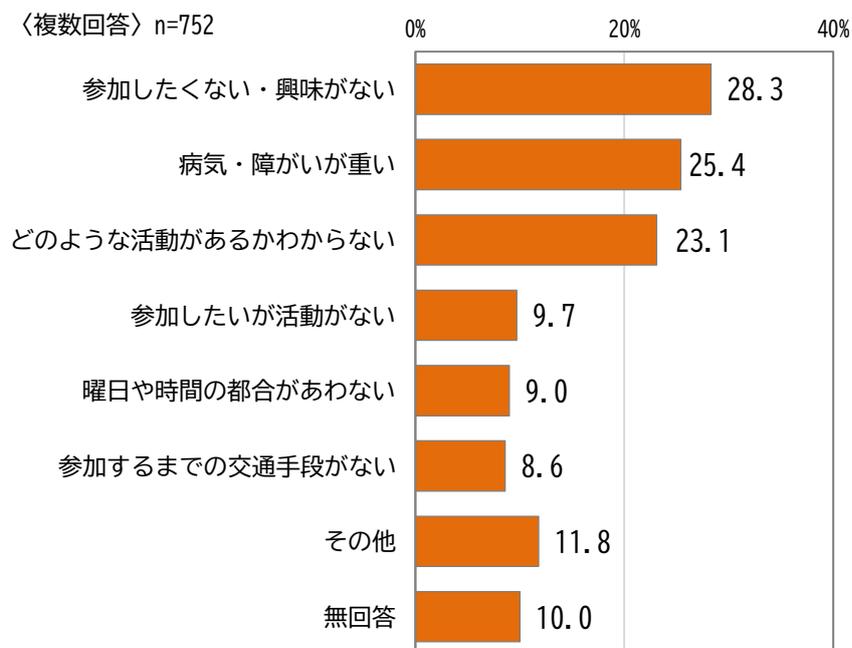
図表 25 障がいのある人が職場の同僚としてもっと雇用されるべきか(障がいのない市民)



5. 情報・コミュニケーション

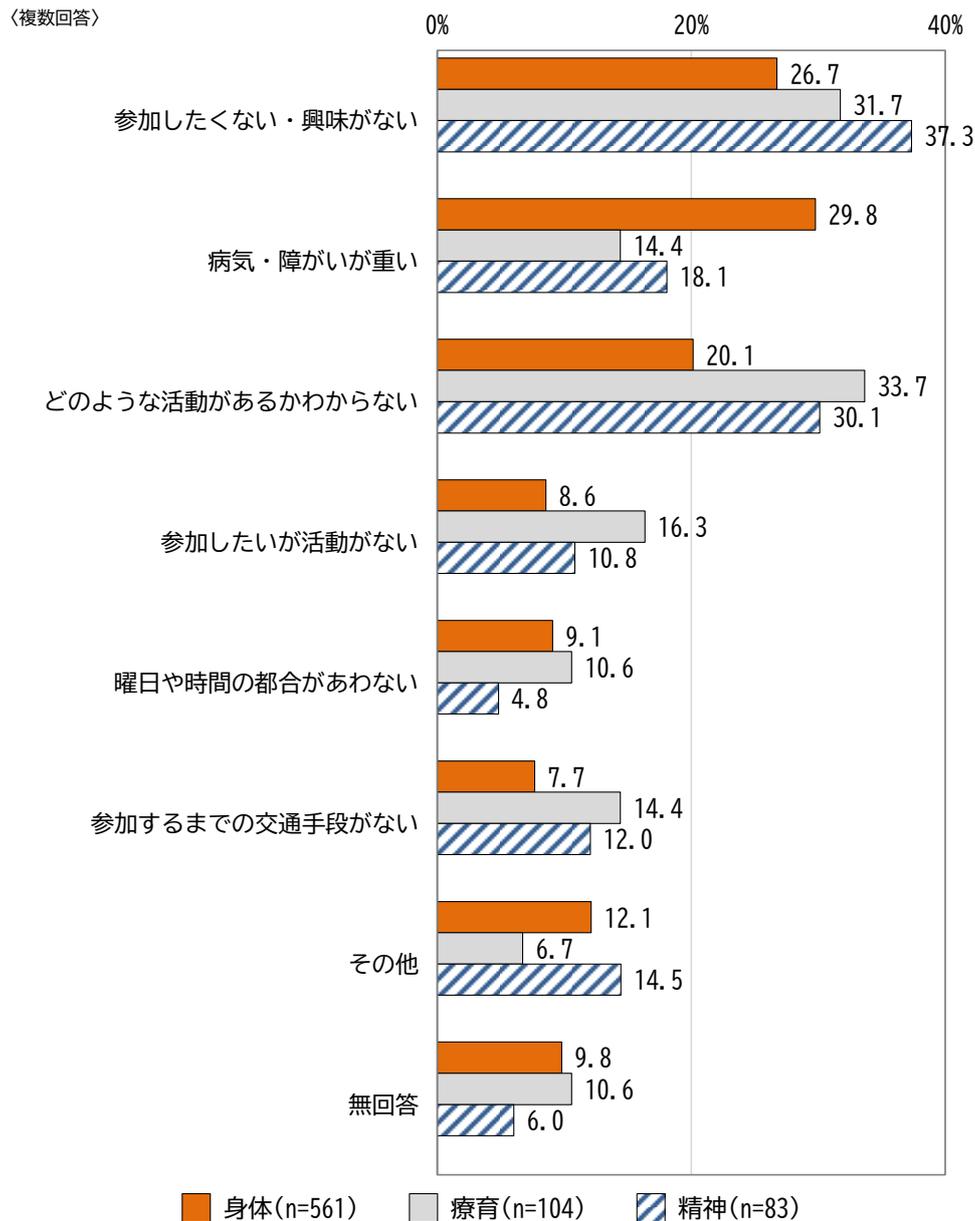
スポーツや文化活動などに参加していない理由については、「どのような活動があるかわからない」と回答した人の割合は23.1%となっています。(図表26-1参照)

図表 26-1 文化活動などに参加していない理由(障がい者)



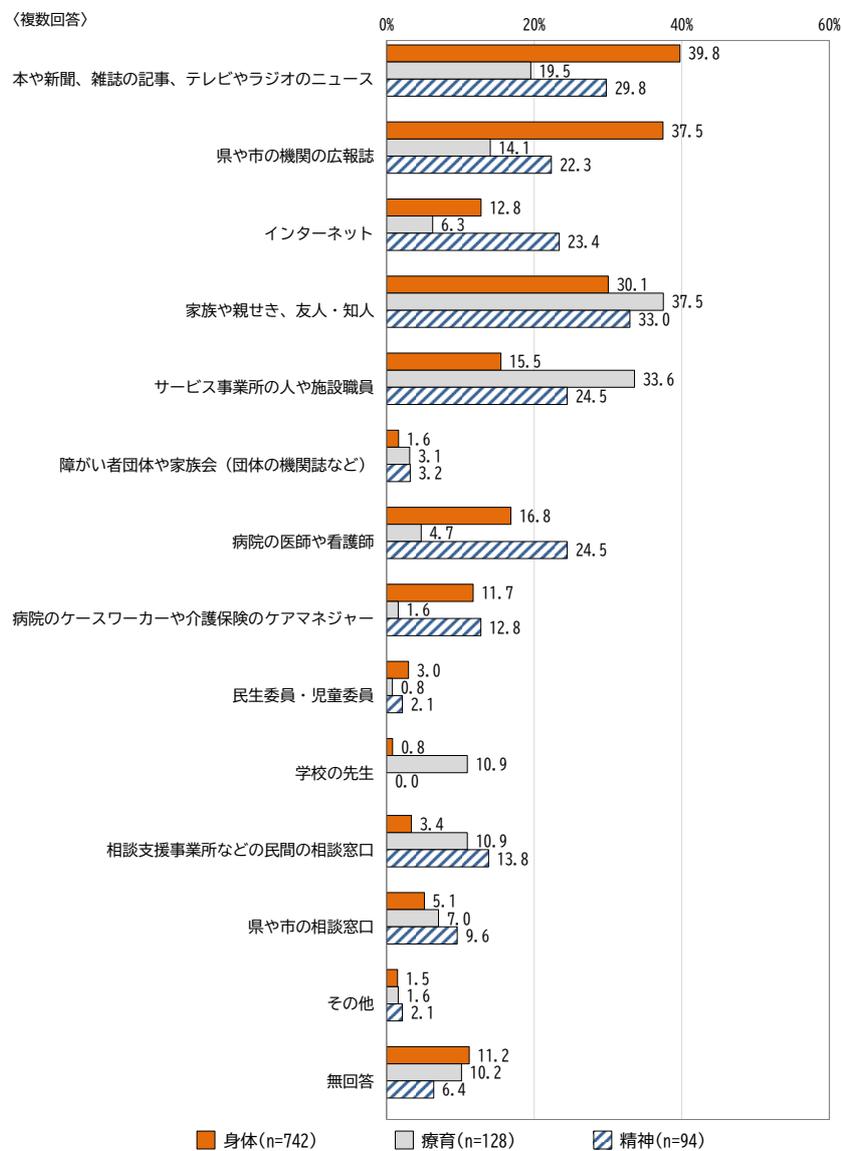
「どのような活動があるかわからない」という回答を障がい種別にみると、知的障がい者(33.7%)、精神障がい者(30.1%)の割合が、身体障がい者(20.1%)に比べ高くなっています。
 全ての障がい者が平等に情報を得ることができるよう、障がいに応じた情報提供を行う必要があります。(図表26-2参照)

図表 26-2 障がい種別文化活動などに参加していない理由(障がい者)



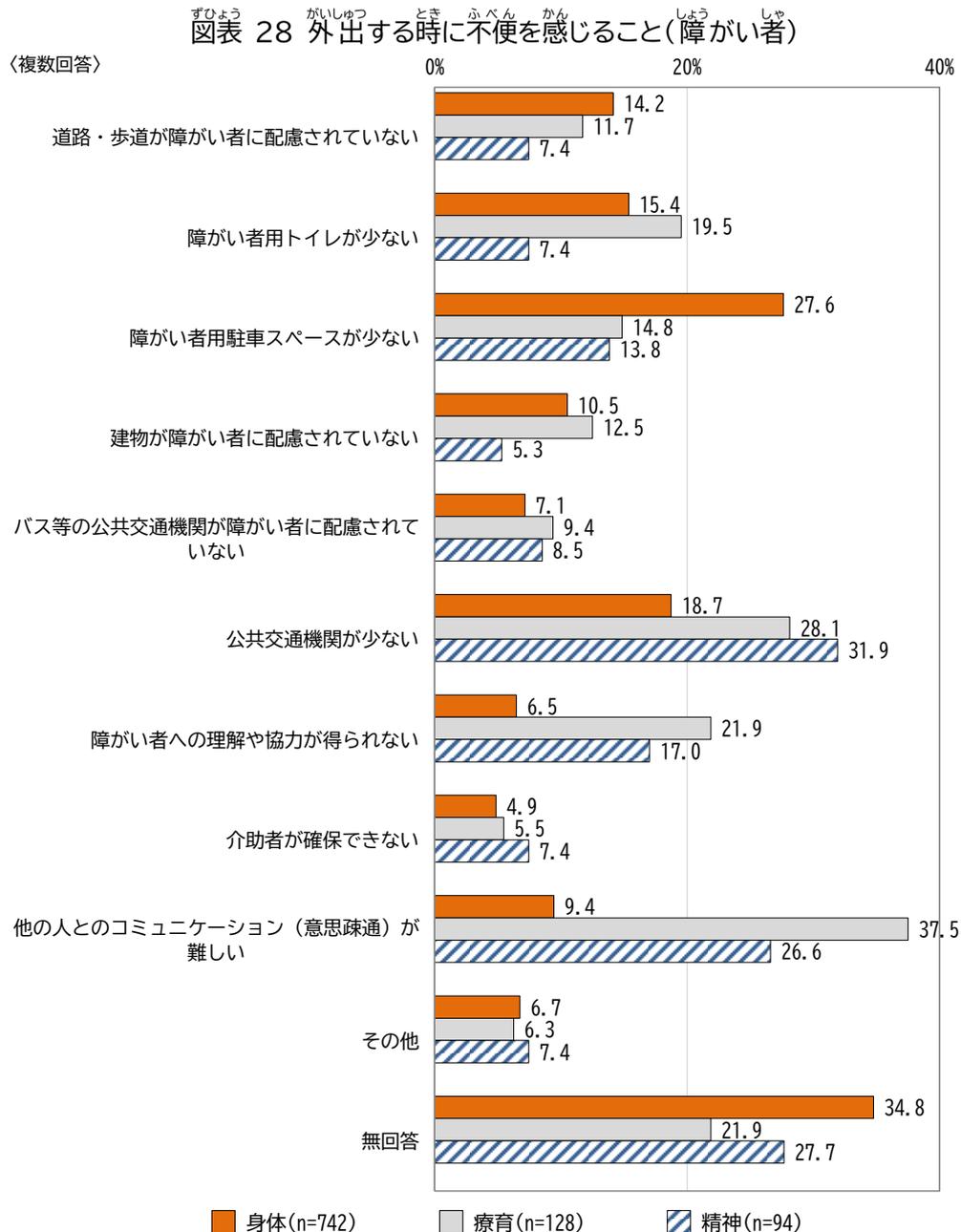
障がいのことや福祉サービスなどの情報の入手方法については、知的障がい者は「家族や親せき、友人・知人」(37.5%)や「サービス事業所の人や施設職員」(33.6%)といった回答の割合が他の障がい種別より高いことから、「人」から情報を得る機会が多いことがわかります。また、身体障がい者は「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」(39.8%)や「県や市の機関の広報誌」(37.5%)といった回答の割合が他の障がい種別より高いことから、「もの」から情報を得る機会が多いことがわかります。更には、精神障がい者は「インターネット」と回答した割合が他の障がい種別より高いことなどから、障がい種別によって情報の入手方法に特徴があることがわかります。(図表27参照)

図表 27 障がいのことや福祉サービスなどの情報の入手方法(障がい者)



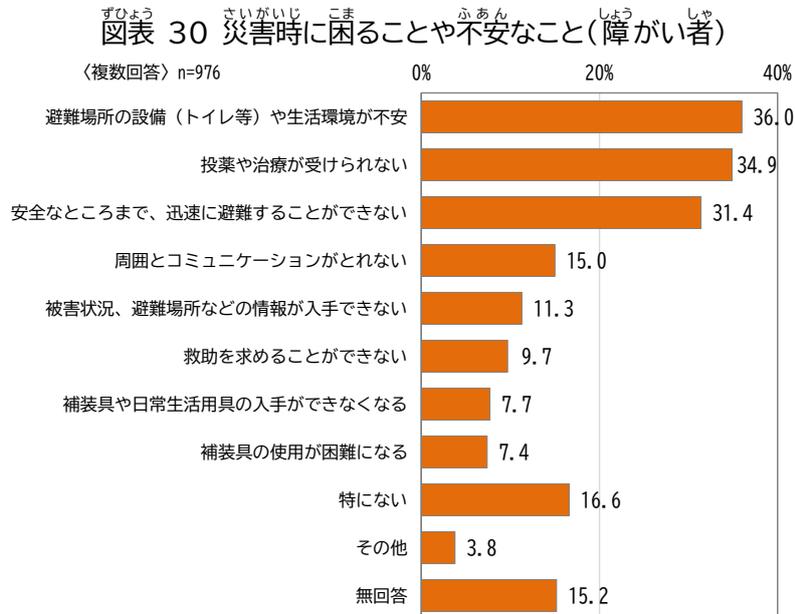
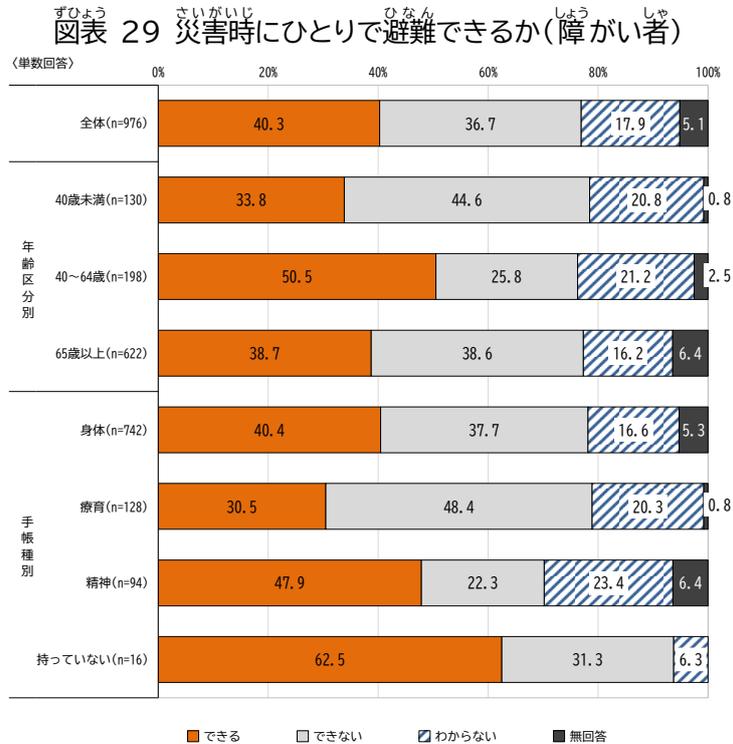
6. 生活・環境

外出する時に不便を感じることは、障がい者が外出時にさまざまな障壁により不便を感じていることがわかります。障がい者が快適に外出することが出来るよう、公共施設や道路等のバリアフリー化を進める必要があります。(図表28参照)



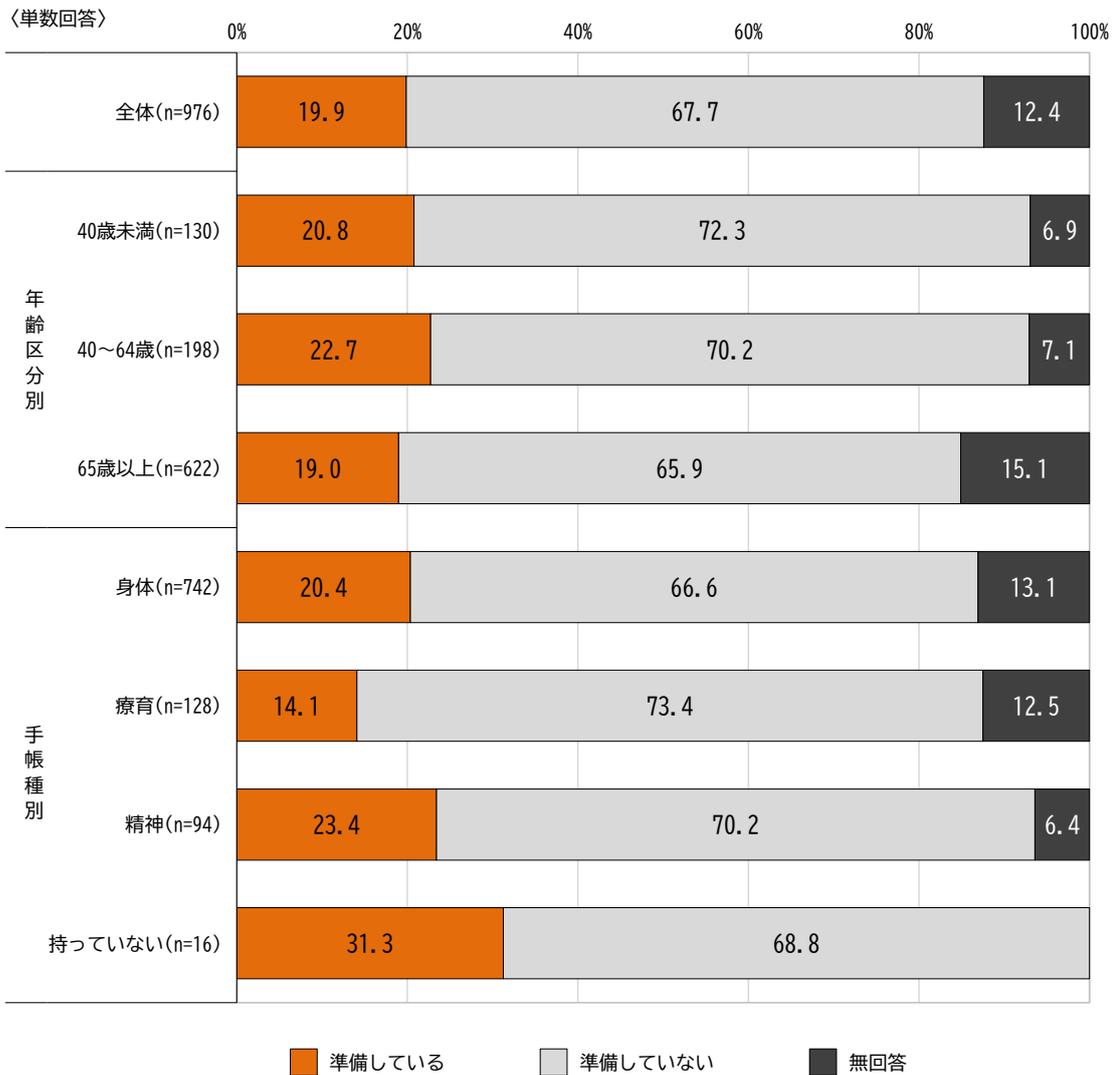
障がい者に災害時にひとりで避難ができるかについては、「できない」、「わからない」と回答した人の割合が54.6%となっています。(図表29参照)

また、災害時に困ることや不安なこととしては、「避難場所の設備(トイレ等)や生活環境が不安」(36.0%)の割合が最も高くなっています。(図表30参照)



一方、災害が起きた時のために事前の準備については、「準備していない」と回答した人の割合は67.7%となっており、多くの障がい者が不安を募らせながらも、具体的な行動に至ってはいないことがわかります。(図表31参照)
 自助努力の必要性も周知し、地域社会全体で防災対策を検討し充実を図ることが必要となります。

図表 31 災害が起きた時のために事前に準備をしているか(障がい者)

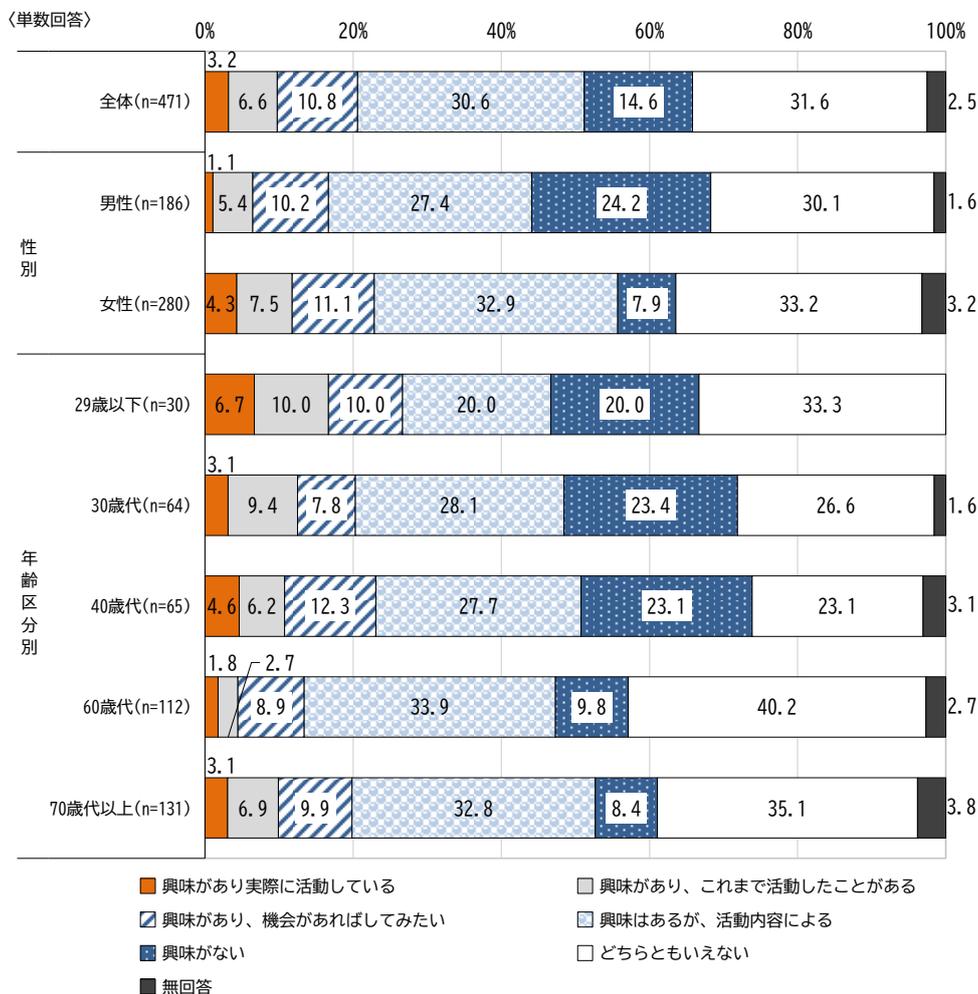


7. 福祉を支える人づくり

障がいのない市民のボランティア活動への興味については、『興味があり活動したことがある』（「興味があり実際に活動している」と「興味があり、これまで活動したことがある」の合計）人の割合は9.8%に留まったものの、『したことはないが興味がある』（「興味があり、機会があればしてみたい」と「興味はあるが、活動内容による」の合計）人の割合は41.4%となっています。（図表32参照）

ボランティアに関心が高まっている今、協働による地域課題解決のための取組の意義や必要性について市民の関心を高め、社会資源を有効に活用し、地域の中で課題を解決していく風土を育てていく必要があります。

図表 32 ボランティア活動への興味(障がいのない市民)

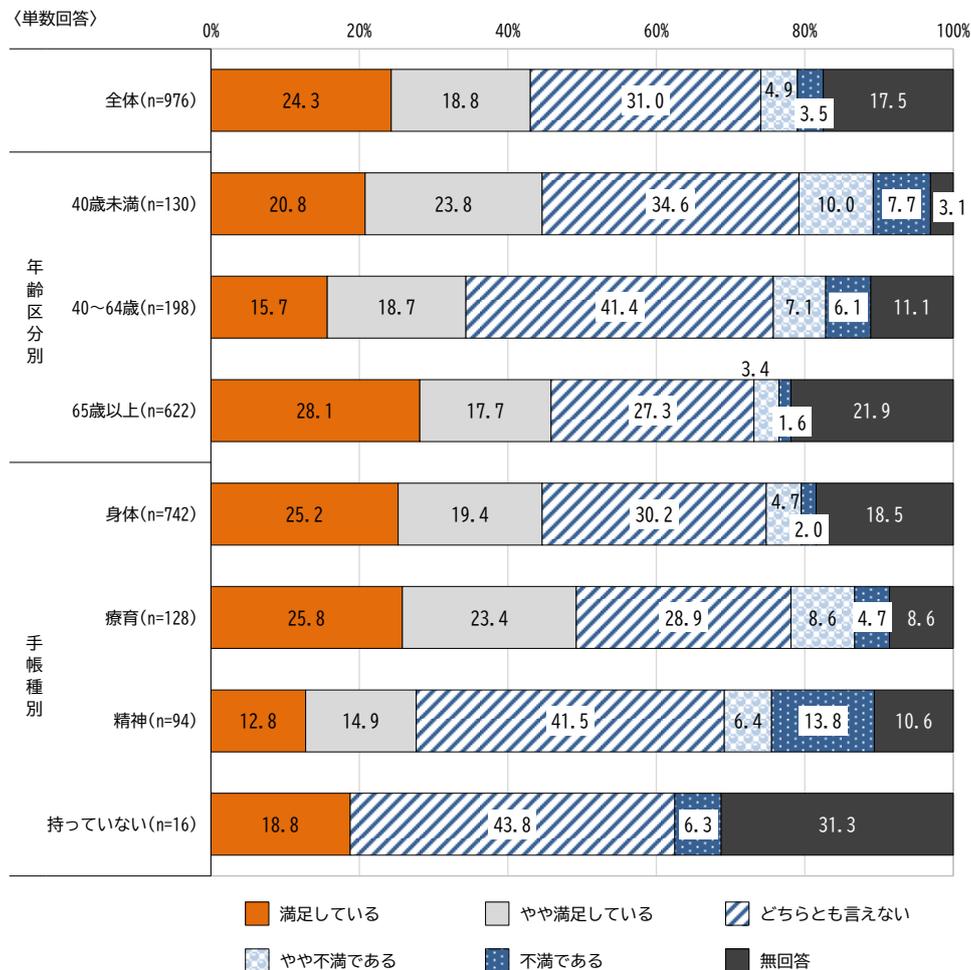


8. 行政サービス等における配慮

現在提供されている障がい福祉サービスの満足度をたずねたところ、「不満である」、「やや不満である」と回答した人の割合は8.4%となっています。一方、「満足している」、「やや満足している」と回答した人の割合は全体の43.1%となっており、「満足している」「やや満足している」と回答した人が「不満である」、「やや不満である」と回答した人を34.7ポイント上回っています。(図表33参照)

しかし、自由回答を見ると、「市役所の窓口で尋ねると本を開きながら説明されてもいまひとつこちらは理解できないこともあった」といった声もあり、障がい者に配慮した行政サービスに努め、障がい者のQOL向上に向け、一層の尽力が必要です。

図表 33 現在提供されている障がい福祉サービスの満足度(障がい者)

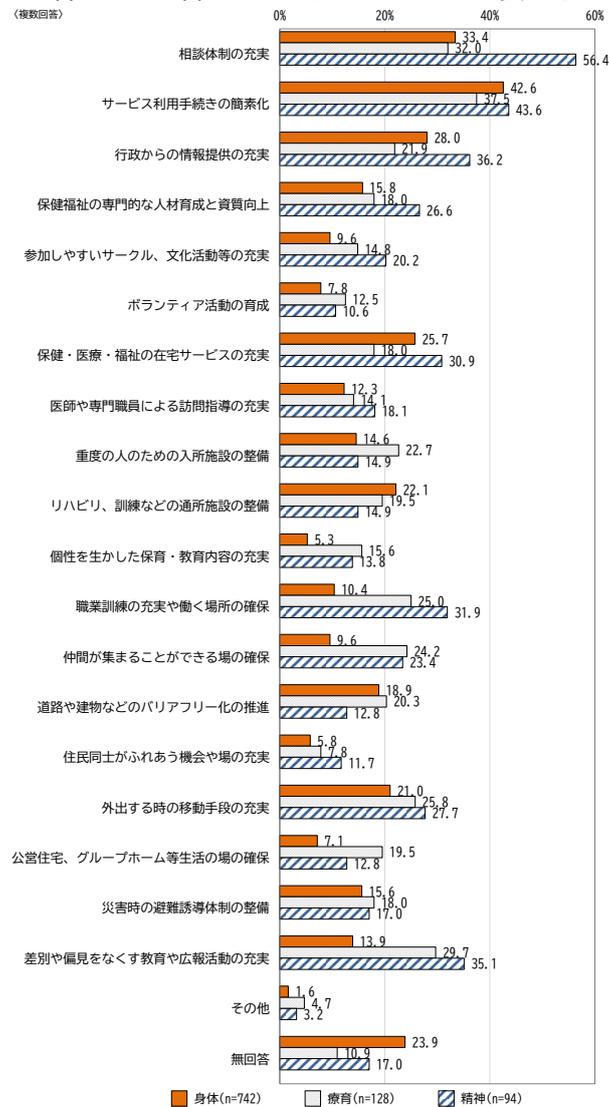


障がい者にとって暮らしよいまちづくりに必要と思うことについて障がい種別で見ると、身体障がい者では「サービス利用手続きの簡素化」と回答した人の割合が42.6%と最も高くなっています。次いで「相談体制の充実」(33.4%)、「行政からの情報提供の充実」(28.0%)と続いています。

知的障がい者では「サービス利用手続きの簡素化」の割合が最も高く37.5%となっています。次いで、「相談体制の充実」(32.0%)、「差別や偏見をなくす教育や広報活動の充実」(29.7%)と続いています。

精神障がい者では「相談体制の充実」(56.4%)の割合が最も高くとなっています。次いで「サービス利用手続きの簡素化」が(43.6%)、「差別や偏見をなくす教育や広報活動の充実」(35.1%)と続いています。(図表34参照)

図表 34 障がい者にとって暮らしよいまちづくりに必要と思うこと(障がい者)



だい ぶ だい きしょう しゃけいかく
第2部 第5期障がい者計画

第1章 第4期計画の進捗状況

1. 数値目標の評価

(1) 達成状況

1. 啓発・広報

目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度)
市全体で障がい者(児)への理解が深まっていると感じた障がい者の割合	23.5%	40.0%	31.5%

2. 生活支援

目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度)
現在提供されている障がい福祉サービスに満足している障がい者の割合	42.8%	55.0%	43.1%
福祉施設から一般就労への移行者数	28人 (平成28年度)	34人 (令和2年度)	26人

3. 教育・育成

目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度)
障がいのある子どもについて、市広報に年1回特集記事を掲載する	取組無し	年1回	取組無し (令和4年度)

市内の小・中学校のトイレの ようしきかりつ 洋式化率	32.1%	61.5%	58.5% (令和4年度)
----------------------------------	-------	-------	------------------

4. 保健・医療

目標	現状値	目標値	実績値
乳幼児健診の受診率（みやこのじょう 健やか親子21計画・第2次中間報告及 び計画改定）	【乳児健診】 89.6% 【1歳6か月健診】 95.7% 【3歳児健診】 93.5% （全て平成30年度）	【乳児健診】 95.0% 【1歳6か月健診】 96.0% 【3歳児健診】 94.0% （全て令和6年度）	【乳児健診】 93.0% 【1歳6か月健診】 93.2% 【3歳児健診】 89.2% （全て令和4年度）
特定健康診査の受診率（みやこのじょう 健康づくり計画21・第2次）	46.6% （平成29年度）	60.0% （令和5年度）	46.6% （令和3年度）

5. 雇用・就業、経済的自立の支援

目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度)
法定雇用率の達成企業率	65.8%	70.0%	70.8%
現在働いている人が仕事のこと んでいることや困っていることは「特 にない」と回答した障がい者の割合	35.4%	45.0%	45.0%
就労移行支援事業の利用者数	37人	45人	86人

6. 情報・コミュニケーション

目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度)
スポーツや文化活動などに参加していない理由について「どのような活動があるかわからない」と回答した障がい者の割合	19.7%	10.0%以下	23.1%
地域で行われる行事や余暇活動に参加しようとしたとき、そのさまたげとなることについて「どのような活動が行われているかわからない」と回答した障がい者の割合	11.3%	5.0%以下	19.6%

7. 生活・環境

目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度)
市営住宅のバリアフリー化率 市営住宅のうち、次のすべてを満たす住戸の割合 ①屋内に段差がないこと ②手すりが浴室及びトイレに設置していること ③廊下幅が78 cm以上（出入口幅75 cm以上）確保されていること	15.0%	18.0%	23.0% (令和4年度)
災害時の避難先を「知っている」と回答した障がい者の割合	54.3%	65.0%	51.7%

災害時に困ることや不安なことを「被害状況、避難場所などの情報が入手できない」と回答した障がい者の割合	13.0%	5.0%以下	11.3%
災害が起きた時のために事前に「準備している」と回答した障がい者の割合	22.8%	40.0%	19.9%

8. 福祉を支える人づくり

目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度)
障がいのある人を対象とするボランティア活動をすることが「ある」と回答した障がいのない市民の割合	20.1%	30.0%	9.8%

9. 行政サービス等における配慮

目標	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和5年度)
都城市役所職員に対する障がい者を理解するための講座の開催回数	2回	10回 (令和2～5年 累計)	2回 (令和4年度)
障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをする(した)ことが「ある」または「少しある」と回答した障がい者の割合	32.8%	20.0%以下	34.3%

第2章 分野別施策の展開

1. 差別解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

<施策の現状と課題及び今後の取組>

(1) 障がい者を理由とする差別の解消の推進

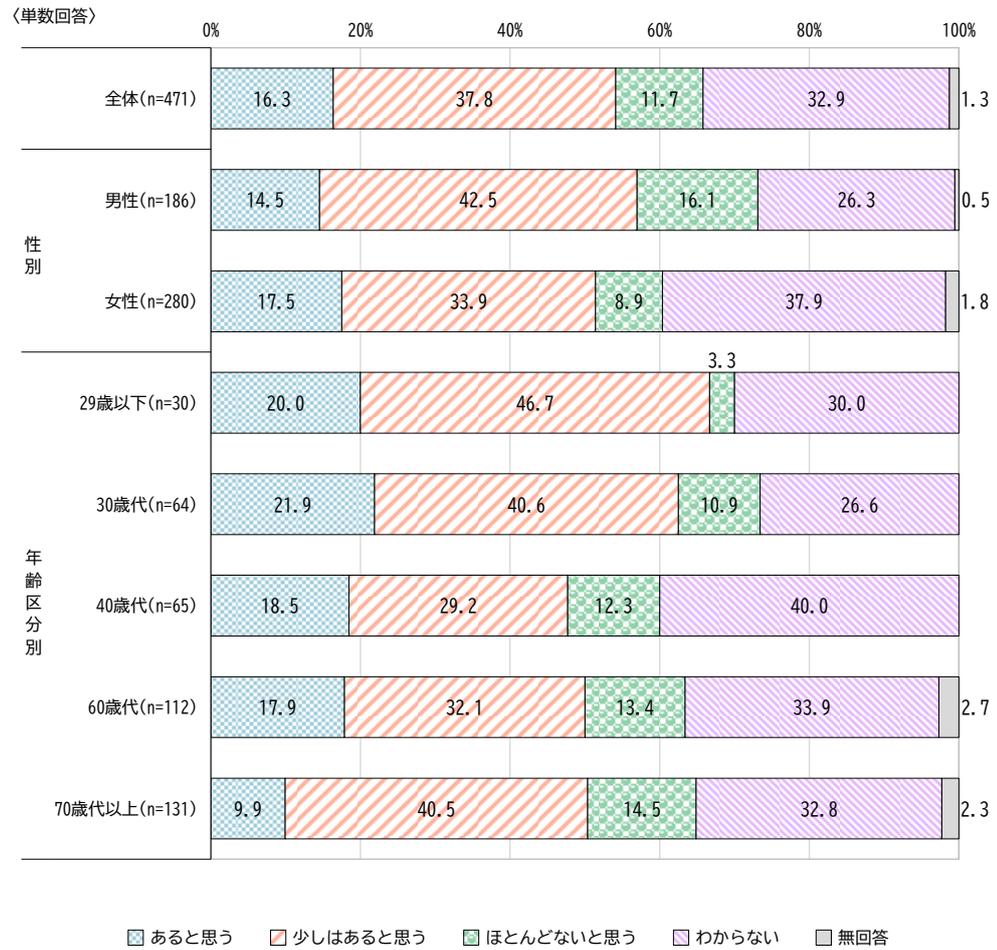
[現状と課題]

障がいのある人もない人と同じく、それぞれが、かけがえのない個性をもった一人の人間として尊重されなければなりません。

しかし、アンケート調査結果によると、障がいのない市民の54.1%が本市において障がいを理由とする差別や偏見があると感じていることが分かります。また、障がい者の34.3%が、障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたりした経験があると回答しています。特に、知的障がい者(59.4%)、精神障がい者(56.4%)は過半数が差別等の経験を有しており、障がいや障がいのある人に対する無理解や誤解から生じる差別や偏見がなくなったとは言い難い現実があることも事実です。

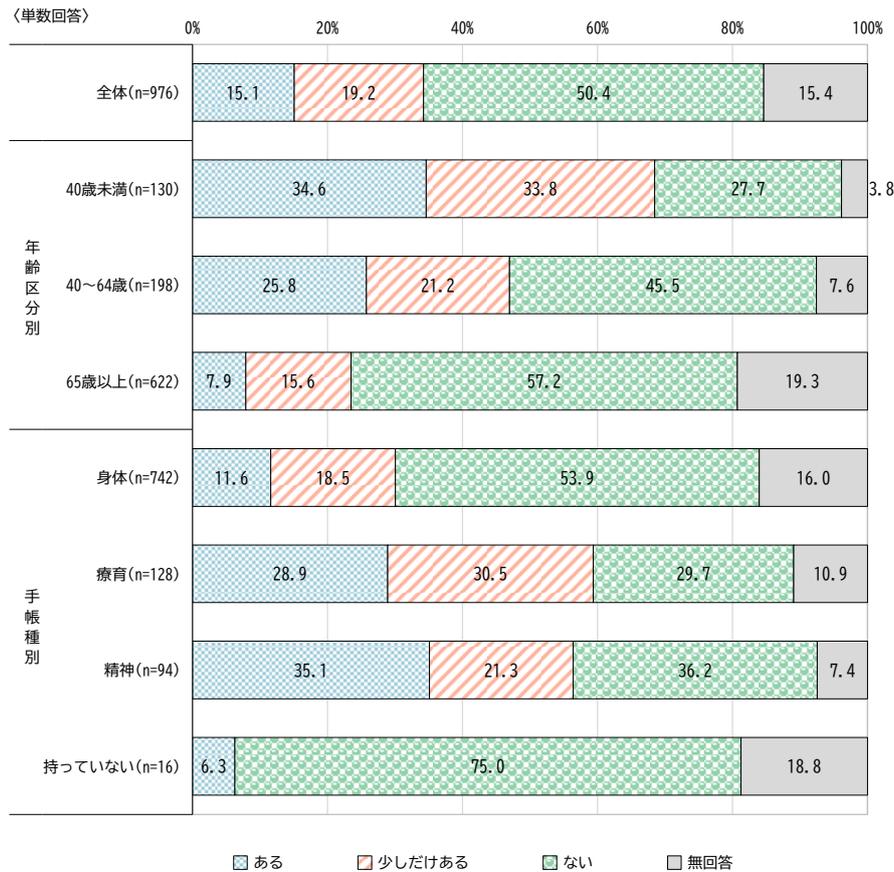
本計画の基本理念である「ゆたかな心が育つまち」の実現には、市民が障がいや障がい者に対する正しい理解のもと、障がいを理由とした差別がないまちづくりを進めていくことが必要不可欠です。全ての市民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、平成25年に制定された障害者差別解消法等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取組むとともに、障害者虐待防止法に基づき障がい者虐待の防止等、障がい者の権利擁護のための取組を進める必要があります。

ずひょう みやこのじょうし しょう りゆう さべつ へんけん おも
 図表 35 都城市で障がい^{しょう}を理由^{りゆう}とする差別^{さべつ}や偏見^{へんけん}がある^{おも}と思うか



しゅってん ちょうさけつが しょう しみん
 出典:アンケート調査結果(障がいのない市民)

図表 36 障がいがあることで差別を受けたり嫌な思いをしたりした経験があるか



出典: アンケート調査結果(障がい者)

[今後の取組]

- 障害者差別解消法(平成28年4月施行)に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する効果的な広報啓発活動、相談体制の整備に取り組むとともに、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組めます。
- 改正障害者雇用促進法(平成28年4月施行)に基づき、障がい者と健全者との均等な機会及び待遇の確保並びに障がい者の有する能力が有効に発揮できるための取組を促進します。
- 「障がい者週間(12月3日～12月9日)」及び「障がい者雇用支援月間(9月)」の周知に努め、障がい者に対する理解の促進を図ります。

(2) 人権・権利を擁護するための仕組みづくり

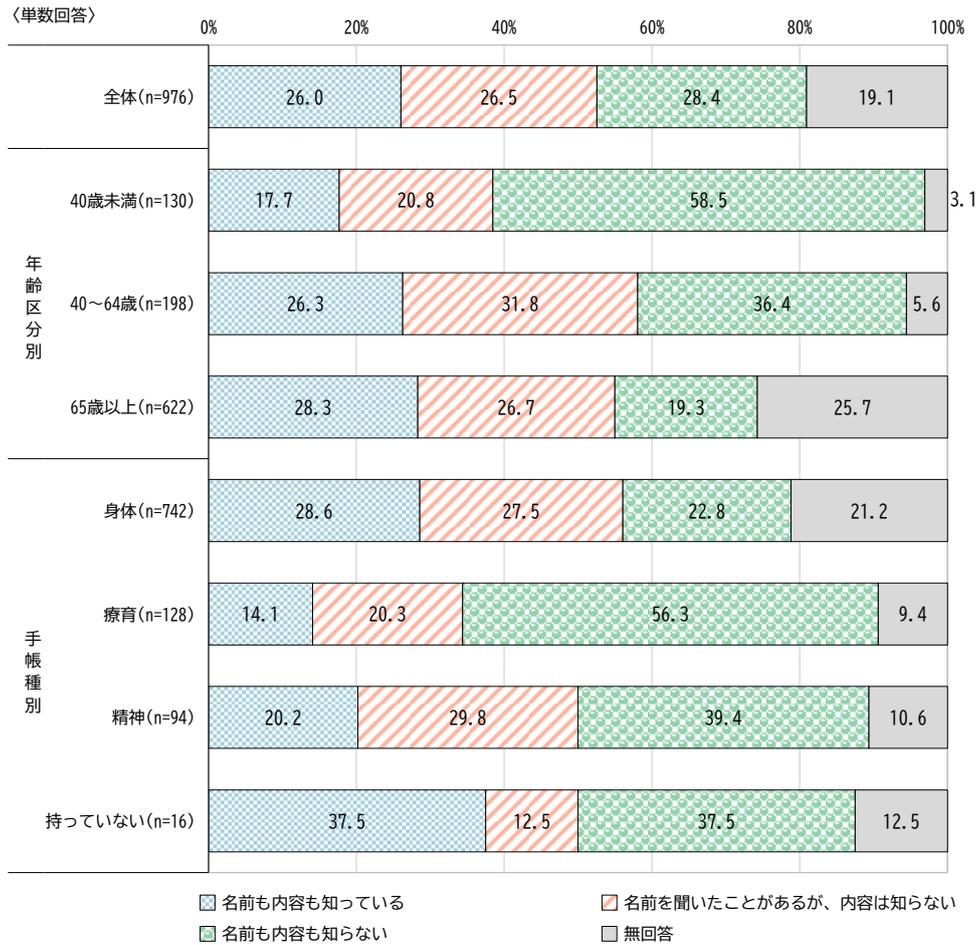
[現状と課題]

判断能力やコミュニケーション能力に障がいがある知的障がい者や精神障がい者は、財産管理や生活するうえで、権利侵害を受けることもあるため、これらの障がい者の権利や財産などを守る取組みが必要です。障がい者等の財産や権利を守るための制度として、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」がありますが、アンケート調査結果での成年後見制度の名前も内容も知っている人の割合(26.0%)は低くなっており、それらを必要とする人達への周知が十分ではない状況にあります。

アンケート調査結果によると、知的障がい者の76.0%、精神障がい者の45.7%が家族や親族に介助されており、親亡き後の地域生活において、権利擁護及び財産管理支援が必要となる場合があります。

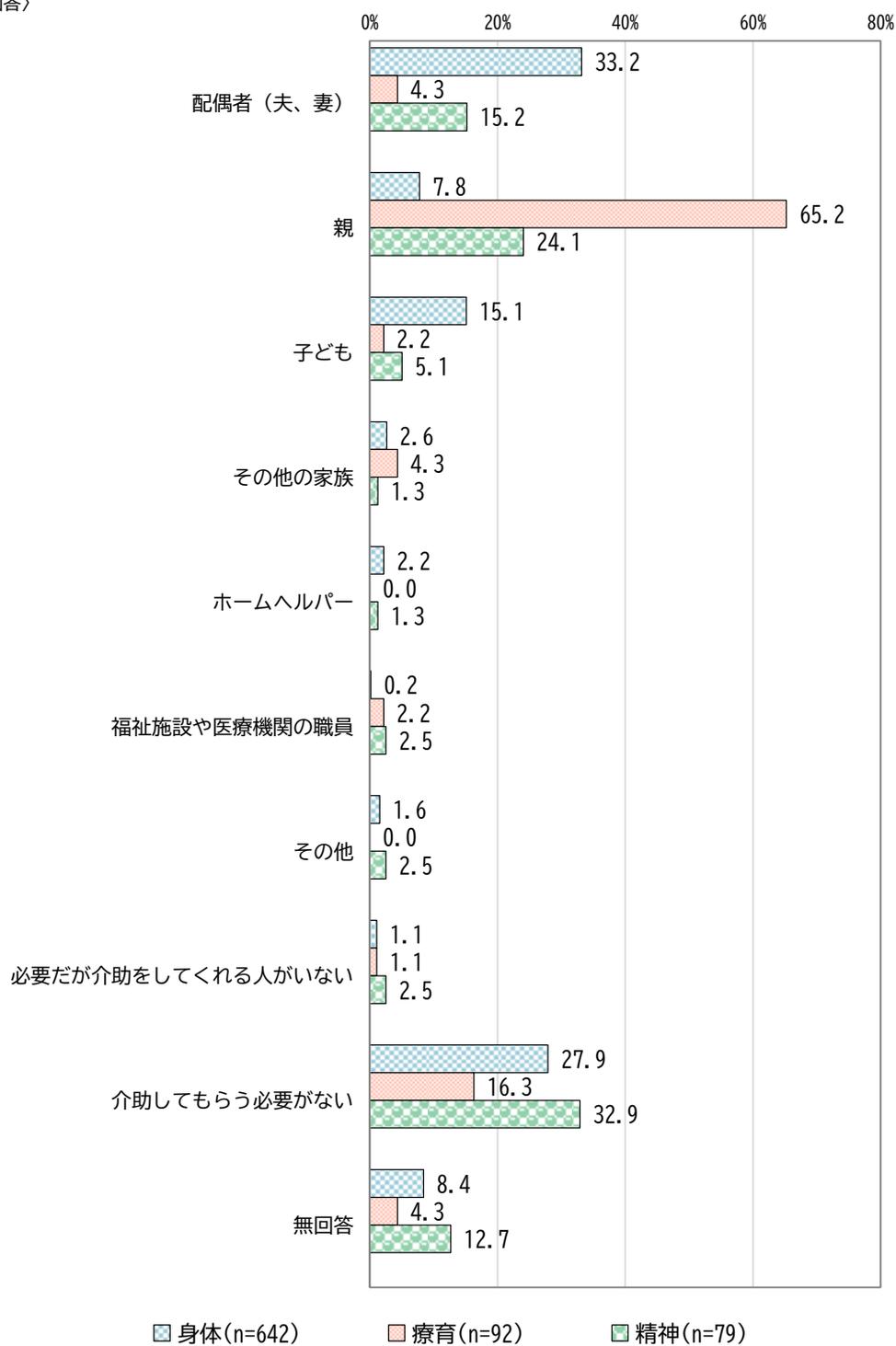
今後、高齢化の進行とともに一人暮らしの障がい者等がさらに増加していくことや、障がい者の地域生活への移行が進むことも見据えて、これらの権利擁護にかかわる制度を広く周知するとともに、制度利用のための支援を行うことで、より利用しやすくすることも検討していく必要があるといえます。

ずひょう せいねんこうけんせいと にんちど
 図表 37 成年後見制度の認知度



図表 38 「^{たんしん}单身」または「^{かぞく}家族と暮らしている」と回答した人の主な介助者

〈複数回答〉



出典: アンケート調査結果(障がい者)

[今後の取組]

- ▶ 障がいのある人の人権・権利擁護を推進するため、関係機関や団体と連携しながら、相談体制の充実を図ります。
- ▶ 適切なサービスを利用することが困難な障がいのある人に対して、サービスの適切な選択・利用、日常的な金銭管理等を支援するため、関係機関と連携して「日常生活自立支援事業」の普及啓発と利用促進を図ります。
- ▶ 人権・権利擁護に対する市民の理解を深めるための講演会や講座などを実施します。
- ▶ 必要な人が必要なときに成年後見制度や日常生活自立支援事業を利用できるように、制度の周知、啓発に努めます。また、障がい者の声や権利を尊重できるように、制度利用のための支援体制を整備します。
- ▶ 成年後見制度の利用状況及び障がい者のニーズを踏まえ、関係機関と連携し、市民後見人の養成など、後見人を確保するための取組を進めます。

(3) 障がい者虐待の防止

[現状と課題]

平成24年10月の「障害者虐待防止法」の施行に伴い、本市においても「都城市障がい者(児)基幹相談支援・虐待防止センター」を設置しています。今後も、家庭、障がい者福祉施設、職場において虐待を見つけた人には市町村等に通報の義務があることや、早期発見、早期通報と相談が虐待の深刻化を防ぐことにつながることの周知・啓発を行い、障がいのある人が地域の中で尊厳をもって暮らせる社会の実現を図る必要があります。また、虐待の種類についても、身体的虐待、性的虐待、心理的虐待、放棄・放置、経済的虐待と様々あり、認識がないまま虐待を行っていることも考えられます。市民一人ひとりが認識を深め、決して虐待者にならないよう努めなければなりません。

図表 39 都城市障がい者(児)基幹相談支援・虐待防止センター

都城市障がい者(児)基幹相談支援・虐待防止センター	都城市松元町4-17 都城市総合社会福祉センター内
[平日]	0986-26-0294 8:30~17:15
[平日時間外・土日祝]	080-8394-0326

[今後の取組]

- 障がい者虐待防止に関する内容や相談窓口である都城市障がい者(児)基幹相談支援センターの周知・啓発に努めるとともに、相談支援事業所、サービス提供事業所、警察、医療機関、地域等との連携を図り、さらに虐待防止に努めます。
- 障がい者(児)に対する虐待については、関係部署と連携し、早期かつ適切な対応に努めます。

<当事者や地域に望まれること>

① 当事者として

- ◆ 虐待を受けたら警察、市役所、基幹相談支援センター等に相談しましょう。
- ◆ 自分の権利や財産を守ることに不安なことがあれば、市役所の窓口
に相談してみましょう。
- ◆ 養護者として、障がい者との生活の中で困ったことや不安に思うことがあ
れば、基幹相談支援センターに相談しましょう。

② 地域として

- ◆ 障がいや障がい者に対する偏見を取り払い、理解するように努めましょう。
- ◆ 全ての人の人格と個性を尊重しましょう。
- ◆ 虐待を見かけたら警察、市役所、基幹相談支援センター等に相談しましよ
う。

<数値目標>

目標	現状値 (令和5年度)	目標値 (令和11年度)
市全体で障がい者（児）への理解が深まって いると感じた障がい者の割合	31.5%	40.0%
障がいがあることで差別を受けたり嫌な思 いをする（した）ことが「ある」または「少し ある」と回答した障がい者の割合	34.3%	20.0%以下

2. 安全・安心な生活環境の整備

<施策の現状と課題及び今後の取組>

(1) 公共施設のバリアフリー化の推進

[現状と課題]

本市では、「都市福祉のまちづくり条例」に基づき、生活関連施設の構造及び設備の整備について必要な基準を定め、基準に適合するよう努めるとともに、既存の施設についても、可能な所から年次的に改修を行っています。

一方、住宅についても、障がい者が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくために、今後の市営住宅の供給や整備においては、障がい者や高齢者にも配慮していく必要があります。

[今後の取組]

- 歩道の拡幅や段差の解消、視覚障がい者に配慮した信号機の設置、多目的トイレ設置など障がい者が安全で快適に外出できるようにバリアフリー化を推進します。
- 「バリアフリー新法」や「福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合するよう、段差の解消や手すりの設置等、公共施設のバリアフリー化を推進するとともに、すべての人々が安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりをすすめます。
- 民間事業者が設置する不特定多数の市民が出入りする建築物についても、バリアフリー化やユニバーサルデザインの導入について、普及・啓発活動を行います。
- 市営住宅について、室内の段差解消、浴室・トイレへの手すり設置、廊下の拡幅などのバリアフリー化を推進します。

(2) 外出・移動支援の充実

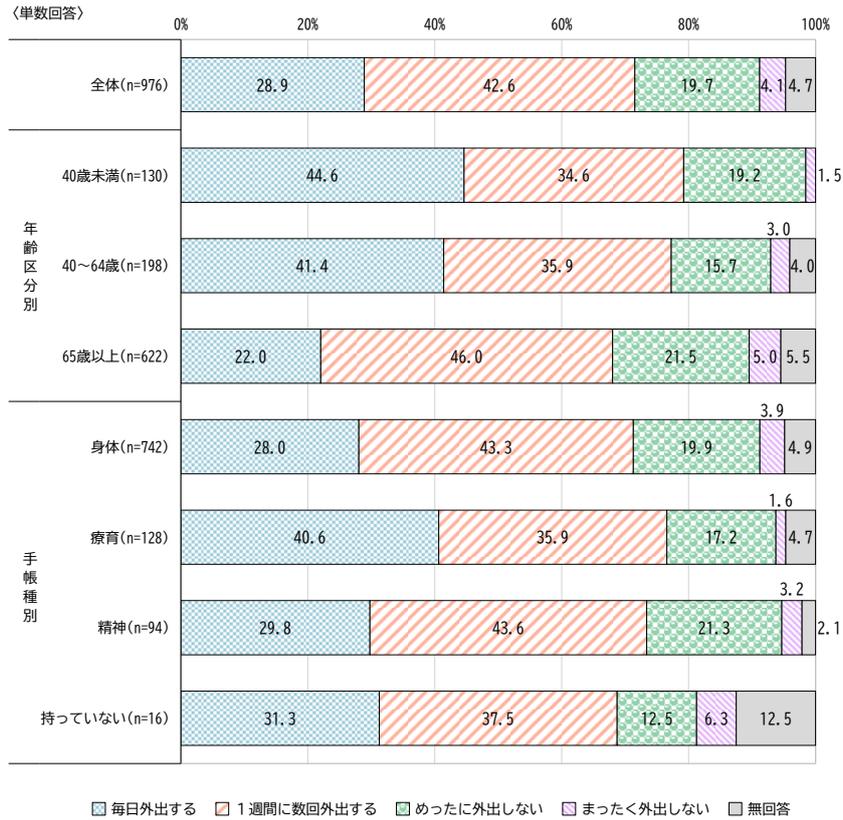
[現状と課題]

アンケート調査によると、スポーツや文化活動、地域活動などへ参加できない理由として「交通手段がない」という意見があり、障がい者にとって、移動手段を確保することは重要な意味を持っていることが分かります。

移動手段を確保することによって、障がい者は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がい者の自立した生活を容易にするとともに、積極的な社会参加にもつながっていくものです。

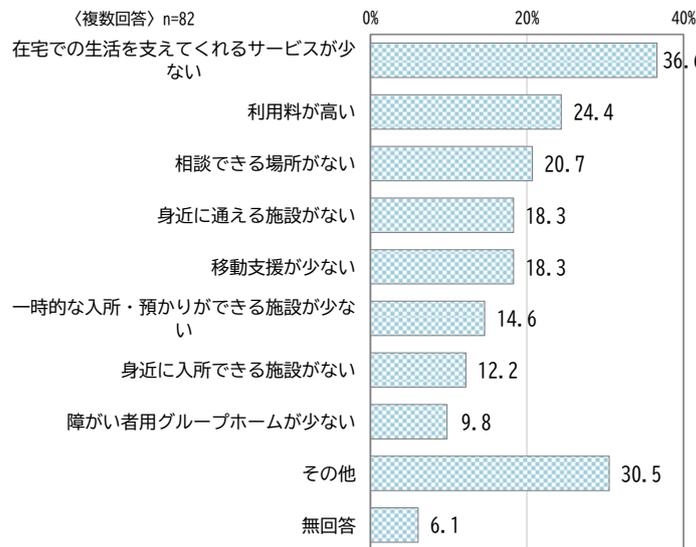
アンケート調査によると、2割程度の障がい者がほとんど外出していないことが分かります。また、現在提供されている障がい福祉サービスの不満な点として、「移動支援が少ない」もあがっていることから、安全かつ身体的負担の少ない方法で公共交通機関を利用できることや、障がい者や高齢者に配慮された交通機関の導入、そして、それら交通機関の円滑な連携と利用に際しての配慮などのニーズが高いことが分かります。

ずひょう 40 かこ ねんかん がいしゅつ
 図表 40 過去1年間にどのくらい外出をしたか



しゅってん ちようさけっか しやう
 出典: アンケート調査結果(障がい者)

ずひょう げんざいていきやう しやう かくし ふまん てん
 図表 41 現在提供されている障がい福祉サービスの不満な点



しゅってん ちようさけっか しやう
 出典: アンケート調査結果(障がい者)

[今後の取組]

- ▶ 屋外における移動が困難な視覚障がい者や知的障がい者等の外出を支援するため、同行援護や行動援護、移動支援事業による外出支援の充実とその活用促進を図ります。
- ▶ 県が実施する「おもいやり駐車場」制度について、商業施設、病院等への協力を働き掛けるとともに、広報誌やホームページ等により制度の周知を図ります。
- ▶ 交通弱者に配慮した交通環境の実現のため、路線バスやコミュニティバス等の支線交通の維持・確保に努めるとともに、利用促進を図ります。
- ▶ ガイドヘルパーや移動支援事業者など、外出・移動を支援する人材及び事業所の確保・充実に努めます。

<当事者や地域に望まれること>

① 当事者として

- ◆ 外出時、困ったことがあれば地域の人に気軽に助けを求めてみましょう。

② 地域として

- ◆ 障がい者の困っている様子を見かけたら進んで声をかけましょう。

すう ちもくひょう
 <数値目標>

目標 <small>もくひょう</small>	現状値 <small>げんじょうち</small>	目標値 <small>もくひょうち</small>
<p> <small>しえいじゆうたく</small> 市営住宅のバリアフリー化率 <small>かりつ</small> 市営住宅のうち、次のすべてを満たす住戸の <small>つぎ</small> 割合 <small>わりあい</small> ①屋内に段差がないこと <small>おくない だんさ</small> ②手すりが浴室及びトイレに設置しているこ <small>て</small> と <small>よくしつおよ</small> ③廊下幅が 78 cm以上 (出入口幅75 cm以上) <small>でいりぐち</small> <small>いじょう</small> 確保されていること <small>かくほ</small> </p>	<p> 23.0% (令和4年度) <small>れいわ ねんど</small> </p>	<p> 25.0% (令和8年度) <small>れいわ ねんど</small> </p>

3. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

<施策の現状と課題及び今後の取組>

(1) 情報の取得及び利用・コミュニケーション支援の充実

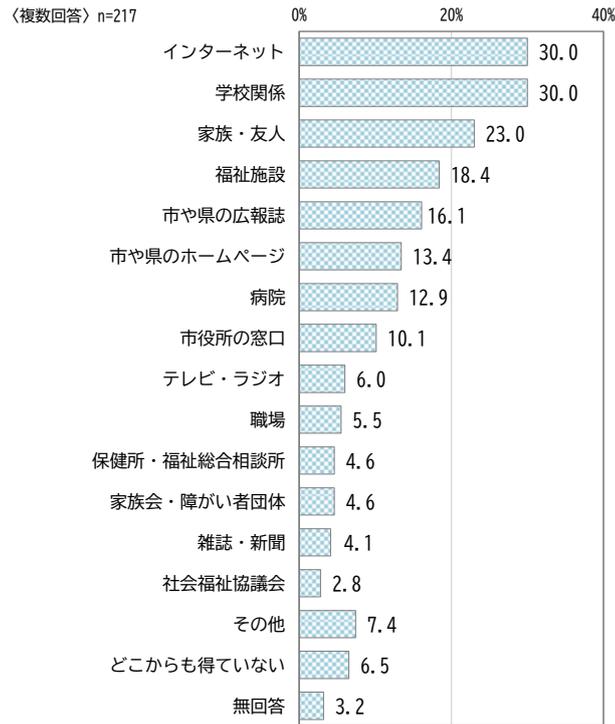
[現状と課題]

保護者アンケート調査結果によると、「どこからも情報を得ていない」とする回答が6.5%存在し、情報の入手で困っていることについては、「どこに情報があるかわからない」割合が43.3%となっています。障がい者やその家族が住み慣れた地域で安心して暮らしていくために、福祉制度や生活に関するさまざまな情報を必要なときに手に入れることができる情報提供の充実が必要です。

また、情報提供にあたって、特に情報の取得やコミュニケーションにハンディキャップを有する視覚障がい者や聴覚障がい者への配慮が必要であることは言うまでもありません。情報技術等を活用した情報バリアフリー化の推進やコミュニケーション支援体制の充実を図り、障がいのある人の自立と社会参加を支援することが重要です。

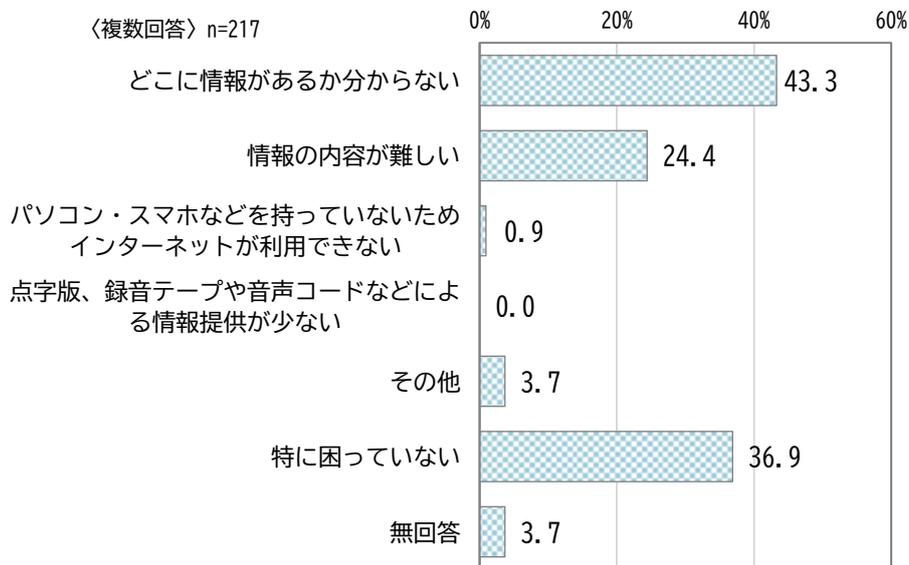
都城市では、令和2年3月13日に「都城市手話等コミュニケーション手段の普及と利用促進に関する条例」を制定しました。

ずひょう じょうほう にゆうしゆさき
図表 42 情報の入手先



しゆってん ちょうさけつが ほごしや
 出典: アンケート調査結果(保護者)

ずひょう かくし かん じょうほう にゆうしゆ こま
図表 43 福祉に関する情報の入手について困っていること



しゆってん ちょうさけつが ほごしや
 出典: アンケート調査結果(保護者)

みやこのじょうししゅわとう しゅだん ふきゅう りょうそくしん かん じょうれい
○都 城 市 手 話 等 コ ミ ュ ニ ケ ー シ ョ ン 手 段 の 普 及 と 利 用 促 進 に 関 す る 条 例

れいわ ねん がつ にち
令和2年3月13日

じょうれいだい ごう
条例第14号

かいわ ことば つか げんご じょうほう でんたつ い し そつう はか しゅだん
会話や言葉として使われる言語は、情報の伝達や意思疎通を図るための手段であ
り、しゃがいせいかつ おこな うえ か かかすことのできないものであるが、しょうがいしゃ けんり かん
る条約では、しょうがいしゃ い し そつうしゅだん げんご おんせいげんご しゅわ た けいたい
の非音声言語と定義している。

しょうがいしゃ い し そつうしゅだん しゅわ よやくひつき てんじ しょうかく つか い し
障がい者にとっての意思疎通手段は、手話、要約筆記、点字、触覚を使った意思
疎通等、多岐にわたるものの、しょうがいの特性に応じたコミュニケーション手段を選択
する機会が十分に確保されているとはいえず、日常的な困難を抱えている人は少な
くない。

このようなじょうきょうを踏まえ、げんごとしてのしゅわ ふきゅう しょうがいの特性に応じたコ
ミュニケーション手段の利用促進を図るとともに、しょうがいの有無にかかわらず、全
ての市民の意思疎通が円滑に行われ、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に
生きる社会を実現するため、この条例を制定する。

もくてき
(目的)

だい じょう じょうれい しょうがいしゃ けんり かん じょうやくおよ しょうがいしゃきほんほう しょうわ ねん
第1条 この条例は、障害者の権利に関する条約及び障害者基本法（昭和45年
ほうりつだいごう きてい おんせいげんごおよ しゅわ た けいたい ひおんせいげんご じょうほう
法律第84号）に規定する音声言語及び手話その他の形態の非音声言語による情報
の取得及び意思疎通手段の利用促進についての基本理念を定め、行政、市民及び
じぎょうしゃ やくわりなら し しきく きほん じこう ぎだ ぎょうせい しみんおよ
事業者それぞれの役割並びに市の施策の基本となる事項を定めることにより、多様
なコミュニケーション手段を選択する機会の拡大を図り、もって全ての市民が意思
疎通を円滑に行い、互いに人格と個性を尊重し合いながら、共に生きる社会を
じげん じげん 実現することを目的とする。

ていぎ
(定義)

だい じょう じょうれい つぎ かくごう かなか ようご い ぎ どうがいかくごう ぎだ
第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めると
ころによる。

- (1) コミュニケーション ひとびと そうご じょうほう でんたつ い し そつう おこな きもち
や心を通わせて理解し合うことをいう。
- (2) しょうがいのある人 ひと しんたいしょう ちてきしょう せいしんしょう はつたつしょう ぶく
障がいのある人 身体障がい、知的障がい、精神障がい（発達障がいを含
む。）その他の心身の機能の障がい（以下「障がい」という。）がある者であ
て、しょう およ しゃかいてきしょうへき けいぞくてき にちじょうせいかつまた しゃがいせいかつ
障がい及び社会的障壁により、継続的に日常生活又は社会生活において
しょうとう せいげん う しょうたい
相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (3) しゃかいてきしょうへき しょうがいのある人 ひと にちじょうせいかつまた しゃがいせいかつ いたな うえ
社会的障壁 障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で

障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。

(4) 障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段 手話、音訳、要約筆記、筆談、字幕、点字、触手話、指点字、平易な表現、絵図、記号、身振り、手振り、重度障害者用意思伝達装置、パーソナルコンピュータ等の情報機器その他の障がいのある人が情報を取得し、コミュニケーションを行う際に必要な手段として利用されるものをいう。

(5) 市民等 市内在住者、市内に勤務する者、市内で学ぶ者並びに市内で活動する事業者及び団体をいう。

(6) コミュニケーション支援者 手話通訳者、手話奉仕員、要約筆記者、要約筆記奉仕員、点訳者、音訳者(朗読者を含む。)及び盲ろう者通訳、介助員並びに知的障がい者及び発達障がい者への伝達補助等を行う支援者をいう。

(基本理念)

第3条 手話の理解と普及は、手話が言語であることを基本として行われなければならない。

2 障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段の選択と利用機会の確保は、障がいの有無にかかわらず相互の違いを理解し、互いの人格と個性を尊重することを基本として行われなければならない。

3 障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段を利用する者が有しているコミュニケーションを円滑に図る権利は、最大限に尊重されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)に基づき、手話の理解促進及び手話の普及を図るとともに、障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段による情報の取得及びコミュニケーションの円滑化に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

(市民等の役割)

第5条 市民等は、基本理念に基づき、手話及び障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解を深め、コミュニケーション支援者と連携して障がい者の特性に応じたコミュニケーション手段を利用できるよう、合理的配慮を行うとともに、市の施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の推進)

第6条 市は、その責務に基づき、次に掲げる事項に係る施策を推進するよう努める

ものとする。

- (1) 言語としての手話に対する理解の促進及び普及を図るための啓発並びに学習機会の確保
 - (2) 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解の促進及び普及を図るための啓発並びに学習機会の確保
 - (3) 市政に関する情報を円滑に取得するための手話及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報発信
 - (4) コミュニケーション支援者の配置の拡充及び処遇改善
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
- 2 市は、前項に掲げる施策の推進に当たっては、障がい者関係団体その他の関係団体に意見を聴くよう努めるものとする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

[今後の取組]

- 視覚・聴覚障がい者のコミュニケーションを支援する奉仕員等の養成を図るとともに、その活動の場の確保・充実に努めます。
- 障がい者が情報通信技術を活用し、積極的に情報を入手して社会参加できるよう、障がい特性に応じた情報通信機器について、情報の収集・提供と利用支援を行います。
- 各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉、教育に関する様々な情報資料について、市民の誰もが手軽に入手できるよう、広報紙や市公式ホームページ等を活用した情報の提供の更なる充実に努めます。
- 情報取得の妨げを解消するため、誰もが必要とする情報を得ることができるよう、手話通訳者・要約筆記者の派遣、点訳・音声訳の利用、拡大文字の活用等の利用支援などによる情報保障の充実に努めます。
- 市公式ホームページが障がい者を含めた誰もが利用できるものとなるよう、ウェブアクセシビリティ対応の取り組みを進めます。
- 手話等コミュニケーション手段の普及と利用促進のための推進方針に沿って施策を推進するよう努めます。

<当事者や地域に望まれること>

① 当事者として

- ◆ 今は使っていない情報の入手方法についても新たに挑戦してみましょう。

② 地域として

- ◆ さまざまな情報を障がい者に伝えましょう。

手話等コミュニケーション手段の普及と利用促進のための推進方針

1 言語としての手話に対する理解の促進及び普及を図るための啓発並びに学習機会の確保

聴覚障がい者等にとって手話は、音声言語と同様に必要な情報の取得やコミュニケーションの手段として重要な役割を担っています。

市民は聴覚障がい者にとって手話がかけがえのない言語であることについて理解を深め、手話に親しみ、聴覚障がい者と交流することで手話への理解が促進されます。

手話に対する市民の理解を深めるために、多くの市民が手話に触れる機会を設け、多くの人が手話への関心を高める啓発を積極的に実施するとともに、あいさつや簡単な会話などの手話を学べる機会の確保に努めます。

- ① 聴覚障がい者にとって手話がかけがえのない言語として認知され、手話や聴覚障がい者について市民の理解が深まるよう、広報紙への掲載やパンフレットを活用し手話学習の機会を拡充します。
- ② 手話の普及啓発を図るために、市内の学校へ必要な支援を行います。
- ③ 手話や聴覚障がい者への理解が深まるよう、市内の事業所に対してパンフレットの配布を行います。

2 障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解の促進及び普及を図るための啓発並びに学習機会の確保

手話、要約筆記、点字、音訳、触手話など障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用する方が、地域社会で安心して日常生活を送るためには、それぞれのコミュニケーション手段の技術を身につけた通訳者等の支援者が不可欠です。

それぞれの障がいの特性を理解し、増加する意思疎通支援へのニーズに対応できるように、意思疎通支援の充実を図る必要があります。

障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する市民の理解を深めるために、点訳・音訳奉仕員、手話通訳者・要約筆記者等の養成講座等の開催について、周知を図るとともに人材育成に努めます。

- ① 市広報紙、市ホームページ、リーフレット等により、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に対する理解が深まるよう啓発を行います。
- ② コミュニケーション支援を行う支援者の養成講座等を開催し、幅広い層の多数の

受講者の確保に努め、支援者の拡充につなげます。

- ③ 障がいのある方が日常生活や社会生活などあらゆる場面において、障がいの特性に応じたコミュニケーションをとれるよう意思疎通支援の充実を図ります。

3 市政に関する情報を円滑に取得するための手話及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段を利用した情報発信

市が発信する音声言語による市政に関する情報について、障がいのある方も健常者と同様に情報を得る権利が保障されています。

市は、障がいのある方が地域で主体的に生活していくために、市政に関する情報の提供や市民が参加することができる会議等において、手話通訳者等の派遣を行うなど、障がいの特性に応じたコミュニケーション手段による情報取得ができる環境づくりに努めます。

- ① 市が主催するイベントや会議等において、必要に応じ手話通訳者等を配置するなど合理的配慮の提供を行います。
- ② 市政に関する情報については、手話、要約筆記、点字、音訳、UDフォント（ユニバーサルデザインフォント）やピクトグラムの使用、ルビを振った文字、拡大文字、配慮した色使い、映像への字幕付与などによる情報提供を推進します。
- ③ 市職員への手話研修を実施し、市役所等で手話の使いやすい環境づくりを進めます。

4 コミュニケーション支援者の配置の拡充及び処遇改善

コミュニケーション手段の技術を身につけた通訳者等の支援者は、障がいのある方と健常者との意思疎通を図る役割を担っているため、必要なときに十分な支援を行うことができるよう支援者の養成と人材確保は必要不可欠です。

市は、支援者の役割を十分に認識し、支援者の養成、通訳技術の向上に必要な研修を行うとともに支援者の処遇改善に継続的に取り組み、支援者の確保ができるよう努めます。

- ① 日常生活や社会生活における障がいのある方のコミュニケーション支援を行う支援者の資質と力量を確保し、専門性の高い内容等にも的確に対応できるよう支援を行います。
- ② 聴覚障がい者との交流活動の促進、施策の推進、広報活動の支援者として活躍が期待される手話奉仕員の養成を行うため、手話奉仕員養成講座を継続的に開催します。

③点訳・音訳奉仕員、手話通訳者・要約筆記者等が活動しやすい環境づくりを進めます。

5 その他の施策

「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（令和4年法律第50号）」（障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法）に掲げる基本的施策に係るものとして、以下の施策を推進します。

① ICTを活用したコミュニケーションを図る仕組みを導入します。

② 緊急時の情報収集のための設備・機器の設置及び通報を行うための仕組みを整備します。

③ 意思疎通支援者の確保・養成・資質の向上等の施策を講じます。

④ 相談対応や情報提供にあたっては、障がいの種類・程度に応じて行うよう配慮します。

⑤ 設備・機器の設置の有効性、意思疎通支援者の役割など、市民が関心・理解を深めるための広報・啓発活動を充実します。

⑥ 情報の取得等に関する調査研究の推進・成果の普及を図ります。

4. 防災、防犯等の推進

<施策の現状と課題及び今後の取組>

(1) 災害時の避難救助体制等の充実

[現状と課題]

近年、生命や財産に大きな影響をもたらす大規模な自然災害が全国的に多発しており、被害を最小限に抑えるための防災対策が求められています。

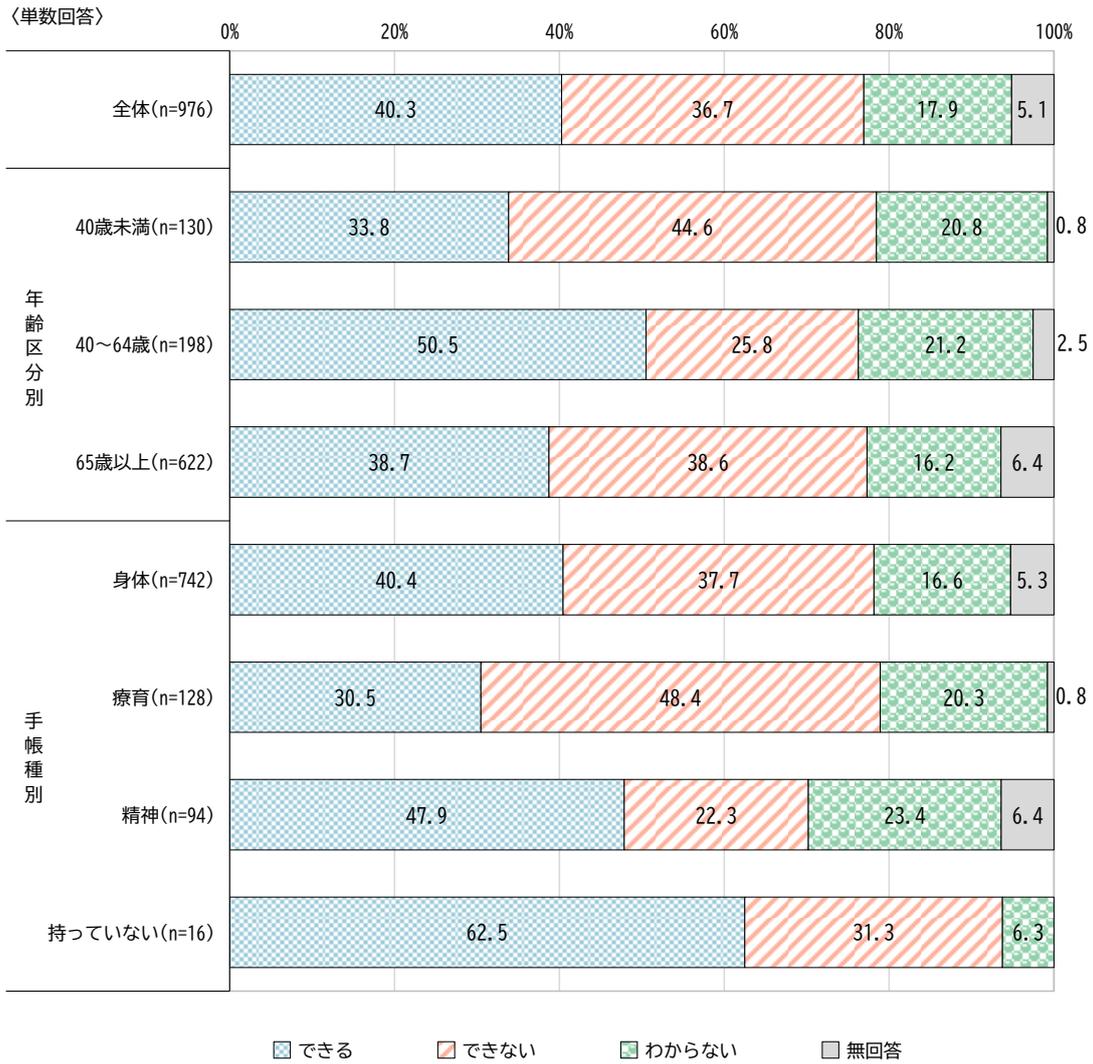
これら自然災害による惨状を目の当たりにし、被害の有無にかかわらず市民の多くは大きな不安を募らせていることとされます。

アンケート調査結果をみると、災害時にひとりで避難「できない」「わからない」と回答した障がい者は過半数（54.6%）となっています。また、災害時に困ることとして、「安全なところまで、迅速に避難することができない」（31.4%）を挙げる障がい者が多くいました。

障がい者の親の会では実際の災害の状況を体験するために「ワンデイキャンプ」を開催しています。しかし、災害に備えてこのような準備をしている障がい者は19.9%に留まっており、ほとんどの障がい者は不安を募らせていても、具体的な行動に至ってはいないことがわかります。

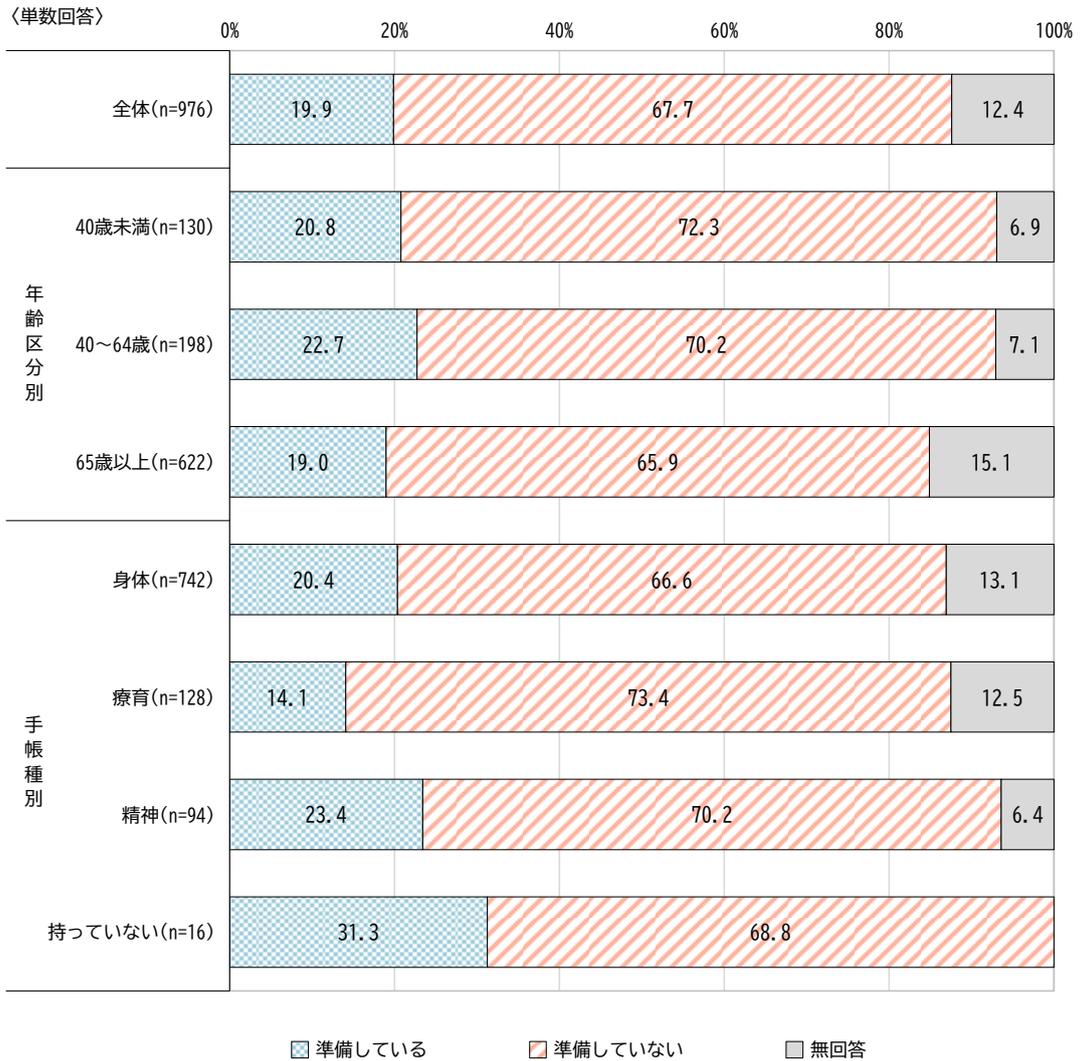
要配慮者と言われる高齢者や障がい者は、災害に対して特別な支援を必要としています。地域社会全体で防災対策の充実を図ることはもちろん、要配慮者の視点での対策もまた、緊急の課題となっています。

ずひょう さいがいじ ひなん
 図表 44 災害時にひとりで避難できるか



しゅってん ちようさけつか しやう
 出典: アンケート調査結果(障がい者)

図表 45 災害が起きたときのために準備しているか



出典: アンケート調査結果(障がい者)

[今後の取組]

- ▶ 避難行動要支援者名簿を適切に管理し、自治公民館や民生委員・児童委員、消防団、消防局及び警察等との連携を図り、避難を支援する仕組みづくりを継続します。
- ▶ 災害時の避難所等において、障がい者に配慮した環境整備を行い、障がい者施設等の協力を得ながら、障がい者が安心して安全に過ごすことができる福祉避難所の確保に努めます。
- ▶ 災害発生時において、迅速かつ的確に情報が伝達されるよう、情報伝達手段の多様化に努めます。

(2) 防犯・交通安全対策の推進

[現状と課題]

障がい者を犯罪から守り、消費者被害等にあわないようにするためには、障がい者自身が防犯知識を身につけ、防犯意識を高めることも必要ですが、地域ぐるみでの見守り活動を含めた安心・安全なまちづくりを進める必要があります。

また、犯罪類型に応じた防犯指導や、あらゆる広報媒体を活用した啓発広報活動を推進し、防犯知識の普及を図るとともに、障がいのため判断能力が不十分な方が消費者被害等の犯罪にあわないように、警察署や消費者センターとの情報交換や地域住民による防犯活動を推進し、犯罪の予防に努めなければなりません。

[今後の取組]

- 障がい者が消費者被害や交通事故に巻き込まれないように、都城市消費生活センターや都城警察署等関係機関と連携を図り、防止、啓発活動に努めます。
- 市民に対し、安全な運転や事故防止に向けた意識啓発を行います。
- 音響信号機や誘導ブロックなど、障がい特性に配慮した安全で認識しやすい交通安全施設の整備にむけて関係機関と連携を図ります。
- 犯罪から障がい者を守るため、地域住民や関係機関との協力体制の整備を進めます。

<当事者や地域に望まれること>

① 当事者として

- ◆ 災害が起きた時のために事前に出来る準備をしておきましょう。
- ◆ 防犯知識を身につけるよう努めましょう。

② 地域として

- ◆ 災害時、出来る限り地域の障がい者のことを気にかけてみましょう。
- ◆ 常日頃、障がい者を見守りましょう。

すう ちもくひょう
<数値目標>

<p>目標</p>	<p>現状値 (令和5年度)</p>	<p>目標値 (令和11年度)</p>
<p>災害時の避難先を「知っている」と回答した 障がい者の割合</p>	<p>51.7%</p>	<p>65.0%</p>
<p>災害時に困ることや不安なことを「被害 状況、避難場所などの情報が入手できな い」と回答した障がい者の割合</p>	<p>11.3%</p>	<p>5.0%以下</p>
<p>災害が起きた時のために事前に「準備してい る」と回答した障がい者の割合</p>	<p>19.9%</p>	<p>40.0%</p>

5. 行政等における配慮の充実

<施策の現状と課題及び今後の取組>

(1) 行政機関等における配慮及び障がい者理解の促進等

[現状と課題]

平成28年4月に施行された障害者差別解消法に、行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、障がい者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障がい者の性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならないことが記載されています。

都城市役所1階トイレに大人用ベッド(収納式多目的シート)や移動用リフトを設置するなど、本市関連施設での社会的障壁の除去に向け取り組んでいますが、全ての施設等に対応できたわけではなく、必要に応じて対応を検討していく必要があります。

また、都城市役所職員は、市民の模範となるべく、合理的な配慮の提供について正しい理解を深め、障がい者がそれぞれの障がい特性に応じた適切な配慮をうけることが出来るよう努める必要があります。

[今後の取組]

- 人権問題や障がい者施策にかかる市職員の研修会及び講習等を開催することにより資質の向上を図ります。
- 事務・事業の実施に当たっては、障害者差別解消法に基づき、社会的障壁の除去の実施について合理的な配慮を行います。

(2) 選挙等における配慮等

[現状と課題]

障がい者の選挙の投票は、投票行動と選挙情報の配慮が必要となります。投票行動の配慮は行政が担当して整備を行っていますが、選挙情報の配慮については諸団体に依頼・依存しているのが現状です。

投票することの配慮を行うことは当然とし、選挙情報についても、立候補者に対して、分かりやすい演説会、分かりやすい選挙公報などの資料作成を心掛ける障がい者に伝えるよう、必要性を訴える必要があります。

[今後の取組]

- ▶ 期日前投票所入口に車いすを配置し、必要に応じて移動に困難を抱える障がい者等が投票しやすい環境を整備します。
- ▶ 代理投票用記載台設置、点字による候補者名簿の各投票所への備え付けなど、投票環境の向上に努めます。
- ▶ 投票所出入口等へのスロープ設置による段差解消等のバリアフリー環境の向上を図ります。
- ▶ 郵便等による不在者投票の制度について周知を図り、障がい者の投票機会を確保します。

<当事者に望まれること>

① 当事者として

- ◆ 配慮が感じられないと思ったら気兼ねなく市役所職員に伝えましょう。

<数値目標>

目標	現状値	目標値
都城市役所職員に対する障がい者を理解するための講座の開催回数	2回 (令和4年度)	10回 (令和6年～ 5年累計)

6. 保健・医療の推進

<施策の現状と課題及び今後の取組>

(1) 障がいの予防・早期発見

[現状と課題]

身体障がい者の障がいの原因は後天性疾病によるものが多く、中でも「脳血管疾患」、「心臓疾患」を原因とするものや、「糖尿病」の進行を起因とする「腎疾患」によるものが増加しています。このため、生活習慣病の予防対策として取り組んでいる健康教育、健康相談、健康診査、訪問指導等が障がいの予防に一定の効果を有するものと考えられます。

また、先天的な障がいについても、これを予防あるいは早期に発見し、適切な治療、療育に結び付けることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。その意味で、妊婦や乳幼児に対する健康診査、疾病や発達に関する検査や相談といった母子保健事業も大切です。

[今後の取組]

- 妊娠初期から異常を早期に発見し、安全な出産が迎えられるように妊婦健康診査に対する助成や妊娠中の健康管理等の充実に努めます。
- 乳児相談や乳幼児健診により乳幼児の成長発達を確認し、必要に応じて訪問指導や相談で発達を促すような関わりや保護者支援の充実に努めます。また、必要に応じて専門医療機関への受診勧奨や療育機関の紹介を行い、疾病や障がいの早期発見、早期治療、早期療育を推進します。
- 障がいの予防・早期発見のため、「みやこのじょう健康づくり計画21（第3次）」等に基づき、生活習慣病及びそれに起因する障がいの予防や、「都城市こども計画」に基づき母子の健康を推進します。

(2) 精神保健・医療施策の推進

[現状と課題]

社会復帰を図るための地域資源の不足も含め、精神障がい者のノーマライゼーションを実現するためには、なお多くの課題が残されています。精神障がいの方々が地域で自分らしく安心して生活を送ることができるよう啓発し、心の健康相談や訪問指導等、精神障がい者に対する各種支援活動を推進していく必要があります。

精神医療や相談窓口の充実により、精神疾患を初期の段階で発見し、早期に治療することで、重症化の防止や改善も可能となります。しかし、精神障がい者に対する理解はまだまだ十分とは言えず、偏見もあることから、早期対応、早期治療に結び付いていない現状があります。今後も引き続き、精神保健に関する環境整備が必要です。

[今後の取組]

- 精神障がいに対する正しい理解を促進するために、講演会や刊行物の配布などを通して、普及啓発に努めます。また、うつ病の予防やストレス対策等、心の健康づくりを促進し、精神疾患の発症を予防するとともに、保健事業や医療機関等との連携により精神疾患の早期発見・早期治療を促進します。
- 「都城市自殺対策行動計画（第3期）」に基づき、関係機関・団体等と連携・協力を図りながら自殺の予防、啓発活動等に取り組めます。
- 保健所、医療機関、福祉事務所、相談支援事業者など関係機関の連携を図り、未受診・治療中断者などきめ細やかな支援が必要な人に対応できる体制づくりを進めます。
- 相談支援事業者等による利用者への日常的な関わりや休日・夜間の対応など、精神障がい者が地域で安心して暮らせるよう、関係機関と連携した支援体制づくりを進めます。
- 受け入れ条件が整えば退院可能な精神障がい者の退院と社会復帰を促進するため、地域移行支援、地域定着支援の利用を促進します。

(3) 難病に関する施策の推進

[現状と課題]

障害者基本法の改正や障害者総合支援法の施行に伴い、難病患者も障がい者として位置づけられ、障がい福祉サービスを受けることができるようになりました。平成27年1月には、「難病の患者に対する医療等に関する法律(難病医療法)」が施行され、難病の対象が拡大されました。難病に対する医療費助成の法定化や、サービスの充実も定められました。令和3年11月1日現在、障がい福祉サービス等の対象となる難病は366疾病となっています。

[今後の取組]

- 障がい福祉サービス等の制度について周知を図り、利用の促進を行います。
- 県と連携し、難病患者等を支援する体制の整備に努めます。

(4) 総合的な医療施策・リハビリテーションの充実

[現状と課題]

障がい者にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、活動を促進し社会参加を容易にするためにも不可欠です。定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいに伴う二次障がいの予防に対応するためにも、障がい者の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。

[今後の取組]

- 各関係機関と連携し、患者の特性に合った適切な福祉サービスの提供を推進します。
- 重度障がい者を対象とする重度心身障害者医療費助成制度について周知を図ります。
- 心身の障がいを除去・軽減するための医療に対して、医療費の自己負担額を軽減する自立支援医療制度について周知を図ります。

<当事者や地域に望まれること>

① 当事者として

- ◆ 妊婦健康診査や乳幼児健康診査は必ず受診しましょう。
- ◆ 生活習慣病を予防するため、生活習慣について見直してみましょう。

② 地域として

- ◆ 精神障がいに対する偏見を取り払い、理解を深め、心の健康づくりに努めましょう。

すうちもくひょう
<数値目標>

目標	現状値	目標値
乳幼児健診の受診率(みやこのじょう健やか親子21計画・第2次中間報告及び計画改定)	【乳児健診】 93.0% 【1歳6か月健診】 93.2% 【3歳児健診】 89.2% (全て令和4年度)	【乳児健診】 95.0% 【1歳6か月健診】 96.0% 【3歳児健診】 94.0% (全て令和6年度)
特定健康診査の受診率(みやこのじょう健康づくり計画21・第3次)	45.8% (令和4年度)	60.0% (令和10年度)

7. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

<施策の現状と課題及び今後の取組>

(1) 相談支援体制の充実

[現状と課題]

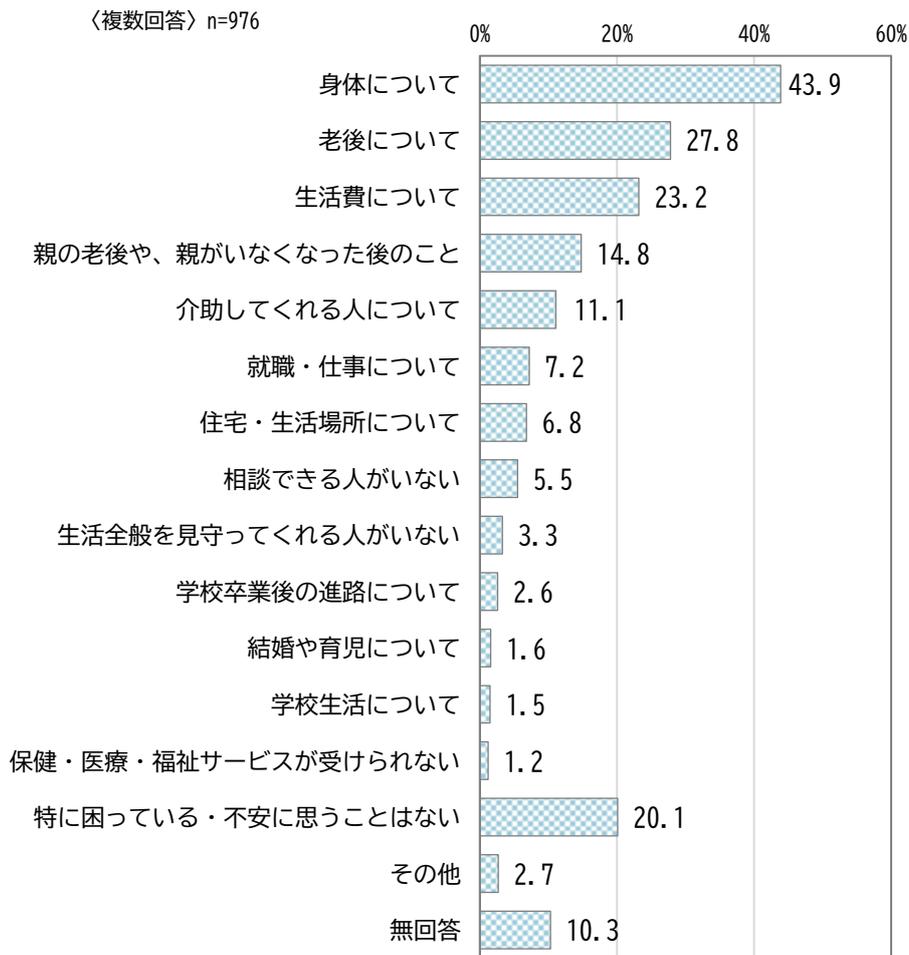
アンケート調査結果によると、本市の障がい者の約7割は何らかの困りごとや不安を抱えながら生活していることが分かります。困りごとや不安の内訳を見ると身体、老後、生活費に関わる悩みや不安が多いものの、他にも、就職や進学、結婚等々、非常に多岐にわたる項目が挙がっています。

障がい者の持つ悩みや不安は、その障がい者の障がいの部位や障がいの程度、社会状況、年齢など、様々な要因によって一人ひとり異なっています。従って、既存のサービスに障がい者をあてはめるという考えではなく、まずその障がい者に寄り添い必要なニーズをくみ取ることが大切です。

住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える課題を気軽に相談でき、適切な助言を受けられる総合相談体制の確立が必要であり、これらの個々のケースに対応できる専門的かつ重層的な支援の提供が重要となります。

本市では、地域の相談支援の中核的な役割を担う機関として、「都城市障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センター」を設置しています。また重層的支援体制整備事業の実施に伴って、分野を超えた横断的な連携を推進する総合相談を担うものとして、令和5年度から「ふくしの相談窓口」を庁舎内に設置しています。障がい者からの相談を発端に多様な関係機関が連携し障がい者個々のケースから地域全体の課題まで幅広く問題解決に取り組めるよう、相談支援を中心としたネットワークの構築が期待されています。

ずひょう げんざい せいかつ こま ぶんあん おも
 図表 46 現在の生活で困っていることや不安に思っていること



しゅつてん ちようさけつか しやう がい しゃ
 出典: アンケート調査結果(障がい者)

ずひょう みやこのじようししやう しゃ じ きかんそうだん しえん ぎやくたいぼうし
 図表 47 都城市障がい者(児)基幹相談支援・虐待防止センター

みやこのじようししやう 都城市障がい者(児)基幹相談	みやこのじようしまつもとちやう 都城市松元町4-17
しえん ぎやくたいぼうし 支援・虐待防止センター	みやこのじようしそうごうしやかいふくし 都城市総合社会福祉センター1階
[電話]0986-26-0294 / [FAX]0986-26-0333	

[今後の取組]

- 障がい福祉サービス等の円滑な運用及びサービスの質の向上を図るため、相談者の年齢や障がいの種類・程度など、一人ひとりの状況や生活のあり方などに対応した、柔軟で適切な情報提供及び相談支援体制の充実を図ります。
- 相談・助言を的確に行うことができるよう、市や事業所職員の資質向上に努めます。
- 地域における相談支援の中核的役割を担う基幹相談支援センターを活用し、相談支援機能の強化を図ります。
- 障がい者のライフサイクルを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、福祉・保健・医療・教育・就労が一体となった生活支援の実現を目指します。
- 地域における相談支援の中立・公平性を確保し、サービス利用に係る困難事例への対応などについての協議・調整等を円滑に行うため、都城市障害者自立支援協議会の運営を活性化し、地域の関係機関による連携とネットワークの強化を図ります。
- 障がい者世帯における高齢者や子どもに関する相談についてもまずは受け止め、適切な関係機関につなぐなど「断らない相談支援」を実践します。

(2) 在宅サービス等の充実及び質の向上

[現状と課題]

障がい者が地域で安心して生活するためには、いつでも必要に応じて在宅福祉サービスが受けられる環境にあることが重要です。特に、在宅生活が家族による支援のみに頼ることなく、重い障がいのある方も安心して暮らせるよう、訪問系サービスの充実を図る必要があります。

また、障がい者が地域で孤立することなく、その人らしく生活するためには、日中活動の場を充実させる必要があります。重度障がい者については、介護を受けながら日中を過ごす場所をなおいっそう増やしていくことが必要です。

さらに、地域で生活するためにさまざまな訓練が必要な方のための自立訓練、就労を希望する障がい者が働くことのできる環境を築くための就労移行支援や就労継続支援の充実が必要です。

また、障がい福祉サービス等の提供にあたっての国・県の基本方針として、「施設入所・入院から地域生活への移行を推進」することが定められています。精神障がい者の地域移行支援については、地域移行までに長い期間が必要であり時間を要するという現実があるほか、アパート等賃貸契約時の問題や金銭管理をはじめとする退院後のさまざまなトラブルへの対応、不規則な時間帯や夜間の不安に対応するための電話サポートなど、在宅生活をトータルに支える仕組みのさらなる充実が必要です。

加えて、地域移行の受け皿となるグループホームへの入居ニーズは高く、今後とも継続して地域移行の進捗に合わせた計画的な整備が求められます。整備にあたっては障がい特性への配慮も必要になってきています。

[今後の取組]

- 障がいのある人が、必要なときに必要なサービスを適切に受けることができるよう、相談支援事業所と連携を図りながら、サービス等利用計画の質の向上に努めます。
- 障がいのある人が地域で自立した生活を送るための基盤となるグループホームについて、サービス提供事業者と連携を図りながら新設・増設を促します。
- 障がいのある人の地域移行を推進するため、地域生活を支える居宅介護等の訪問系サービスの質・量的充実を図ります。
- 行動援護、同行援護、移動支援など障がいのある人の移動に関するサービスについては、社会参加の機会の確保の観点から、一層の充実に努めます。
- 市内のどこで暮らしていても、身近な場所で生活介護・就労支援等のサービスが受けられるよう、事業者と連携し事業所の整備を促します。
- 介護保険サービスへの移行に際しては、障がいのある人が必要とするサービスが途切れることなく提供されるように、本人の意向を確認しつつ、関係部署と連携を図ります。
- 障がい福祉サービスの質の確保及び自立支援給付の適正化を図るため、随時サービス提供事業者等に対し各種法令や通知等について周知し、適切なサービスの提供を行うよう指導します。
- 利用者のニーズを的確に捉え、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業を提供するための体制の確保に努めます。

(3) 障がい児支援の充実

[現状と課題]

乳幼児健診は、障がいの早期発見の機会であるとともに、保護者の不安解消の機会でもあります。一人で不安や悩みを抱え込まないよう、気になることがあれば早めに気軽に相談してもらえよう、引き続き周知、啓発を推進する必要があります。本市では、都城市こども発達センターにおいて、診断に基づき就学

年齢期においては、その子にとって最良の教育が何なのか、将来の見通しを含めて新たな不安や悩みが生まれます。早期発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、療育機関、教育機関、行政の連携を密にして、障がい児個々の状況に応じた適切な相談・指導を充実していくことが必要です。

週末には他の兄弟の行事等があることから、平日同様、受け皿の確保が大切であることがわかります。このように、障がい児の家族の状況やライフサイクルを見据えた、切れ目のないきめ細やかな支援ができるよう、さらなる体制整備を図っていく必要があります。

[今後の取組]

- 日常生活習慣の習得や集団生活への適応が困難な子どもが、身近な場所で適切な療育が受けられるように、関係機関や事業者と連携を図り、児童通所支援事業の充実や地域で特にニーズの高い放課後等デイサービス事業の拡充を促します。
- 障がい児を支援する事業・制度、事業所及び相談支援等について周知し、利用の促進を図ります。
- 全ての子どもに良質な成育環境を保障するという子ども・子育て支援制度の趣旨を踏まえ、保育所、認定こども園、幼稚園において、障がい又は発達障がいのある乳幼児を受け入れることで、障がい児・健常児共に思いやりを持つことや相互理解を深めることなど、心身の発達を促すように努めます。
- 障がいのある乳幼児等を受け入れている保育所、認定こども園等に対する補助を行い、受け入れ施設の拡充を図ります。
- 多くの保育所、認定こども園、幼稚園で障がい児等の受け入れが可能となるよう、職員の資質向上と保育内容の充実に努めます。
- 障がい児通所支援事業所と連携し、保育所、認定こども園、幼稚園の保育士、保育教諭、幼稚園教諭、小・中学校の教職員等に対する障がい特性の理解と指導方法についての研修を行います。また、医療機関のスタッフ等を対象とした講習会を実施するなど、地域で障がい児支援に携わる人材の育成に努めます。

(4) 医療的ケア児等に対する支援

[現状と課題]

医学の進歩により救える命が増えました。一方で、新生児特定集中治療室(NICU・GCU)等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な医療的ケア児等が急増しています。

このように、医療的ケアの必要な子どもたちやその家族に対しては、医療、福祉、教育等の幅広い分野における支援が必要となります。

本市でも、インクルーシブ教育システム構築が進められていますが、医療的ケアに対応できる人員が不足し安全を確保できないことを理由に、保育園や幼稚園、学校等の通園・通学に関し、希望する施設・機関に受け入れてもらいにくいのが現状です。また、預け先がないことから、24時間365日、家族が常に一緒に過ごすことになり、医療的ケア児等を持つ家族の身体的、精神的な負担が大きな課題となっています。

その様な中、教育委員会では令和5年度から対象となる医療的ケア運営協議会を立ち上げ、対象となる小・中学校において看護師派遣を実施しています。

さらに、医療的ケア児等が望む環境で生活できるよう、教育機関等だけではなく、障がい福祉サービス事業所、医療機関など地域の関係機関が課題を共有し、協力する体制づくりの構築が必要となります。

[今後の取組]

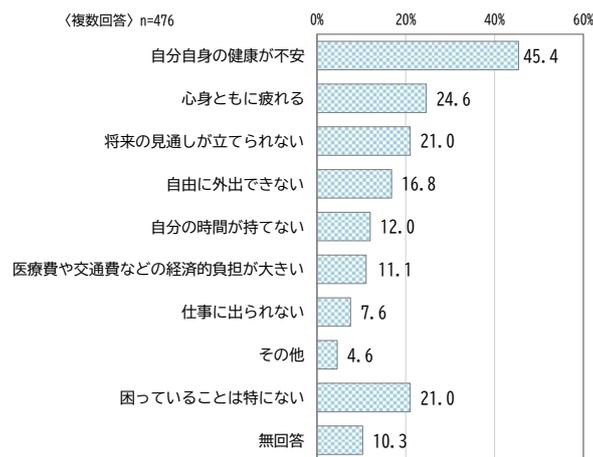
- ▶ 在宅で生活する医療的ケア児のために、ショートステイ（短期入所）をはじめとした在宅サービスの充実や、サービス提供従事者と連携を図り、サービスの質の向上を促します。
- ▶ 医療、福祉、子育て支援、保健、教育等の多岐にわたる分野と連携し、医療的ケア児やその家族が地域で安心して生活を営むことができる体制づくりに努めます。
- ▶ 個々の医療的ケア児状況に応じて、安全・安心な学びの場について調査及び審議を行っていきます。

(5) 介護者のレスパイト先の充実

[現状と課題]

アンケート調査によると、障がい者の介助者の中に、障がいの種別や重さに関係なく「心身ともに疲れる」「自分の時間が持てない」「自由に外出できない」という困りごとを抱えながら介助を行っている人がいることがわかります。

図表 48 介助者の困っていること



出典: アンケート調査結果(障がい者)

障がい者のみならず、介助者も一人の人間であり、疲労も蓄積しますし、自分の自由な時間も持ちたいと思うのも当然です。レスパイト先を必要に応じて活用することで、障がい者も介助者も心身ともに健康な状態で生活することが大切です。しかし、レスパイトのために、障がい者の介護を他者へ依頼することに抵抗を感じてしまう介助者もいるため、レスパイトの必要性を社会全体に広めていくことが重要となります。

また、障がい者自身も普段と違う環境に置かれることにより不安を生じやすくなることから、注意が必要となります。日常生活の中で、家族と障がい者でしっかり話し合い、お互いの理解を深めることが重要です。

介助者や障がい者本人が過度のストレスを感じることなくレスパイトサービスを利用できるよう環境の整備を行っていく必要があります。

[今後の取組]

- ▶ 障がい児支援においては、家族支援が重要となるため、レスパイトできるよう日中一時支援の充実についてサービス提供事業者と連携を図ります。
- ▶ レスパイトケアの必要性を市民が理解し、必要なときに介助者が利用しやすくなるよう、広報・啓発活動を進めます。

(6) 専門職種の養成・確保

[現状と課題]

障がい者が自身の希望する生活を営むために、障がいの多様化、重度・重複化の進行も踏まえ、障がいの特性や生活実態等に応じたサービスが必要となります。

一方、本市では現役世代の人口が減少していくことが予想されており、労働力の制約が強まる中、障がい者の生活をサポートする福祉・介護・医療従事者等の確保が課題となっています。ヒアリングでは「児童精神診断をしてくれる医師や心理士が少ない」「サポートセンターの職員が少ない」など、さまざまな分野で人材が不足しているとの声がありました。

多様な専門職種の養成に努めると共に、ハローワーク、養成機関、関係団体との連携強化を図り、必要となる人材の確保を行っていく必要があります。

[今後の取組]

- 障がい福祉事業従事者、医学的リハビリテーション従事者、看護師等の専門職種の養成・確保及び資質の向上について養成機関、ハローワーク等の関係機関と連携を図ります。

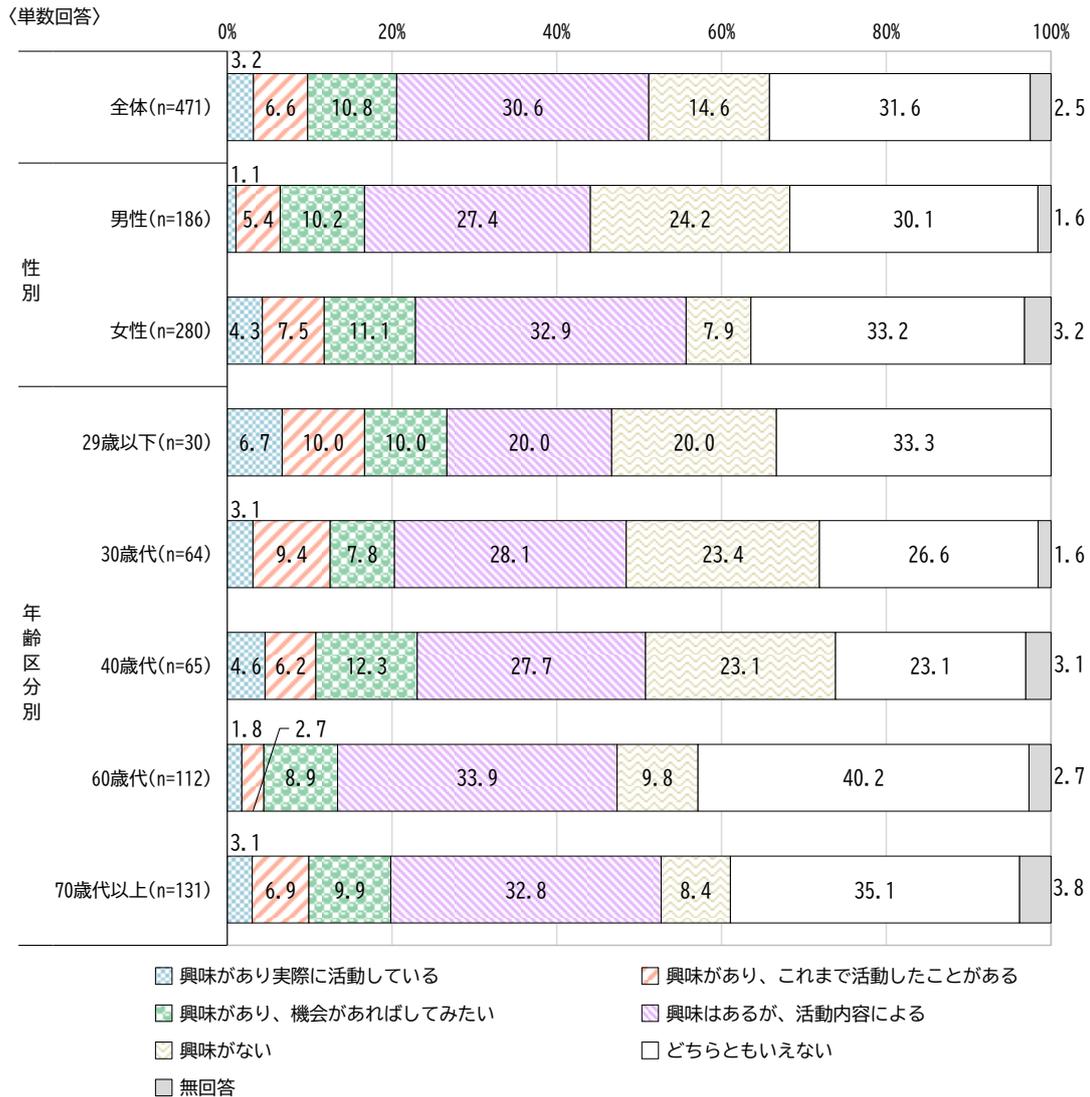
(7) NPO・ボランティア活動の推進

[現状と課題]

近年は、大雨による洪水や土砂災害など甚大な自然災害が全国で多発しており、復興にあたっては多くのボランティア活動が被災地を支えています。ボランティア活動は災害が起こったときに注目が集まりやすいですが、地域を支える面で日頃より活躍しています。本市でも既に、障がい者を取り巻く複雑・多様化する地域課題に対し、NPOやボランティア団体等の活動が障がい者の日常生活や社会活動への参加に大きな役割を果たしています。

障がいのない市民のアンケート調査結果によると、ボランティア活動に『興味があり活動したことがある』(「興味があり実際に活動している」と「興味があり、これまで活動したことがある」の合計)人の割合は約1割、『したことはないが興味がある』(「興味があり、機会があればしてみたい」と「興味はあるが、活動内容による」の合計)人の割合は約4割となっており、障がいのない市民のボランティア活動への関心が高いことがわかります。

ずひょう 49 かつどう けいけん うむ
 図表 49 活動の経験の有無



しゅってん ちょうさけつ しょう しみん
 出典:アンケート調査結果(障がいのない市民)

今後はアンケート調査で「したことはないが関心はある」と回答した人が「ある」と回答出来るよう、ボランティアの相談、登録、斡旋、広報啓発、各種の研修を行うと共に、協働による地域課題解決のための取組の意義や必要性について市民の関心を高め、地域の中で課題を解決していく風土を育てていくように努めます。

[今後の取組]

- 障がい者の複雑・多様化する地域課題の解決に向け、NPO・ボランティア団体や地域住民と支援体制の構築を図ります。
- 都市ボランティアセンターと連携し、市民に対してNPO、ボランティア活動に関する情報提供や相談体制の充実及び広報・啓発活動の推進を図り、市民全員の参加意欲向上に努めます。
- 生活支援を必要とする障がい者の目線を合わせたNPO、ボランティア活動の推進を図り、障がいのある人もない人も互いに支え合う地域づくりを目指します。

<当事者や地域に望まれること>

① 当事者として

- ◆ さまざまな人に相談を持ち掛けてみましょう。
- ◆ 障がい者の家族は地域の人たちに家族のことを知ってもらいましょう。
- ◆ 乳幼児健診に必ず行きましょう。
- ◆ ボランティアを気兼ねなく受け入れましょう。

② 地域として

- ◆ お互いに声をかけあい、地域力の向上に努めましょう。
- ◆ 障がい者やその家族から相談を持ちかけられたら、相手の気持ちに立って助言や関係機関の紹介、同行相談など、自分の出来る範囲で親身に対応しましょう。
- ◆ ボランティア活動に関心のある人は、まず一度活動に参加してみましょう。

すう ちもくひょう
<数値目標>

もくひょう 目標	げんじょうち 現状値 (れいわ ねんど 令和5年度)	もくひょうち 目標値 (れいわ ねんど 令和11年度)
げんざいでいきょう 現在提供されている しょう 障がい福祉サービスに まんぞく 満足している しょう 障がい者の割合	43.1%	55.0%
しょう 障がいのある人(ひと)を(たいしょう 対象)とするボランティア かつどう 活動をしたことが「ある」と回答(かいとう)した しょう 障がいのない(しみん 市民)の割合	9.8%	20.0%

8. 教育の振興

<施策の現状と課題及び今後の取組>

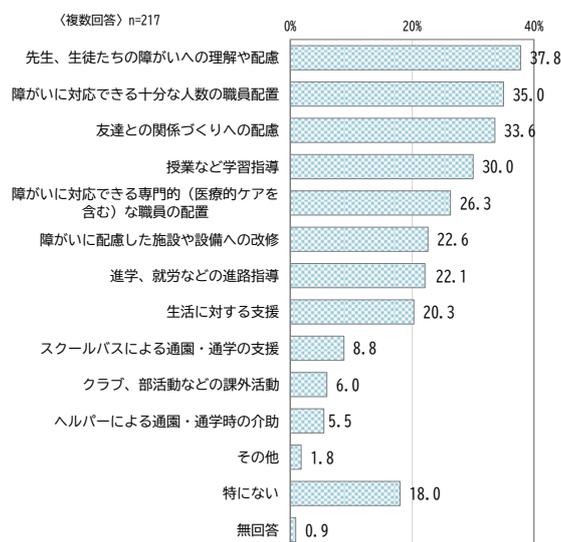
(1) インクルーシブ教育システムの推進

[現状と課題]

障がいの有無に関わらず、全ての子どもは等しく教育を受ける権利を有しており、誰もが一人の人間として人権を尊重され、地域や学校で共に学び、支え合う教育が求められています。

そのため、本市では、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けるといったインクルーシブ教育システムの構築に向けた取組を進めてきました。保護者アンケートによると、「先生、生徒たちの障がいへの理解や配慮」や「障がいに対応できる十分な人数の職員配置」、「友達との関係づくりへの配慮」の充実を望む声が多くあり、障がいのある子ども一人ひとりに寄り添いつつ、インクルーシブ教育システムの構築のための取組を更に推進していく必要があります。

図表 50 保育園・幼稚園・学校でさらに充実してほしいこと



出典: アンケート調査結果(障がい児)

[今後の取組]

- 就学前の就学相談において、本人や保護者に特別支援教育に関する十分な情報を提供するとともに、障がいのある子どもへの教育的ニーズと必要な支援について把握し、その情報を学校と共有することで、入学後の円滑な支援につなげていきます。
- 障がいのある子どもの教育的ニーズを把握し、適切な支援を一貫して行うことができるように、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、必要に応じて各関係機関や児童が在籍した教育・保育施設、学校と連携しながら学校全体で計画的、組織的に取り組んでいきます。
- 障がいの有無に関わらず、お互いを理解したり尊重したりしながら、地域や学校で共に支え合って生活しようとする豊かな人間性を育むために、人権教育を推進します。また、地域や特別支援学校等との交流及び共同学習を推進します。

(2) 教育環境の整備

[現状と課題]

教育の場においては、ハード面では学校等の建物・設備のバリアフリー化を進めるとともに、ソフト面では交流及び共同学習や教育関係者等への啓発等をさらに充実させる必要があります。本市の市内の小・中学校のトイレの洋式化については、計画どおり整備を実施しています。また、障がいのある子どもが小・中学校に進学するときは、通学予定の学校施設を確認し、快適な学校生活を送れるような環境整備に配慮しています。

さらに、障がいのある子どもが安全かつ円滑な学校生活を送ることができるよう、施設や設備の整備のほか、校内の体制づくり、専門的な教職員の育成、特別支援教育支援員等の人的配置、他機関との連携等の教育環境の整備に取り組む必要があります。

[今後の取組]

- 障がいのある子どもが、障がいのない子どもとともに、身近な地域で快適な学校生活を送ることができるよう、トイレの洋式化（多目的トイレを含む）、スロープ、階段への手すりの設置など学校施設のバリアフリー化を推進します。
- 学校における特別支援教育の推進を図るために、学校の校内委員会の機能を活かし、校内全体で障がいのある子どもを支援する体制をつくります。
- 多様な障がい種に対応できるようにするために、県と連携しながら、研修会等の参加を通して、特別支援教育に携わる教職員の専門性を高めていきます。

- 障がいのある子どもが、生活や学習において必要な支援が受けられるように、学校における特別支援教育支援員の適切な配置と効果的な活用を図ります。
- 学校において、障がいのある子どもに対して、適切で一貫した支援を行うために、医療・保健・福祉・労働等の分野と連携しながら支援できる体制づくりを推進します。

<当事者や地域に望まれること>

① 当事者として

- ◆ 通学中、地域の人たちとすれ違ったら元気よくあいさつすることを心掛けましょう。
- ◆ 子どもがどのような教育を望んでいるか、家庭内でよく話し合い、信頼できる人や関係機関にも相談してみましょう。

② 地域として

- ◆ 子どもたちの通学を見かけたら進んであいさつを行いましょう。
- ◆ 障がいのある子どもについて理解を深めましょう。

<数値目標>

目標	現状値	目標値 (令和11年度)
障がいのある子どもについて、市広報に年1回特集記事を掲載する	取組無 (令和4年度)	年1回
市内の小・中学校のトイレの洋式化率	58.5% (令和4年度)	61.5% (令和6年度)

9. 雇用・就業、経済的自立の支援

<施策の現状と課題及び今後の取組>

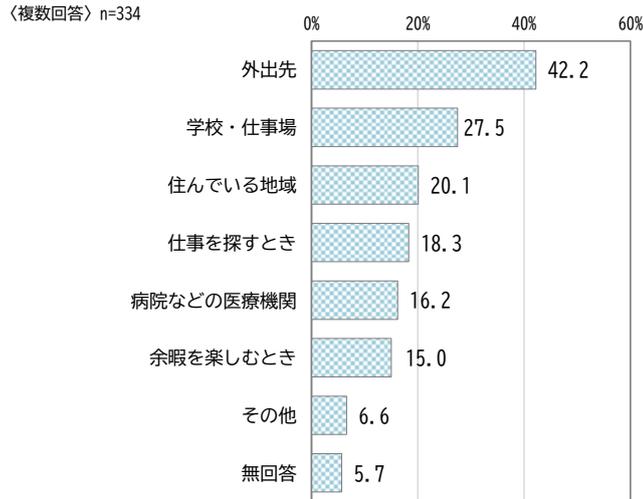
(1) 障がい者雇用の促進

[現状と課題]

障がい者の就労環境は依然厳しい状況が続いています。法定雇用率を達成していない企業も一定数あり、また、アンケート調査によると、仕事を探すときに差別を受けたり嫌な思いをしたりした経験がある障がい者が18.3%存在しており、障がいがあるという理由で雇用されていない状況も依然としてあるものと推察されます。

障がい者がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がい者自身の生きがいにもなります。働く権利はすべての人に基本的人権として認められており、働くことを望んでいる障がい者の誰もがその適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。そのためには、能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用はもちろん、福祉的就労を促進するなど、障がい者の雇用機会の拡大を図る必要があります。

図表 51 どのような場所で差別を受けたりや嫌な思いをしたか



出典: アンケート調査結果(障がい者)

[今後の取組]

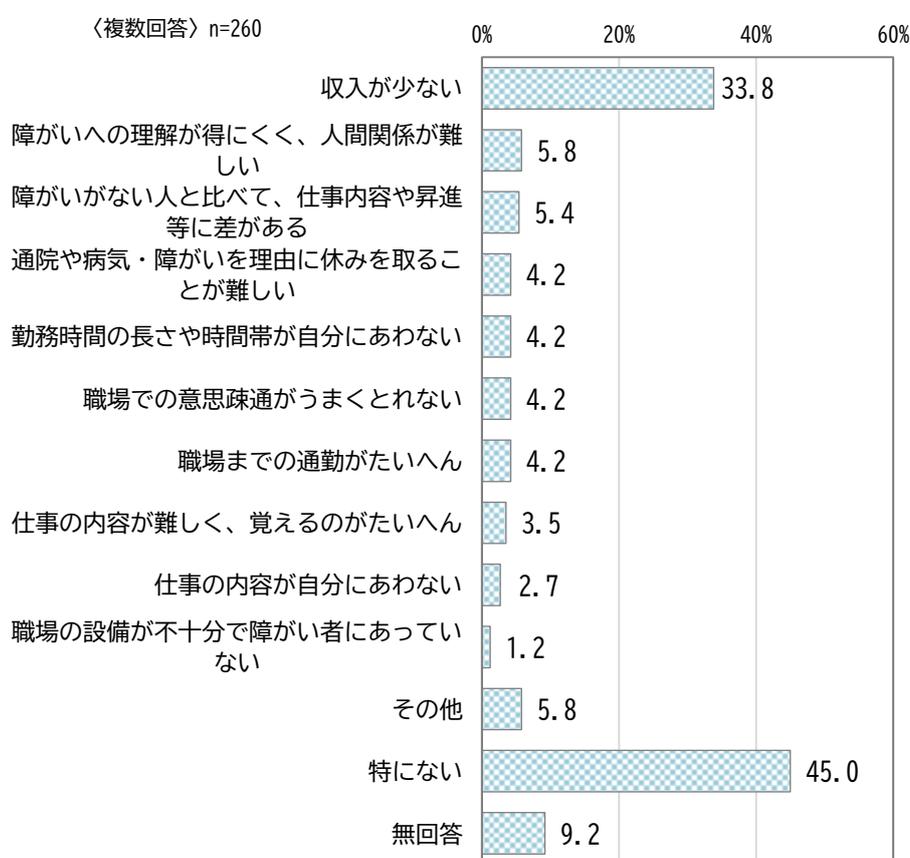
- ハローワークや障がい者就業・生活支援センター、雇用関係機関と協力し、障がい者雇用に関わる各種助成、支援制度等の広報・啓発に努めるとともに、障がい者トライアル雇用や短時間就労など、障がい者が自らの状況に応じた多様な働き方ができるよう、事業主等の理解を求めていきます。
- ハローワークが開催する障がい者就職面談会について、事業所への参加奨励を行い障がい者の雇用につながるよう支援します。
- 障がいのある人の職域の開発や職業能力の開発、職場定着の促進等の支援の充実を図り、障がいのある人の就業促進に取り組みます。
- 就業を希望する障がいのある人に対し、ハローワークや障がい者就業・生活支援センター等への取り次ぎを行います。
- 雇用機会の拡大のために、商工会議所、事業者団体への働きかけを行います。
- ハローワーク等の実施するネットワーク会議・職業相談会等に積極的に協力します。

(2) 総合的な就労支援

[現状と課題]

障がい者は就労先においてさまざまな問題を抱えていることが少なくありません。アンケート調査結果によると、就労している障がい者の約6割は仕事のことで何らかの悩みを有しており、その多くは収入の少なさ（33.8%）となっています。

図表 52 仕事のことで悩んでいることや困っていること



出典：アンケート調査結果（障がい者）

こんご とりくみ
[今後の取組]

- ハローワークや障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と連携し、情報の共有化を図りながら、障がい者雇用の創出に努めます。
- 障がいのある人の日常生活の相談及び支援を行う相談窓口において、就労に関する関係機関との連携を強化し、就労の相談体制の充実に努めます。

(3) 福祉的就労の底上げ

[現状と課題]

民間企業での雇用が困難な障がい者にとって、いわゆる福祉的就労は訓練を受ける場、また、働く場として重要な役割を果たしていますが、企業就労に比べると工賃収入が低いことが課題となっています。市が発注可能な業務について、できる限り福祉的就労を行っている事業所・作業所へ優先的に発注を行っていくなど、工賃引き上げを図る最大限の努力をしていく必要があります。障がい者の就労を促進するためには、障がい者自身の職業能力の開発、育成が不可欠です。

[今後の取組]

- 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労施設等が提供する物品等の優先調達を推進し、就労施設等の経営安定を支援します。
- 相談支援事業所及び就労施設と連携し、障がい者が自ら選択した職業で、自立した社会生活の実現が可能となるよう支援します。
- 工賃引き上げを図るため、事業所指導や、研修会の開催などに取り組みます。

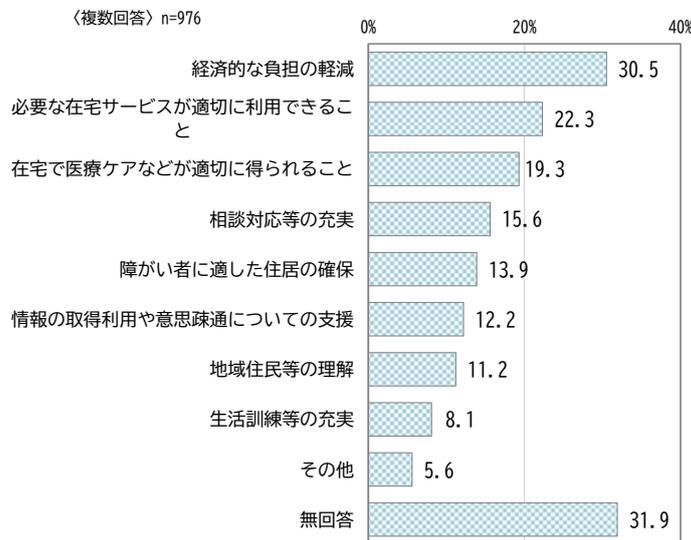
(4) 経済的自立の支援

[現状と課題]

障がい者が地域社会の中で自立した生活を営んでいくためには、就労の機会を広げ収入の増加を図るとともに、生活の基盤となる所得保障の充実が必要となります。この所得保障の基本となるのが年金・手当制度であり、障害基礎年金等の年金や特別障害者手当等の各手当は、障がい者やその家族の生活を保障する上で大きな役割を果たしています。

アンケート調査結果によると、地域で生活するために必要な支援として挙げられた1位に「経済的な負担の軽減」(30.5%)が挙げられており、経済的自立支援の必要性を裏付ける結果となっています。障がい者の経済的自立を支援するため、重度心身障がい者の医療費の助成をはじめ、税の減免・控除、バス、タクシー、J R、航空運賃及び有料道路の割引、さらには、公共施設の利用料の減免等が行われており、今後も周知を図る必要があります。

図表 53 地域で生活するために必要な支援



出典：アンケート調査結果(障がい者)

[今後の取組]

- 障害年金についての理解を促すため、広報誌や「しょうがい福祉のガイドブック」等による周知を図ります。
- 特別障害者手当、障害児福祉手当及び特別児童扶養手当については、給付条件等を掲載した「しょうがい福祉のガイドブック」の配布や窓口での説明を通じて周知を図ります。
- 宮崎県が実施する心身障害者扶養共済制度について、その内容を「しょうがい福祉のガイドブック」に掲載し、周知を図ります。

<当事者や地域に望まれること>

① 当事者として

- ◆ 必要な職業能力を身につけるよう努めましょう。
- ◆ 就労を希望する障がい者は、自分の適性や能力にあった職場を関係支援機関のアドバイスを受けながら探しましょう。

② 地域として

- ◆ 事業主は障がいを理由とする差別を雇用・就業において絶対に行わないようにしましょう。
- ◆ 障がいのある同僚のことをよく理解し、必要な配慮は積極的に行いましょう。

すう ちもくひょう
<数値目標>

<small>もくひょう</small> 目標	<small>げんじょうち</small> 現状値 <small>れいわ ねんど</small> (令和5年度)	<small>もくひょうち</small> 目標値 <small>れいわ ねんど</small> (令和11年度)
<small>ほうていこようりつ たっせいきぎようりつ</small> 法定雇用率の達成企業率	70.8%	75.0%
<small>げんざいはたら ひと しごと なや</small> 現在働いている人が仕事のことで悩んでい <small>こま</small> ることや困っていることは「特 <small>とく</small> にない」と回答 <small>しょう しょう わりあい</small> した障がい者の割合	45.0%	55.0%

10. 文化芸術活動・スポーツ等の振興

<施策の現状と課題及び今後の取組>

(1) スポーツ・レクリエーション・文化活動の推進

[現状と課題]

これまで障がい者スポーツは社会参加やリハビリテーションの観点から捉えられていましたが、令和3年夏に開催された東京2020パラリンピック競技大会では、多くの国民が障がい者のスポーツに接することで関心が高まり、共生社会の実現に向けて社会の在り方を大きく変える絶好の機会となりました。

スポーツに限らず、レクリエーションや文化活動に障がい者が参加することは、障がい者の自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で大変重要です。また、地域社会の人々の障がい者に対する理解を得る機会としても極めて重要です。

一方で、介助者なしにスポーツに取り組むことは困難な場合があり、指導者や会場の不足など、障がい者個人の力で解決できない課題も多々存在します。障がい者がどのような文化・スポーツ活動に対して、どのような支援を必要としているかを把握し、障がい者のニーズに応じた支援を行う必要があります。

[今後の取組]

- 障がい者スポーツの振興と障がい者に対する理解と認識を深めること等を目的に開催される各種スポーツ大会への参加を支援します。
- 障がい者団体だけではなくボランティアや地域・関係団体が連携し、誰でも楽しめる障がい者スポーツの体験会の創出と普及に取り組みます。
- レクリエーション活動を支援するとともに、様々な活動への参加の促進を図るため、ボランティアや障がい者団体と連携しながら、必要な支援を行います。
- 障がいのある人も気軽に参加できるように、優れた文化に触れあう機会や身近な活動等の紹介を行い、参加を促します。
- 障がいのある人や障がい者団体が行う文化芸術活動の支援と活動成果の周知に努めます。

<当事者や地域に望まれること>

① 当事者として

- ◆ レクリエーションや文化活動に参加したらたくさんの人とふれあい、楽しみましょう。

② 地域として

- ◆ レクリエーションや文化活動で障がい者を見かけたら、必要な配慮をおこないましょう。
- ◆ 障がい者と交流する機会に積極的に参加しましょう。

すう ちもくひょう
<数値目標>

もくひょう 目標	げんじょうち 現状値 (れいわ ねんど) (令和5年度)	もくひょうち 目標値 (れいわ ねんど) (令和11年度)
スポーツや文化活動などに参加していない理由について「どのような活動があるかわからない」と回答した障がい者の割合	23.1%	10.0%以下
地域で行われる行事や余暇活動に参加しようとしたとき、そのさまたげとなることについて「どのような活動が行われているかわからない」と回答した障がい者の割合	19.6%	5.0%以下

だい ぶ だい きしょう ふくしけいかくおよ
第3部 第7期障がい福祉計画及び

だい きしょう じふくしけいかく
第3期障がい児福祉計画

第1章 前期計画の進捗状況

1. 前期計画の成果目標の評価

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画では、障がい福祉サービス等及び障がい児通所支援等の提供体制の確保に係る目標として、国が基本指針で掲げる事項について成果目標を設定することとなっています。本市が第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画で設定した成果目標について、実績の把握と評価を行いました。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行状況

【目標】

国の基本指針	・令和5年度末時点で、令和元年度末の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することを基本とする。 ・令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することを基本とする。
--------	---

【目標値】

項目	基準値	目標値
地域生活移行者数	令和元年度施設入所者数236人	令和5年度 地域移行者数15人
施設入所者数		令和5年度 施設入所者数 令和元年以下とする

【実績】

項目	令和3年度実績	令和4年度実績	令和5年度見込
地域生活移行者数	1人	4人	2人
施設入所者数	234人	219人	219人

(2) 地域生活支援拠点等における機能の充実

【目標】

<p>くに 基本指針</p>	<p>令和5年度末までに、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証、検討することを基本とする。</p>
<p>せい 成果 目標</p>	<p>第5期計画の目標値について、令和元年度にプロジェクトチームを発足しましたが、地域生活支援拠点等の整備には至っていません。</p> <p>第5期計画の進捗状況を踏まえ令和4年度までに整備を行い、年1回以上の検証・検討の方法を確立します。</p>

【目標値】

<p>こう 項目</p>	<p>令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数</p>	<p>1か所</p>
	<p>令和5年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数</p>	<p>年1回以上</p>

【実績】

<p>こう 項目</p>	<p>令和5年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数</p>	<p>1か所</p>
	<p>令和5年度の地域生活支援拠点等の運用状況に係る検証・検討の場の開催回数</p>	<p>1回</p>

(3) 福祉施設から一般就労への移行等の状況

① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

【目標】

くに 国の 基本方針	<ul style="list-style-type: none"> 福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とすることを基本とする。 就労移行支援については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和元年度の一般就労の1.30倍以上とすることを基本とする。 就労継続支援A型事業については、令和元年度実績のおおむね1.26倍以上、就労継続支援B型事業についてはおおむね1.23倍以上を目指すこととする。
------------------	--

こ 項 目	き じ ゆ ん ち 基 準 値 (れ い わ が ん ね ん ど) (令 和 元 年 度)	も く ひ よ う ち 目 標 値 (れ い わ が ん ね ん ど ま つ) (令 和 5 年 度 末)	じ っ せ き ち 実 績 値 (れ い わ が ん ね ん ど ま つ み こ み) (令 和 5 年 度 末 見 込)
ふくしせつ から 一般就労 への 移行者	26人	34人	34人
就労移行支援事業を通じた一般 就労移行者数	11人	15人	15人
就労継続支援Aからの移行者数	7人	9人	9人
就労継続支援Bからの移行者数	8人	10人	10人

しゅうろうていちゃくしえんじぎょう かん もくひょう
② 就労定着支援事業に関する目標

くに 国の きほんししん 基本指針	<p>しゅうろうていちゃくしえんじぎょう りようしやすう かくちいき しゅうろう ・ 就労定着支援事業の利用者数については、各地域における就労 ていちゃくしえんじぎょうしよすうとう ふ うえ れいわ ねんどちゆう しゅうろういこうしえん 定着支援事業所数等を踏まえた上で、令和5年度中に就労移行支援 じぎょうとう つう いっばんしゅうろう いこう もの しゅうろうていちゃくしえんじぎょう 事業等を通じて一般就労に移行する者のうち就労定着支援事業の りよう わりいじょう 利用を7割以上とする。</p> <p>しゅうろうていちゃくりつ わりいじょう じぎょうしよ ぜんたい わりいじょう ・ 就労定着率8割以上の事業所を全体の7割以上とする。</p>
----------------------------	---

こ 項 目	きじゅんち 基準値 (れいわがねんど 令和元年度)	もくひょうち 目標値 (れいわ ねんどまつ 令和5年度末)	じっせきち 実績値 (れいわ ねんどまつあこみ 令和5年度末見込)
いっばんしゅうろう いこう もの 一般就労に移行する者のうち しゅうろうていちゃくしえんじぎょう りようしやすう 就労定着支援事業の利用者数	—	24人	20人
しゅうろうていちゃくしえんじぎょう しゅうろう 就労定着支援事業による就労 ていちゃくりつ わりいじょう じぎょうしよすう 定着率8割以上の事業所数	—	3事業所	3事業所

(4) 障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

【目標】

<p>くに の 基本方針</p>	<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とする。 令和5年度末までに、すべての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。 令和5年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所を各市町村又は圏域に少なくとも1か所以上確保することを基本とする。 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
<p>せいか 成果 もくひょう 目標</p>	<p>児童発達支援センターはすでに整備済みであり、今後も2か所を維持します。保育所等訪問支援事業所を利用できる体制は、すでに整備済みであり、これを維持又は増設することを目標とします。</p> <p>重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はすでに整備済みであり、これを維持又は増設することを目標とします。</p> <p>医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、すでに設置済みであり、今後もこれらの部会で協議をします。</p> <p>また、医療的ケア児等コーディネーターの配置については、研修を受けている相談支援専門員等に呼び掛け、体制を整備します。</p>

【目標値】

こどもく 項目	れいわ ねんどまつじてん じどうはつたつしえん せいびすう 令和5年度末時点の児童発達支援センターの整備数	2か所
	ほいくしょうとうほうもんしえんじぎょうしょ りよう たいせい 保育所等訪問支援事業所を利用できる体制	あり（9か所以上）
	れいわ ねんどまつじてん おも じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん 令和5年度末時点の主に重症心身障害児を支援 する児童発達支援事業所の整備数	4か所以上
	れいわ ねんどまつじてん おも じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん 令和5年度末時点の主に重症心身障害児を支援 する放課後等デイサービス事業所の整備数	3か所以上
	れいわ ねんどまつじてん いるようてき じしえん 令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置	・児童部会及び 重症心身障がい児 (者)部会にて協議の 場を設置 ・医療的ケア児等コー ディネーターの配置

いるようてき じ かん 医療的ケア児に関するコー ディネーター配置数	れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど 令和5年度
	0人	1人	1人

【実績値】

こどもく 項目	れいわ ねんどまつじてん じどうはつたつしえん 令和5年度末時点の児童発達支援センターの 整備数	2か所
	ほいくしょうとうほうもんしえんじぎょうしょ りよう たいせい 保育所等訪問支援事業所を利用できる体制	あり（15か所）
	れいわ ねんどまつじてん おも じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん 令和5年度末時点の主に重症心身障害児を支援 する児童発達支援事業所の整備数	5か所
	れいわ ねんどまつじてん おも じゅうしょうしんしんしょうがいじ しえん 令和5年度末時点の主に重症心身障害児を支援 する放課後等デイサービス事業所の整備数	5か所
	れいわ ねんどまつじてん いるようてき じしえん 令和5年度末時点の医療的ケア児支援のための 関係機関の協議の場の設置	・児童部会及び 重症心身障がい児 (者)部会にて協議の 場を設置済 ・医療的ケア児等コー ディネーターの配置済

医療的ケア児に関する コーディネーター配置数	令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)
	0人	0人	1人

(5) 相談支援体制の充実・強化等

【目標】

国の基本指針

令和5年度末までに、市町村又は圏域において、相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の実施体制を確保することを基本とする。

成果目標

相談支援体制については平成30年度より基幹相談支援センターに委託して設置済みです。今後も、設置を維持しつつ、相談支援体制の充実・強化を図って行きます。

実績

都城市障がい児(者)基幹相談支援センターに委託して実施しており、相談支援体制の充実・強化を図っています。

(6) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る

体制の構築

【目標】

国の基本指針

令和5年度末までに、都道府県や市町村において、サービスの質の向上を図るための取組に係る体制を構築することを基本とする。

成果目標

利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、各種研修を活用した市職員の受講への参加を促すとともに、国民健康保険団体連合会における審査でエラーとなった内容の分析結果等を活用する体制を構築します。

【実績】

実績

県主催の各種研修会、説明会に積極的に参加しています。

また、障害者自立支援審査支払システムによる審査結果を活用し、サービス提供事業所等に対して指導・助言ができる体制を構築しています。

第2章 成果目標の設定

1. 成果目標の設定

国の新たな基本指針に基づき、成果目標及びそれに付随する活動指標の設定を行いました。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

国の基本指針

① 令和4年度末時点の施設入所者数の6%以上が令和8年度末までに地域生活へ移行することを基本とする。

② 令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とする。

※令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における地域生活に移行する者及び施設入所者の削減割合の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

項目	令和4年度末時点の施設入所者数	目標値 (令和8年度末)
地域移行者数	219人	14人
施設入所者数	219人	208人 (11人削減)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の第7期の基本指針では、市町村の成果目標は示されていませんが、精神障がい者の地域移行支援事業等に関する活動指標を見込むことが適当とされていることから、以下のとおり活動指標を設定します。

市の考え方
<p>都城市障害者自立支援協議会を活用して協議を行います。</p> <p>また、精神科病院入院患者の地域移行を促進するため、各関係機関と連携して移行体制を整備します。</p>

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	12回	12回	12回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数	100人	100人	100人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	2回	2回	2回
精神障害者の地域移行支援	1人	1人	1人
精神障害者の地域定着支援	12人	12人	12人
精神障害者の共同生活援助	100人	120人	140人
精神障害者の自立生活援助	0人	0人	1人
精神障害者の自立訓練(生活訓練)	16人	17人	18人

(3) 地域生活支援の充実

国の基本指針
<p>①令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備（複数市町村による共同整備も可能）するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターを配置する等の効果的な支援体制の構築を進め、年一回以上支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とする。</p> <p>②令和8年度末までに強度行動障害を有する者に関して支援ニーズを把握し、支援体制の整備（圏域での整備も可能）を進めることを基本とする。（新規）</p>

市の考え方
<p>①令和5年度より地域生活支援拠点等を整備し、コーディネーターを配置しました。</p> <p>また、地域の障がい者等が安心して生活できるよう支援を行います。</p> <p>②強度行動障害を有する方の支援に関しては、都市障害者自立支援協議会等の関係機関と協議し、ニーズの把握や支援体制の在り方について検討していきます。</p>

項目	目標値 (令和8年度末)
令和8年度末時点の地域生活支援拠点等の確保数	1か所
地域生活支援拠点等が有する機能の充実のため、支援の実績等を踏まえた検証及び検討回数	1回
コーディネーターの配置人数	1人
強度行動障害を有する者に対する支援体制の整備	あり

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

① 就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者数

国の基本指針	
<p>福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）を通じて、令和8年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定する。当該目標値の設定に当たっては、令和3年度の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とする。</p>	
<p>① 就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.31倍以上とすることを基本とする。</p>	
<p>② 就労継続支援事業については、一般就労が困難である者に対し、就労や生産活動の機会の提供、就労に向けた訓練等を実施することが事業目的であること等に鑑み、就労継続支援A型事業については、令和8年度中の一般就労への移行実績を、令和3年度実績の1.29倍以上、就労継続支援B型事業については1.28倍以上を目指すこととする。</p>	

項目	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
福祉施設（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援）から一般就労への移行者数	37人	49人
就労移行支援事業から一般就労への移行者数	22人	29人
就労継続支援A型事業から一般就労への移行者数	8人	11人
就労継続支援B型事業から一般就労への移行者数	7人	9人

② 就労定着支援事業に関する目標

国の基本指針

- ・ 就労定着支援事業の利用者数については、令和8年度中の利用者数を令和3年度実績の1.41倍以上とすることを基本とする。
 - ・ 就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が5割以上の事業所を全体の5割以上とすることを基本とする。(新規)
- ※一般就労に移行する者の数に係る目標値の設定に当たり、令和5年度末において、障害福祉計画で定めた令和5年度までの数値目標が達成されないと見込まれる場合は、未達成割合を令和8年度末における各々の目標値に加えた割合以上を目標値とする。

市の考え方

就労移行支援及び就労定着支援事業所と連携し、一般就労への意向のある方に対しては、就労の場の確保や整備を図り、地域での生活を送りながら働ける環境づくりに努めます。

項目	実績値 (令和3年度)	目標値 (令和8年度)
一般就労への移行者のうち就労定着支援事業の利用者数	31人	44人
就労定着支援事業所の割合	—	85%

(5) 障がい児支援の提供体制の整備

国の基本指針

- 令和8年度末までに、中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制を地域において整備する。
 - 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも一か所以上確保することを基本とする。
 - 令和8年度末までに、県及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。
- なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

市の考え方

- 現在市内に児童発達支援センターは2か所あり、今後も維持します。
- 重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所はすでに整備済みであり、これを維持または増設することを目標とします。
- 医療的ケア児支援のための協議の場の設置については、都城市障害者自立支援協議会の専門部会にて設置済みであり、今後も支援の充実について協議をしていきます。
- 医療的ケア児等コーディネーターの配置については、すでに設置済みであり、今後も体制を維持しつつ支援の充実を努めます。

<p style="text-align: center;">こゝもく 項目</p>	<p style="text-align: center;">もくひょうち 目標値 (令和8年度)</p>
<p>① 中核機能を十分に備える児童発達支援センターまたは中核的な支援機能と同等の機能を有する体制の整備数</p>	<p style="text-align: center;">2か所</p>
<p>② 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所</p>	<p style="text-align: center;">5か所以上</p>
<p>③ 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所</p>	<p style="text-align: center;">5か所以上</p>
<p>④ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置</p>	<p style="text-align: center;">1か所</p>
<p>⑤ 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置数</p>	<p style="text-align: center;">1人</p>

(6) 相談支援体制の充実・強化等

くに きほんししん 国の基本指針
<p>① 令和8年度末までに各市町村または圏域において、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とする。なお、基幹相談支援センターを設置するまでの間も地域の相談支援体制の強化に努める。</p> <p>② 協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うとともに、これらの取組を行うための協議会の体制確保を基本とする。</p>

し かが かつ 市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者相談支援及び障がい児相談支援体制については、事業所への委託事業を実施し、アウトリーチ活動や巡回相談等を含め今後も更なる充実、強化に向けた取組をすすめます。 ・都城市障害者自立支援協議会において年1回以上の相談支援事業所参加による個別事例検討を行い、市内の障害福祉サービス基盤の開発・改善等について協議を行います。

こうもく 項目	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
基幹相談支援センターに配置する主任 相談支援専門員の数	0人	0人	1人
基幹相談支援センターによる地域の相談支援 事業所への訪問による助言指導数	1,680件	1,730件	1,780件
基幹相談支援センターによる地域の相談 機関との連携強化の取組の実施回数	12回	12回	12回
基幹相談支援センターによる個別事例の 支援内容の検証の実施回数	1回	2回	3回
令和8年度末における相談支援事業所 参画による事例検討実施回数	1回	1回	1回
令和8年度末の自立支援協議会への参加 事業所数	150事業所	150事業所	150事業所

(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

国の基本指針
令和8年度末までに、都道府県や市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築することを基本とする

市の考え方
<ul style="list-style-type: none"> 県が実施する障害支援区分認定調査員研修や事業概要説明会等の各種研修会等に積極的に参加できるように体制を整えます。 また、国保連合会からの審査結果や県が行う指導監査等の情報を共有し、障害福祉サービス提供事業者に対して指導・助言ができるよう体制を構築します。

項目	令和6年度	令和7年度	令和8年度
県が実施する障がい福祉サービス等に係る各種研修への職員の参加人数	15人	15人	15人
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有体制の有無及び実施回数の見込み	あり 年1回	あり 年1回	あり 年1回
県が実施する指定障害福祉サービス事業者及び指定障害児通所支援事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の共有体制の有無及び実施回数の見込み	あり 年1回	あり 年1回	あり 年1回

2. 障がい福祉サービスの見込量と確保方策

(1) 訪問系サービス

名称	内容
居宅介護	利用者本人の自宅で入浴、排せつ、食事の介護等の日常生活上の支援を行うサービスです。
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常時介護を必要とする障がい者に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、また、外出時における移動支援等を総合的に行うサービスです。
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者の外出に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護等を行うサービスです。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいのある障がい者のうち、自己判断能力が制限されている障がい者が行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出支援等を行うサービスです。
重度障害者等包括支援	常時介護の必要性が高い障がい者に居宅介護やその他のサービスを包括的に行うサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

上段（人）：年度内の1月当たりの平均人数

下段（時間）：年度内の1月当たりの平均利用時間

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	人	307	329	345	362	380	400
	時間	5,207	5,382	5,489	5,654	5,799	5,940
重度訪問介護	人	4	5	5	6	6	6
	時間	1,435	1,423	1,423	2,298	2,298	2,298
同行援護	人	44	45	45	47	48	49
	時間	1,106	1,104	1,159	1,217	1,278	1,341
行動援護	人	10	10	10	10	10	10
	時間	192	153	407	470	470	470
重度障害者等包括支援	人	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	186	186	186

※令和3年度及び令和4年度の実績値は当該年度3月末の利用実績値、令和5年度は年度途中の実績を踏まえた見込値（以下、同様）

◆見込量確保のための方策

訪問系サービスは、日常生活を送る上で必要不可欠なサービスのため、相談支援事業者、サービス提供事業者等の関係機関と連携を図り、より良いサービスを提供できる体制を整えます。

(2) 日中活動系サービス

名称	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある方に、主に昼間に障害者支援施設等において、入浴や排せつ、食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の提供を行うサービスです。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障がいのある方が、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。機能訓練は身体障がいまたは難病等対象者、生活訓練は知的障がいまたは精神障がい対象となります。
就労移行支援	就労を希望する障がいのある方に一定期間、生産活動やその他の活動機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労継続支援 (A型)	実際に通常の事業所で働きたい障がいのある方のために、雇用契約に基づき働く場所を提供し、生産活動やその他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な支援を行うサービスです。
就労継続支援 (B型)	通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある方に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動機会の提供を通じてその知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスです。
就労定着支援	企業や自宅等への訪問・来所により、生活や体調管理等の課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導助言を行うサービスです。
療養介護	医療と常に介護を必要とする障がいのある方に、主に昼間に、病院等の医療施設等において行われる機能訓練や療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話等を総合的に行うサービスです。
短期入所 (福祉型・医療型)	介護者の病気等の理由により、障害者支援施設への短期間の入所が必要な場合に、障がいのある方が当該施設に短期間入所し、入浴、排せつまたは食事の介助等を受けるサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

上段（人）：年度内の1月当たりの平均人数
 下段（人日）：月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	人	467	471	482	494	507	519
	人日	9,268	9,148	9,148	11,362	11,661	11,937
自立訓練（機能訓練）	人	0	1	1	1	2	2
	人日	0	15	15	23	46	46
自立訓練（生活訓練）	人	27	28	28	30	31	32
	人日	420	431	452	511	537	563
就労選択支援	人	—	—	—	415	430	445
就労移行支援	人	66	71	86	100	120	144
	人日	1,265	1,364	1,705	1,964	2,356	2,828
就労継続支援（A型）	人	106	102	107	110	115	120
	人日	2,103	2,045	2,147	2,254	2,367	2,485
就労継続支援（B型）	人	397	415	435	520	560	600
	人日	7,035	7,371	7,739	10,400	11,200	12,000
就労定着支援	人	33	35	36	38	40	42
療養介護	人	42	43	44	45	45	45
短期入所（福祉型）	人	63	77	90	100	105	110
	人日	438	449	540	600	630	660
短期入所（医療型）	人	2	2	3	5	5	5
	人日	24	24	36	30	30	30

◆見込量確保のための方策

障がい者（児）本人の特性等に合ったサービスが提供できるように、相談支援専門員、各サービス提供事業者、病院関係者等関係機関との連携を図り、継続した支援を行います。

就労選択支援に関しては、障がい者本人の希望や特性等を考慮し、

しゅうろうけい ていきょうじぎょうしゃ どう かんけいきかん れんけい しゅうろう
就労系サービス提供事業者やハローワーク等の関係機関と連携した就労
しえん おこな
支援を行います。

たんにゅうしょ かん とく いりょうてき ひつよう しょう じ しゃ
短期入所に関しては、特に、医療的ケアを必要とする障がい児（者）が
りょう しせつ りょうかのう じぎょうしょ ふ かんけいきかん
利用できる施設について、利用可能な事業所がさらに増えるよう関係機関へ
はたら おこな
働きかけを行います。

(3) 居住系サービス

名 称	内 容
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していた障がいのある方で一人暮らしを希望する障がいのある方等を対象に、定期的な居宅訪問等を通じた支援を行うサービスです。
共同生活援助 (グループホーム)	主に夜間や休日に、共同生活を営むべき住居において、相談や日常生活上の援助等を行うサービスです。
施設入所支援	主に夜間や日中において、施設に入所する障がいのある方に入浴、排せつまたは食事の介護等を行うサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

単位：1月あたりの実利用者数

区 分	単 位	実 績 値			計 画 値 (活動指標)			
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
自立生活援助	人	0	0	0	0	0	1	
共同生活援助 (グループホーム)	人	195	211	221	250	280	310	
施設入所支援	人	234	219	219	215	210	205	
地域生活 支援拠点等	設置場所	箇所/年	0	0	1	1	1	1
	検証・ 検討	回/年	0	0	1	1	1	1

◆見込量確保のための方策

施設入所や精神科病棟から地域生活への移行、住み慣れた地域でその人らしく自立した生活を送ることができるよう、グループホーム提供事業者と連携して支援を行います。

施設入所に関して、今後も関係機関と連携し、適切なサービスが提供できる体制を整えます。

(4) 相談支援

名称	内容
計画相談支援	サービス利用支援及び継続サービス利用を行うとともに、障がい福祉サービス等の利用開始や継続に際して、障がいのある方の心身の状況や置かれている環境等を考慮し、サービス等利用計画を作成します。
地域移行支援	障害者支援施設等に入所または精神科病院に入院している障がいのある方に、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の便宜を供与するサービスです。
地域定着支援	居室において単身等の状況で生活する障がいのある方と常時連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態において相談その他の便宜を供与するサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

単位：1月あたりの実利用者数

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人	387	411	452	500	530	560
地域移行支援	人	1	0	0	2	2	2
地域定着支援	人	26	26	28	28	29	30

◆見込量確保のための方策

計画相談支援に関して、障がいのある人の円滑なサービス利用につながるため、特定相談支援事業所及び相談支援専門員の確保並びに質の向上に努めます。

ちいきいこうしえん かん については、にゅうしょしせつ たいしよおよ せいしんかびょうどう
地域移行支援に関しては、入所施設からの退所及び精神科病棟からの
たいいん かのう しょう しゃ たい いるょうきかん にゅうしょしせつ じぎょうしよおよ そうだんしえん
退院が可能な障がい者に対し、医療機関、入所施設事業者及び相談支援
せんもんいんとうかんけいきかん れんけい ちいきいこう む しえん おこな
専門員等関係機関と連携して地域移行へ向けた支援を行います。

ちいきでいちやくしえん かん しょう しゃほんにん こま
地域定着支援に関しては、障がい者本人が困ったときにいつでも相談が
できるような体制を引き続き確保します。

3. 障がい児サービスの見込量と確保方策

名称	内容
児童発達支援	児童発達支援センター等の施設において、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の便宜の供与を行うサービスです。
放課後等デイサービス	授業の終了後または休業日に児童発達支援センター等において、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜の供与を行うサービスです。
保育所等訪問支援	保育所その他の児童が集団生活を営む施設を訪問し、その施設における障がいのある児童以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜の供与を行うサービスです。
医療型児童発達支援	医療型児童発達支援センター等において、児童発達支援及び治療をおこなうサービスです。
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援センター等から、重度障がいのある児童の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。
障害児相談支援	障害児通所給付サービス利用の調整を必要とする児童に対し、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

◆サービス実績値及び見込量

上段（人）：年度内の1月当たりの平均人数
 下段（人日）：月間の利用人数×1人1月当たりの平均利用日数

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人	229	268	281	295	310	325
	人日	2,137	2,508	2,633	2,765	2,903	3,048
放課後等デイサービス	人	489	547	629	660	710	750
	人日	6,305	7,215	7,575	9,900	10,650	11,250
保育所等訪問支援	人	54	61	67	70	75	80
	人日	97	140	147	210	225	240
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	2
居宅訪問型 児童発達支援	人	0	0	0	0	0	1
	人日	0	0	0	0	0	3
障害児相談支援	人	189	233	273	270	285	300

◆見込量確保のための方策

対象児童が適切なサービスを受けられるよう、サービス提供事業所の確保及び資質向上に努めます。

また、児童相談所、市保健センター、児童発達支援センター等の関係機関と連携し、支援の提供体制を整えます。

4. ちいきせいいかつしえんじぎょう すいしん 4. 地域生活支援事業の推進

障がいのある方がその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づき、市町村が主体となり、地域の実情や利用者のニーズに応じて、柔軟な形態により事業を実施するものです。

(1) りかいそくしんけんしゅう けいはつじぎょう (1) 理解促進研修・啓発事業

障がいのある方が日常生活及び社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいのある方に対する理解を深めるための研修やイベントの開催、啓発活動等を行います。

(2) そうだんしえんじぎょう (2) 相談支援事業

障がいのある方が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、その保護者や介助者等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言、障がい福祉サービスの利用支援等の必要な支援を行います。また、虐待防止及びその早期発見のための関係機関との連絡調整、障がいのある方の権利擁護のために必要な援助を行います。

くぶん 区分	たんい 単位	じっせきち 実績値			けいかくち かつどうしひょう 計画値 (活動指標)		
		れいわ ねんど 令和3年度	れいわ ねんど 令和4年度	れいわ ねんど ざんご 令和5年度(見込)	れいわ ねんど 令和6年度	れいわ ねんど 令和7年度	れいわ ねんど 令和8年度
しょうがいしゃとう そうだん しえん 障害者等 相談 支援 じぎょう 事業	かしよ 箇所	2	2	2	2	2	2

(3) せいねんこうけんせいどりようしえんじぎょう (3) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度を利用することが有用と認められる知的障がいのある方または精神障がいのある方に対し、成年後見制度の利用を支援し、障がいのある方の権利擁護を図ることを目的とします。

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
市長申立要請件数	件/年	3	0	1	5	5	3
報酬助成件数	件/年	4	5	5	5	5	4

(4) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳者や要約筆記者等の派遣等を行い、点訳、音訳その他障がいのある方にわかりやすい方法により障がいのある方が地域生活をする上で必要な情報の提供など支援し、意思疎通ができるよう努めます。

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者等の派遣件数	件/年	364	317	364	370	370	370

(5) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がいのある方の交流活動の促進や市の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員を養成するための研修等を行います。

区 分	単 位	実績値			計画値 (活動指標)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話奉仕員養成事業	人	37	44	45	50	50	50

(6) 日常生活用具給付等事業

重度の身体障がいのある方、知的障がいのある方、精神障がいのある方、難病の方に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の給付または貸与を行い、日常生活の便宜を図ります。

区分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	件/年	11	13	10	13	13	14
自立生活支援用具	件/年	34	29	32	34	35	37
在宅療養等支援用具	件/年	34	41	40	41	43	45
情報・意思疎通支援用具	件/年	16	18	14	17	18	19
排泄管理支援用具	件/年	4,237	4,044	3,996	4,216	4,342	4,473
住宅改修用具	件/年	7	4	6	6	7	7

(7) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいのある方等に対し、円滑に外出ができるよう生活上不可欠な外出の支援を行い、地域における自立した生活及び社会参加を促進します。

上段(人): 年度内の1月当たりの平均人数
下段(時間): 年度内の1月当たりの平均利用時間

区分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度(見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	人	178	192	207	205	220	235
	時間	15,859	16,072	15,754	16,054	16,214	16,377

(8) 地域活動支援センター事業

在宅の障がいのある方に対し、創作的活動、生産活動の機会の提供等、社会との交流促進を行うことにより、障がいのある方及びその家族の地域の生活を支援します。

1. I型（精神保健福祉士等を配置し、相談受付等を行う事業）

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	1
利用者数	人/月	12	11	13	20	20	20

2. II型（身体機能維持等を目的とした「機能訓練」や対人関係を

スムーズにするための「社会適応訓練」等を行う事業）

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	0	0	0	0	0	0
利用者数	人/月	0	0	0	0	0	0

3. III型（通所による創作的活動、生産活動、社会との交流を促進する事業）

区分	単位	実績値			計画値（活動指標）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度（見込）	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数	箇所	0	0	1	1	1	1
利用者数	人/月	0	0	15	15	15	15

(9) その他の事業 (任意事業)

① 日中一時支援事業

障がいのある方等の日中における活動の場を確保し、障がいのある方等の家族の就労支援及び障がいのある方等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時預かりを行う事業を実施します。

区分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数	人/年	199	192	203	208	218	229

② 訪問入浴サービス事業

歩行が困難であり、移送に耐えられないなどの障がいのある方に対し、浴槽を設置した専用車等による訪問入浴サービスを提供します。

区分	単位	実績値			計画値 (活動指標)		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用回数	回/月	612	571	456	624	624	624

だい ぶ けいかく すいしん
第4部 計画の推進

第1章 計画の進行管理

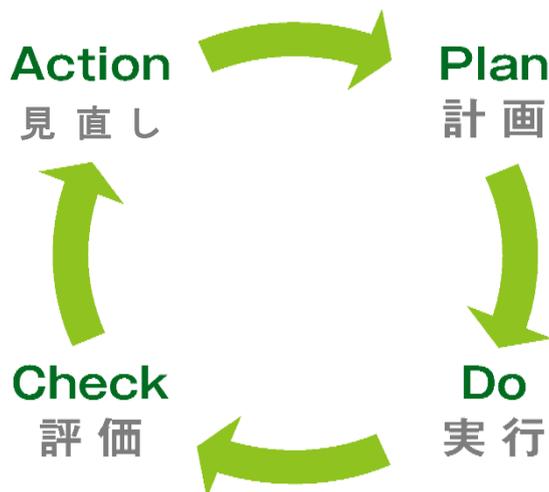
1. 計画の進行管理（評価、見直し）

本計画の推進のためにPDCAサイクル（計画、実行、評価、見直し）の考え方に基^{もと}づいて、効果的な取組が実施されているか点検し、必要に応じて取組の見直しを行^{おこな}っていきます。

計画の達成状^{たいせいじょうきょう}況^{かく}の確認^{かくにん}をするため、施策の柱^{しきく}ごと^{はしら}と、重点的な目標^{じゅうてんてき}に対して指標^{もくひょう}を設^たけました。

指標^{しひょう}で示^{しめ}した数^{かず}は、アンケート調査^{ちようきとう}等の結果^{けっか}や取組^{とりくみ}の実績^{じっせき}により把握^{はあく}するため、単^{たん}に数字^{すうじ}としてのみの表示^{ひょうじ}となりますが、本計画^{ほんけいかく}では、その数字^{すうじ}に至^{いた}るまでの過程^{かてい}や行政^{ぎょうせい}、地域^{ちいき}などの取組^{とりくみ}の内容^{ないよう}の成果^{せいか}を踏^ふまえて評価^{ひようか}することをめざします。

本計画^{ほんけいかく}の評価^{ひようか}は、都^{みやこ}市^{じょうし}障害^{しょうがい}者^{しゃ}施策^{しきく}推進^{すいしん}協議^{ぎぎ}会^{かい}委員^{いいん}により4年^{ねん}目に中間^{ちゅうかん}評価^{ひようか}を、6年^{ねん}目に評価^{ひようか}を行^{おこな}います。評価^{ひようか}については本計画^{ほんけいかく}に關係^{かんけい}する各^{かく}關係^{かんけい}機^き関^{かん}に報告^{ほうこく}し、情報^{じょうほう}共有^{きょうゆう}を行^{おこな}い、施策^{しきく}の継続^{けいぞく}的^{てき}な推進^{すいしん}を促^{はか}します。



みやこのじょうししょうがいしゃじきくすいしんきょうぎかいじょうれい ぼつすい
都 城 市 障 害 者 施 策 推 進 協 議 会 条 例 (抜 粹)

(設置) 第1条 市長の諮問に応じ、障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項及び障害者に関する施策の推進について必要な関係行政機関相互の連絡調整を要する事項を調査審議するため、障害者基本法(昭和45年法律第84号)第36条第4項の規定に基づき、都城市障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織) 第2条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 知識経験者
- (2) 障害者団体の代表者
- (3) 障害者の福祉に関する事業に従事する者
- (4) 関係行政機関の職員

(任期) 第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長) 第4条 協議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員が、その職務を代理する。

(会議) 第5条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

2. 計画の周知

障がい者の福祉は、行政だけでなく、住民の取組、地域の取組、事業者等の取組など全ての取組が連携することで推進されます。そのため、情報を共有し、共通の理解に努めることが必要であり、市の広報やホームページ、研修会などを活用して、計画を広く周知していきます。

しりょうへん
資料編

ぎょう
あ行

◆ いっぱんしゅうろう
一般就労

つうじょう こようけいたい ろうどうきじゆんほうおよ さいていちんぎんほう もと こようかんけい きぎょう
通常の雇用形態のことで、労働基準法及び最低賃金法に基づく雇用関係による企業への
しゅうろう ふくしてきしゅうろう たい ようご しゅう
就労をいいます。「福祉的就労」に対する用語として使用されます。

◆ いどうしえん
移動支援

しょうがいしゃそうごうしえんほう さだ ちいきせいかつしえんじぎょう いっしゆ しょう ひと えんかつ がいしゅつ
障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の一種で、障がいのある人が円滑に外出
できるよういどう しえん
移動を支援するサービスをいいます。ガイドヘルプサービスのことです。

◆ いりょうてき じ しゃ
医療的ケア児(者)

にちじょうせいかつ うえ たんの きゅういん けいかんえいよう いりょうてきえんじよ ひつよう しょう
日常生活をおくる上で「たんの吸引」や「経管栄養」などの医療的援助を必要とする障が
いしゃ きんねん しんせいじりりょう いりょうき き はったつ ざいたく せいかつ ひと おお
い者のことです。近年の新生児医療や医療機器の発達により、在宅でも生活できる人が多
くなくなりました。

◆ インクルーシブ教育システム

にんげん たようせい そんちやうとう きやうか しょう しゃ せいしんてきおよ しんたいてき のうりよくとう かのう さいだい
人間の多様性の尊重等を強化し、障がい者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大
げんど はったつ じゆう しゃかい こうかてき さんか かのう もくてき もと
限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能にするという目的の下、
しょう もの しょう もの とも まな しく しょう もの
障がいのある者と障がいのない者が共に学ぶ仕組みです。そこでは、障がいのある者が
いっばんてき きやういくせいど はいじよ じ こ せいかつ ちいき しょうちゅうちゅうとうきやういく
一般的な教育制度から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育
の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供されること等が必要とされ
ています。

◆ おもいやり駐車場制度

みやぎけん じっし せいど けんない しょうぎょうせつ びょういん ぎんこう かんこうちょう こうきょうてきせつ せっち
宮崎県が実施する制度で県内の商業施設、病院、銀行、官公庁など公共的施設に設置
された身体障がい者用駐車場等の適切な利用を図るため、障がいのある人や高齢者、
にんさんぶ ほこう こんなん みと ひと たい りようしょう こうふ どうがいちゅうしゃじょう せっち
妊産婦などで歩行が困難と認められる人に対して利用証を交付し、当該駐車場を設置す
る事業所等の協力を得ながら、本当に必要な方のために駐車スペースを確保するため
の制度です。

か行

◆ ガイドヘルパー

ぜんしんせいしょう も かた しかくしょう も かた ちてきしょう も かた ひとり がいしゅつ
全身性障がいを持つ方、視覚障がいを持つ方、知的障がいを持つ方など一人で外出する
のが困難な方について必要なサポートや介助を行う人のことです。

◆ 基幹相談支援センター

ちいき そうだんしえん ちゅうかくてき やくわり にな しんたい ちてき せいしんしょう ひと
地域における相談支援の中核的な役割を担い、身体・知的・精神障がいのある人やその
かぞく かた そうだんしえん かん ぎょうむ そうごうてき おこな もくてき きかん
家族の方の相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする機関です。

◆ 共生社会

しょう しょうがいがある、ないにかかわらず、じょせい だんせい としよ わか ひと ひと
障がいがある、ないにかかわらず、女性も男性も、お年寄りも若い人も、すべての人が
そうご じんかく こせい そんちよう ささ あ ひとびと たよう あ かた そうご みと あ ぜんいん
相互に人格と個性を尊重し支え合い、人々の多様な在り方を相互に認め合える全員
さんかがた しゃかい
参加型の社会のことです。

◆ 共同生活援助(グループホーム)

地域社会の中にある住宅(アパート、一戸建て住宅等)において、共同生活を行う障がいのある人に対して、住宅における相談や日常生活上の援助を行い、また必要な人に対して入浴、排せつ、食事の介護を提供する福祉サービスのことです。

◆ 居宅介護

障害者総合支援法に定める障がい福祉サービスの「居宅介護」は、障がいのある人等の居宅において、入浴、排せつ、食事等の介護を行うことをいいます。ホームヘルプサービスのことです。

◆ ケアマネジメント

障がい者の地域における生活支援するために、ケアマネジメントを希望する者の意向を踏まえて、福祉・保健・医療・教育・就労などの幅広いニーズと、様々な地域の社会資源の間において、複数のサービスを適切に結びつけて調整を図るとともに、総合的かつ継続的なサービスの供給を確保し、さらには社会資源の改善及び開発を推進する援助方法です。

◆ 計画相談支援

障がいのある人が、地域で生活するために必要となる障がい福祉サービスや児童通所支援などさまざまなサービスを適切に利用できるよう、計画作成や利用状況の検証を行う福祉サービスです。

◆ 権利擁護

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者などの判断能力が不十分な人に対して、福祉サービスの利用援助を行うことにより、自立した地域生活が送れるよう、その人の権利を擁護することです。

◆ 工賃

障がいのある人を支援する施設や事業所等で福祉的就労に従事する利用者に支払われる金銭のことです。施設の生産活動によって得た収入は、必要な経費を差し引いた残りを利用者に工賃として配分することです。

◆ 行動援護

障害者総合支援法に定める障がい福祉サービスの一種で、知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有し常時介護を要する人が、行動をする際に生じ得る危険を回避するために必要な援護や介護等を受けるサービスを行います。

◆ 合理的配慮

障がいのある人が障がいのない人と平等に人権及び基本的自由を享受し行使できるよう、一人ひとりの特徴や場面に応じて発生する障がいや困難を取り除くための、個別の調整や変更を行うことです。

◆ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー新法)

高齢者、障がい者等の移動や施設利用の利便性や安全性の向上を促進するため、公共交通機関、建築物、公共施設のバリアフリー化を推進することを目的とした法律です。

◆ 施設入所支援

施設に入所する障がいのある人に、入浴や排せつ、食事の介護などを行う福祉サービスです。

◆ 社会的障壁

障がい者にとって、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他すべてのものをさします。

◆ 重度障害者等包括支援

常に介護を要する人のなかでも、介護の必要性が特に高い人に対して、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所などのサービスを包括的に提供することです。

◆ 重度訪問介護

常時介護を要する重度の肢体不自由その他の障がい者が、自宅における入浴、排せつ、食事等の介護及び外出時の移動中の介護を総合的に受けるサービスのことです。

◆ 就労移行支援事業

一般就労を希望する65歳未満の障がいのある人に対して、一定の期間(原則として2年以内)、事業所内や企業において、就労するための知識や能力を身につけるための実習を行い、適正に合った職場探し、就労後の職場定着のための支援を行うことです。

◆ 就労継続支援事業

一般企業などで働くことの難しい障がいのある人が、事業所等で働きながら、知識や能力を身につけるための訓練をする事業です。利用者が事業所と雇用契約を結んで働くA型と、雇用契約を結ばず働くB型があります。

◆ 障がい児

身体に障がいのある児童、知的障がいのある児童、精神に障がいのある児童又は治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」第四条第一項の政令で定めるものによる障がいの程度が同項の厚生労働大臣が定める程度である児童をいいます。

◆ 障がい者

身体障がい、知的障がい、精神障がい、その他の心身の機能の障がいがある人で、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあることをいいます。

◆ 障害者基本法

全ての国民が、障がいの有無によつて分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策に関し、基本原則を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策の基本となる事項を定めること等により、障がい者の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合かつ計画的に推進することを目的として制定された法律です。

◆ 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）

障がい者に対する虐待が障がい者の尊厳を害するものであり、障がい者の自立及び社会参加にとって障がい者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、家庭、福祉施設、職場での障がい者への虐待の禁止、防止と早期発見、養護者らへの支援を定めた法律です。

◆ 障害者虐待防止センター

障がい者に対する虐待の防止や早期発見のため、通報、届出及び相談に応じる窓口です。本市では、都城市総合社会福祉センター内に「都城市障がい者（児）基幹相談支援・虐待防止センター」を設置しています。

◆ 障害者週間

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として設けられた週間です。

◆ 障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の身近な地域において、就業面と生活面の一体的な相談・支援を雇用、福祉、教育等の関係機関と連携を図りながら行う機関です。

◆ 障害者の雇用の促進等に関する法律(障害者雇用促進法)

障がいのある人が、職業生活において能力を発揮する機会が与えられること、職業として自立するよう努めることを基本理念とし、障がいのある人の雇用と在宅就労の促進について定めた法律です。

◆ しょうがい福祉のガイドブック

本市の障がい福祉担当課において定期的に発行する冊子で、障がい福祉に関する各種制度やその利用方法等を記載したものです。

◆ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)

障がいの有無にかかわらず、国民すべてがお互いの人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会を実現することを目的とする法律です。

◆ 障害者自立支援協議会

障がい者等への支援体制の整備を推進するため、障がい者に関連する福祉、医療、教育、雇用等の関係者、関係機関のネットワークを構築し、地域における障がい者の課題について情報の共有化を図るため設置する協議会です。

◆ 障害者優先調達推進法

障がい者就労施設や在宅で就労する障がいのある人の経済面の自立を進めるため、国や地方公共団体などの公的機関が、物品やサービスを調達する際、障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入することを推進するため制定された法律です。

◆ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)

障害を理由とする差別の解消を推進することにより、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする法律です。

◆ 市民後見人

家庭裁判所に選任され、判断能力が十分でない方の金銭管理や日常生活における契約などを、本人を代理して行う弁護士や司法書士などの資格はもたない一般市民のことです。

◆ 自立訓練(機能訓練・生活訓練)

自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援計画に基づき行う福祉サービスです。

◆ 自立支援給付

障害の種別(身体障害、知的障害、精神障害)にかかわらず、障害者の自立支援を目的に全国一律で共通に提供するサービス。介護給付費(居宅介護、生活介護、同行援護、短期入所等)、訓練等給付費(就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助等)、自立支援医療費(更生医療、精神通院)、補装具費などがあります。

◆ 身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票です。対象となる障害は、①視覚障害、②聴覚又は平衡機能の障害、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害、④肢体不自由、⑤内部機能障害(心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、又は直腸、小腸、免疫の機能障害)で、障害の程度により1級から6級の等級が記載されます。

◆ 生活介護

常に介護を必要とする人に、主に入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動、生産活動の機会を提供する福祉サービスのことです。

◆ 生活習慣病

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群を指します。高脂血症・高血圧・糖尿病・心筋梗塞・動脈硬化・脳梗塞・がんなどが挙げられます。

◆ 精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障がいの状態にあると認められた者に交付する手帳です。精神障がいの等級は、1級から3級に区分され、手帳所持者は各種の保健・福祉のサービス等を受けることができます。

◆ 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症等により、判断能力が不十分な成年者を保護するための制度です。具体的には、判断能力が不十分な人について契約の締結などを代わりに行う代理人の選任や、本人が誤った判断に基づいて契約を締結した場合、それを取り消すことができるようにするなど、これらの人を不利益から守るための制度です。

◆ 相談支援事業

障害者総合支援法に基づき市町村及び市町村が委託した相談支援事業者等が実施する事業です。障がいの者の福祉や生活支援等に係る相談支援、福祉サービスの利用に伴う情報提供、サービス等利用計画の作成、事業者の紹介やサービス調整などの援助を行います。

◆ 短期入所(ショートステイ)

自宅で介護を必要とする障がいのある人が、介護者の病気、冠婚葬祭などの社会的理由又は私的理由で介護ができない場合に、短期間の入所により入浴、排せつ、食事の介護などを提供する福祉サービスです。

◆ 地域移行支援

施設に入所している障がいのある人及び精神科病院に入院している精神障がいのある人が、地域のなかで生活できるよう住宅の確保やその他の相談等の便宜を提供する福祉サービスです。

◆ 地域生活支援事業

障害者総合支援法により法定化されている事業で、市町村及び都道府県が実施することとされており、相談支援、コミュニケーション支援等必ず実施しなければならない事業が定められています。市町村及び都道府県は、障がいのある人が有する能力や適性に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態で効率的・効果的に実施します。

◆ 地域定着支援

居宅において、単身又は家庭の状況等により同居している家族による支援を受けられない障がいのある人に対して、地域のなかで安心して生活できるよう、緊急時の連絡体制の確保など便宜を供与する福祉サービスです。

◆ 通級

通常の学級に在籍する、比較的軽度の障がいがある児童生徒に対して、障がいの状態に応じて特別な指導を行うための教室です。

◆ 同行援護

視覚障がいにより移動が困難となった人が、外出する際に同行して援助を行うサービスのことです。

◆ 特別支援学級

学校教育法の一部改正(平成19年4月施行)により「特殊学級」から名称変更されました。軽度の障がいのある児童生徒のために、学校教育法第75条の規定により小・中学校等に設置される学級で、知的障がい、肢体不自由、身体虚弱、弱視、難聴、自閉症・情緒障がいなどの障がいのある児童生徒を対象としています。

◆ 特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む)に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする学校です。

◆ 難病

原因が不明で、治療法が未確立であり、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病です。
経過が慢性にわたり、経済的な問題だけでなく、介助などに人手を要するために家庭の負担が大きく、また精神的にも負担の大きい疾病です。

◆ 日常生活自立支援事業

知的障がい者、精神障がい者、認知症高齢者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等をおこなうものです。

◆ ノーマライゼーション

障がいのある人とない人が、お互いに特別に区分されることなく、社会の中で同じように生活し、活動することが社会のあるべき姿（ノーマルな姿）であり、本来の望ましい姿であるとする考え方のことです。

◆ 発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障がいであってその症状が通常低年齢において発現するものです。

◆ バリアフリー

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁(バリア)となるものを除去するという意味です。建物内の段差の解消など物理的障壁の除去という意味と、障がい者の社会参加を困難にしている社会的・制度的・心理的なすべての障壁の除去という意味があります。

◆ 福祉的就労

一般企業での就労が困難な障がい者が、福祉施設等で職業訓練等を受けながら働くことをいいます。

◆ 放課後等デイサービス

授業の終了後又は学校の休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービスです。

◆ 法定雇用率

民間企業や国、地方自治体等は、障がいのある人の雇用の場を確保するため、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、一定以上の割合(法定雇用率)にあたる障がいのある人を雇用しなければなりません。法定雇用率未達成の企業からは一定の納付金が徴収され、法定雇用率を超えて障がいのある人を雇用している企業には、障害者雇用調整金や報奨金として一定額が支給されます。

ぎょう や行

◆ ユニバーサルデザイン

障がいのある人や高齢者、外国人、男女など、それぞれの違いを超えて、すべての人が暮らしやすいように、まちづくり、ものづくり、環境づくりなどを行っていかうとする考え方のことです。

◆ 要約筆記

聴覚障がい者に話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のことです。話すスピードは書く(入力する)スピードより数倍も早くすべては文字化できないため、話の内容を要約して筆記するため「要約筆記」といいます。

ぎょう ら行

◆ ライフステージ

人の一生を年代によって分けたそれぞれの段階のこと。幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などに区分されます。

◆ リハビリテーション

心身に障がいを持つ方の人間的復権を理念として、障がいのある人の能力を最大限に発揮させ、その自立を促すために行われる専門的技術のことをいいます。

◆ 療育

障がいのある児童に対して、社会的に自立できるようにするために、抱える困っている特性をできる限り改善し、生かせる長所は伸ばしていく治療・教育のことです。

◆ 療育手帳

児童相談所または知的障害者更生相談所(福祉子どもセンター)において知的障がいと判定された方に対して交付される手帳で障がいの程度によりA、B1、B2に区分されます。日常生活がより円滑に行われるために用具の給付や医療費の助成、ホームヘルパーの派遣などが受けられます。また、JR、バス等の公共料金の割引や税金の控除などが受けられます。

◆ レスパイトケア

在宅で乳幼児や障がい者(児)、高齢者などを介護や育児している家族に、支援者が介護や育児を一時的に代替して休息を取ってもらう家族支援サービスです。

だい き みやこのじょうししょう しゃけいかく
第5期都城市障がい者計画
だい き みやこのじょうししょう ふくしけいかくおよ
第7期都城市障がい福祉計画及び
だい き みやこのじょうししょう じ ふくしけいかく
第3期都城市障がい児福祉計画

はっこうねんがっぴ れいわ ねん がつ
発行年月日 令和6年3月
はっ こう みやざきけん みやこのじょうし
発行 宮崎県 都城市
へん しゅう みやこのじょうし ふくし ぶ しょう ふくしか
編 集 都城市 福祉部 障がい福祉課
〒885-8555 みやざきけんみやこのじょうしひめぎちよう がいく ごう
宮崎県都城市姫城町6街区21号
TEL 0986-23-2980 / FAX 0986-24-1188
URL <https://www.city.miyakonojo.miyazaki.jp/>

新 域



幸せ上々、みやこのじょう
日本一の肉と焼酎、とっておきの自然と伝統

